

『復古記』原史料の基礎的研究

宮 地 正 人

目 次

- 一 『復古記』と『復古記』原史料
- 二 『復古記』原史料の全容
- 三 『復古記』原史料の史料底本としての価値
 - (1) 『復古記』の原史料引用の特徴
 - (2) 『家記』と『復古記』原史料の異同
 - a 「家記」が不完全にしか史料を示していない場合
 - b 「家記」の史料内容が『復古記』原史料と異なる場合
 - c 「家記」そのものには史料が記載されていない場合
 - d 「家記」の日時推定が誤っている場合
 - e 「家記」が編纂物であるが故の場合
- 四 『復古記』原史料の史料内容
 - (1) 幕末期史料

- 一二・九クーデタ前後
- 年貢半減令と西国掌握
- 関東における戊辰戦争
- (4) (3) (2)
- 東北における戊辰戦争
- (5) (6) (7)
- 蝦夷地と箱館戦争
- (8) (7)
- 東西両京と留守官問題
- 草莽諸隊
- 百姓一揆
- 民衆願書
- (10) (9)
- (11) 宗教政策
- (12) 政府部内史料

おわりに

一 『復古記』と『復古記』原史料

初年史と戊辰戦争の研究は一貫してこの『復古記』を軸として進められてきたことは衆目の一致するところであろう。

『復古記』(『復古記』・『復古外記』を含む)全二九八巻(刊本一五冊)は、その編纂意図や史学史上的位置づけに関する評価は種々に分れるにしても、大政奉還から箱館戦争に至る戊辰戦争の全過程を示す史料集としては他に類例をみない極めて浩瀚なものであり、今日に至るまで明治

『復古記』の編纂は明治五年一〇月太政官正院に設置された歴史課の主たる事業とされ、明治六年五月五日、皇城が炎上し、太政官庁が類焼した時までに、既に『復古記』三十余本、『復古外記』二十余本が編纂されていたが、両書ともこの時に焼失してしまっている。

明治八年四月、歴史課が修史局に拡充改組される中で、再び最初よりやり直されていた『復古記』の編纂も順調に進行し、慶応三年一〇月一四日より同月二五日至る『復古記』第一・二巻が完成するのが明治九年六月のことであった。

明治一〇年一月一八日、地租輕減による財政緊縮政策のもと、修史局は廃止され、同月二六日修史館設置により縮小された形で修史事業が再発足するが、この困難な情況下でも『復古記』編纂は進められ、明治九年後半期作成の『復古記』第三・一四巻に続く第一五・二六巻と『復古外記』の最初の二冊が明治一〇年一・六月の間に完成している。

『復古記』編纂の危機は、明治一四年一二月、修史館職制が改定され、六国史以後の編年史編纂に力を集中するため『復古記』編纂が中止された時に生じた。太政官正院歴史課以来『復古記』編纂の中心となってきた修史館監事長松幹は同館總裁三条実美に意見書を提出して編纂の継続方を強く要請、同年六月編纂の続行が認められることとなる。担当者の努力の結果、明治一八年前半期迄に『復古記』の明治元年一〇月一日より東征大総督の解任される一八日迄の第一四〇・一五〇巻の編纂が終了して『復古記』本記が完結、『復古外記』の未編纂部分に力が向けられることになったのだったが、太政官制より内閣制への変更に伴い、明治一九年一月修史館が廃止され、残務整理のため内閣内に臨時修史局が設置され、これ以降豊原資清が唯一人で『復古外記』を編纂しつづけなければならなかつた。

そして『復古外記』全一四八巻の編纂が終了するのは、明治二一年一〇月内閣臨時修史局が廃止されて事業が帝国大学臨時編年史編纂掛に移つた翌年の明治二二年一二月のことであった。

『復古記』原稿はながらく史料編纂掛に保管され、内外書籍株式会社から全一五冊として出版されたのは、史料編纂掛が史料編纂所と改称さ

れた昭和四年の翌五年一〇月から六年一〇月にかけてのことである。

※ ※

『復古記』の依った史料は、その卷頭に示された「引用書目」によれば通計一二一二種の多くにのぼっているが、その基本史料群の第一は、全巻を概観すれば明かな如く、旧大名家を始めとする差出史料（それ自体編纂物）の一群である。

既に明治三年四月、太政官は旧公卿・大名各家に対し、嘉永六年以降の日記・文書を、また国事奔走者の家族に対し日記・書翰・手控等の差出を命じているが、歴史課の設置された翌月の明治五年一月、国史編輯のため旧大名家に対し、統藩翰譜事蹟を差出すことが達せられる。旧公家・神官・僧侶等に対し同様の趣旨が發せられるのは少しあとの明治七年一二月のことである。

明治六年五月五日の皇城炎上で、それ以前蒐集した関係史料も悉く灰燼に帰したため、明治七年二月、太政官は、明治三年四月布告による差出史料が焼失したので、再度同様の史料を差出すよう各府県宛に達し、同月復古功臣二一名並びに国事勤労者三一名に対し事蹟取調を命じることとなる。

とりわけ『復古記』編纂の基本史料となつたものは、明治六年五月八日、旧大名家に対し慶応三年一〇月より明治元年一〇月の間に至る諸達願伺等及び履歴を始め一藩関係の達書・諸伺に至る迄原文を記し、事実を歴叙し別冊に認め差出すよう達せられたのを受け、各家から提出された所謂「家記」類である。

更に『復古記』編纂担当者は、「家記」記述中の不分明な箇所に關し、数多くの「家記」差出華族家に問質しを重ね、その關係文書を「家記」に綴り込む作業を続けていく。一例をあげると、明治一〇年四月七日の「修史館日記」(0170-14-4)には「池田章政家扶代理首長強出頭、下

条元春面会候處、三月十五日相達置候戊辰正月租稅半額免除云々達者、同月廿七日ニ更ニ山陽道取締之御達有之候節、前御達之儀如何心得可然哉相伺候處、御取消旨御達有之候段、取調書差出候ニ付、家記ヘ付シ候事」との一条が記されているが、「池田章政家記 坤」(4175—922—2)には右の趣旨が認められたものが從四位池田章政差出書(宛先は修史館長従五位塚本明毅殿)の形で綴り込まれている。これを根拠として、「復古記」慶應四年一月二七日の条(第一冊七四六頁)は、「依テ租稅半減云々ハ、實際被行候儀ニ無之」とするのであった。

※
※

あと一つの基本史料群は、太政官政府側の諸史料であり、その内でも主要な編纂史料である「弁事局記」・「行政官記」・「軍務官記」・「東征總督記」・「宮内省記」等々は現在国立公文書館に所蔵されている。しかしながら、歴史課・修史局は史料そのものの蒐集整理をも試みていたのであり、明治七年八月には青蓮院文書六貫八百目を京都陸運元会所から東京歴史課宛に発送させており(「史料編纂始末」第二卷(0174—9—2)、明治八年六月には正倉院御物中天平年間の古文書類を宮内省に取寄せてもらい、それを贋写することの許可を正院から得てもいるのである(同上第三卷)。

ところで、沢渡広孝なる人物は明治八年九月現在の業務分担(「史料編纂始末」第三巻)において、長松幹、長英、廣瀬進一、四屋恒之、中村鼎五、藤川三溪、平野知秋とともに「復古記」編纂担当となつており、修史館が廃止となるまで一貫して復古記の実質的編纂の中心となつた編纂官であった。彼は旧幕期は内蔵寮史生正七位下河内大掾の官職を有した朝廷官人であり(明治八年一〇月現在で三五歳四ヶ月)、明治元年の東幸、明治二年の再幸の際、両度とも内侍所に供奉して東京に来ており、明治三年一一月権内舎人に、明治五年六月正院記録局写字生に、八年三

月十一等に、同年八月一八日修史局一等書記に任命される経歴を有していた(「修史館官員履歴」0170—20)。

この沢渡は明治八年七月二十四日から史料調査のため京都に赴き、左の如き第一報告を七月二八日付で修史局長に発している(「歴史課官員諸届綴」0170—24)。

「本月廿七日午後五時京都へ着、翌廿八日午前京都府庁へ出頭致、修史委員十等出仕中村勤案内ニテ代理権參事國重正文ニ面会仕候處、局長ヨリ権知事ヘ之書面、已ニ昨日京着相成拝見致候間、及掛合候処、権知事ハ御用都合有之、本月三十一日頃横浜解纜、来月二日三日頃帰京可相成候、然ルニ本日簿冊文庫之主鑰之者不參故、明廿九日呼出置候ニ付岡頭相成候様、権參事申談有之候、右着手之次第八後便可申進候得共、京着之儀、不敢申進候也」

これによると、修史局が組織として取りくんだ史料調査であることが明白である。つづく第二報告は八月四日付でおこなわれている(同上書)。即ち左の書翰である。

「本月廿日京着之儀申上候後、左之通り、

○廿九日、御文庫主鑰之水茎玉菜ト申者ニ面談致置候而、二条城中御土藏中書記類取調之儀頼置候ニ、翌日二条城中御土藏中取調候処、一切無之旨返答之事、

○三十日、紫宸殿西納殿辛戸ニ有之候書記ハ長持拾壹棹、広庭御文庫ニ有之候書記拾五箱受取取調居候ニ付、別紙御尋問申上候件、至急御指令有之度候也、同日午後、宇田栗園方へ罷出相尋候處、宮中御文庫ニ有之候文書類ハ、昨年宮内省へ不残相送、只今現在ハ御装束而已有之候趣返答之事、

○三十一日、紫宸殿へ出頭取調之事、
○八月一日、休息、

○二日、少々所勞ニ付不參、

○三日、紫宸殿へ出頭取調之事、

○四日、昨日権知事帰京ニ付、今朝私宅へ罷越、前条之趣申述候、然ルニ知事被申候ニハ、仙洞御所御文庫モ取調可申候、其外搜索可致候儀モ有之候間、暫時滯留可致候様被申候ニ付、精々搜索可仕心得候間、此迄之着手始末申進置候也、

右書翰中に言及のある別紙とは次の二伺書である。

「第一号

紫宸殿西納殿辛戸ニ有之書記人長持拾壱棹所置伺

右ハ丁卯戌辰之書記類ニシテ、七分ハ無用、三分ハ有用ナリ、混雜致居候間、大略見分ケ、有用之分可持帰候、取調日数ハ拾壱日間卒業之見込、可否奉伺候也、

明治八年八月四日

沢 渡 広 孝

「第一号

広庭御文庫ニ有之候書記入拾五箱所置伺

右ハ先帝以来旧大名記官務之記録ニシテ、壱箱ニ付有用ハ三四枚宛有之、箱ハ總テ方寸尺有余モ有之、嵩高ニ付膳写致可持帰候、写字料一枚ニ付凡式錢、日數十日間卒業之見込、可否奉伺候也、

明治八年八月四日

沢 渡 広 孝

この内第一号伺書が『復古記』原史料に関するものである。

沢渡の第三報告は八月一三日に発せられている。

「本月五日、着手次第申上候後、左之通り。○五日不參、○六日休、

○七日午前京都府へ出頭、午後紫宸殿出頭取調、○八日九日十日紫宸殿へ終日出頭取調卒業、○十一日休、○十二日京都府へ出頭、権知事添書持參、正四位押小路実潔記録ニ付面談之事、

本月四日、壱号式号可否御伺御指令御待居候處、郵便川支延着ニ付、于今着不致候得ハ、別紙之通り申立、卒業相成候間、十五日午前出京、十七日午後神戸出帆、十九日東京へ帰着可仕、尚委曲ハ参考可申陳候、右京都引拵之儀申進候也、

追而別紙宇田栗園書面御廻申候也、

八年八月十三日

沢 渡 広 孝

右書翰中言及のある別紙の内、第一号伺書に関連のあるものは、次の二点である。

「 写字生雇入願

京都滞留中紫宸殿西納戸辛戸ニ有之候御記録類取調ニ付、写字生二員借用致度、尤一時之事ニ候間、日給雇入之御振合ヲ以テ明八日ヨリ右同所エ御廻可有之、此段願上候也、

明治八年八月七日

沢 渡 広 孝

京都府御中

「紫宸殿西納殿辛戸ニ有之記録調

第六号

留守官記録

第七号

皇漢学校記録

第八号

掌上記録

第九号

目安箱記録

第五号

内国事務局記録

第六号

留守官記録

第七号

掌上記録

第八号

内国事務局記録

第九号

留守官記録

第十号

内国事務局記録

内国事務局記録

右、今度京都ニ於テ取調致候処、拾壹箱之内、五号九号拾壹号長持入用ニ付、東京エ御廻有之度、此段及御掛合候也、
追而十七日神戸出帆之便船有之、東京エ罷帰候間、此段申進置候也、

明治八年八月十二日

正院修史局
沢 渡 広 孝

京都府御中

」

ここでは三箱の東京廻送しか言及されていないが、のこりの箱がその後東京に廻ったのか、あるいはとどまつたままのかは、現存する事務資料からは判明しない。また八月十三日付書翰中の宇田栗園書面は、「禁中并仙洞大宮三御所共、下官関係致候御文庫之中ニハ別段書類と覺敷者更ニ相見え不申」との八月一〇日付の宇田書翰である（宛先は京都府御中、従って沢渡のもとには榎村正直の添書と共に来たのである）。沢渡が帰京したのが八月二一日、翌二二日には帰京届を修史局に提出しているが、彼がこの時自らいくつかの史料を携え帰つていたことは、後に示す『復古記』原史料中「慶応三年武家江遣書翰留」(XXX—10—90)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 一号 明治八年八月二十二日」、「諸侯參暇留」(XXX—10—89)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 三号 明治八年八月二十二日」、「内国事務諸達留」(XXX—10—92)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 四号 明治八年八月二十二日」等と記されていることからも明かである。

また東京に廻送された長持史料は、「総裁局記」（原題は「内国事務局叢書」とあるも抹消）第一号表紙(I—1—0)に朱筆で「此原書ハ西京ニアリシ長持中ノ叢書ヲ略ホ整頓シテ総裁局記ト名ツク」と記され、末尾に沢渡の朱印が押印されているように、沢渡が東京で整理によりかかることになるのであった。

次に何時頃整理の目途がついたかであるが、京都御所より持帰った太

政官史料（以下『復古記』原史料とよぶ）が『復古記』の中に始めて出現するのは、第一八卷（中）の慶応四年二月一五日付米倉丹後守届書（刊本第二冊五〇頁）からであり、出典を「内国事務局叢書」に採っている。「史料編纂始末」第六卷によれば『復古記』第一七卷から三六巻迄が完成したのは明治一〇年後半期となつており、この時期までに主要部分の整理がおこなわれたのではないだろうか。

尚、整理の過程で幕末期史料に関するものは合綴されて『復古記』原史料群と別置されていったものと推定される。現在史料編纂所に入架されている「京都御所書類」（上下二冊、4170—80—2）はその可能性が強い。

ところで『復古記』原史料中『復古記』の編纂に利用されたものは、現存のものと対照させる限りでは「総裁局記」、「内国事務局叢書」、「弁事局叢書」、「行政官叢書」の四種の叢書（いすれも數十通の文書を厚紙の表紙をつけて綴つたもの）にとどまつており、その他は整理途中乃至未整理のままとなつていて、それは、①先に見た如く、『復古記』編纂は明治一〇一月以降の組織縮小によつてその人員を削減され、明治一五年六月以降は更にこの傾向が極端となり、『復古記』原史料そのものの整理が十分に進捗しなかつたこと、②『復古記』原史料は京都御所に太政官官庁が存在していた全期間に及び、明治二年七月留守官に組織変更されてから同官が廃止される明治四年八月迄の史料をも含んでいるが、『復古記』編纂の主眼は慶応三年一〇月より明治元年一〇月に至る諸大名の向背と各地戦争の展開を明かにすることにおかれていたため、その編纂の網にかららない史料は当初から整理の対象とはならなかつたことが原因と考えてよいだらう。

なお、京都御所より持帰った太政官史料をここでは一括して『復古記』原史料とよぶこととするが、その中には若干部分、性格の異なる諸

史料も混入している。その一つは京都御所に残存していた幕末期朝廷関係史料（同期の数名の公卿史料も含まれている）であり、あと一つは『復古記』の中にも繰り返し使用されている「三条家叢書」である。後者は三条実美個人の所持史料であつて京都御所にあつたものではない。

更に「辰四月下浣改 八局補略」^(XXX)には長松幹宛一〇月一日付岩倉具視の「別冊嵯峨卿より昨日御差廻候間、兼而之末ニ付、渾而御廻し申入候、万一千御参考之一端ニも相成候ハ」と、重畳之事ニ候との添翰^{(XXXI)-(10)-79-(2)}が附されているが、これは「史料編纂始末」第五巻「修史館日記」明治一〇年一〇月一一日の条の「岩倉右大臣殿ヨリ八局補略外六冊嵯峨実愛ヨリ差出候ニ付、為参考送付相成候ニ付、図書掛へ相廻候事」の記述と照応しており、『復古記』編纂担当者が東京在住旧公卿からも諸史料をこの時期蒐集していたことがわかる。ただが、この種の各種史料は他にも『復古記』原史料に混入している可能性が高い。

二 『復古記』原史料の全容

『復古記』編纂は糺余曲折の末、明治二二年一二月に終了したが、明治二八年史誌編纂掛が史料編纂掛として再発足して以来、史料編纂の基軸は『大日本史料』と『大日本古文書』において明治維新史編纂とは無縁となり、『復古記』原稿自体、日の目を見たのは昭和五年をまたなければならなかつた。『復古記』原史料に関しては大正初年に主要部分の略目録が史料編纂官補田沼駒江の調査により作成されており、そこには「修史局以来殘留書類目録一應取調ヨアシタルモノ」と題付されている（なお本目録の中で「大正三年調 第二長持」との注記がなされているところがある）。

しかしながら、『復古記』原史料の保管場所は数次移動したようだ、

昭和四〇年頃、旧蔵場所浅野地区の通称浅野倉庫が解体されることに伴い、赤門脇の史料編纂所倉庫（通称赤門倉庫）に他の諸書類・図書等と共に一括して搬入され、整理が可能となるには昭和六年の赤門倉庫の内装工事のための史料搬出をまたなければならないなかつた。

その時始めて全体をボーリング調査することが出来たが、その結果、内容が良質の原史料群であり、また現在の幕末維新时期研究の発展を鑑る時、多くの必要な未知の史料があり、更に十分『復古記』を補充し、より深く同書を活用するに足る史料であることが判明したので、昭和六三年より三年間、文部省科学研究補助金の援助を受け、第一に『復古記』原史料を整理・修補して公開にもちこみ、第二に許された時間内で史料研究をおこなうこととしたのである。

今回の整理に当つては、出来うる限り前述の「目録」に沿つて復元することを試みたが、第一に「目録」自体、『復古記』原史料の全体を目録化したものではまったくないこと、第二に「目録」のタイトル取りが簡略なものであるため、史料を同定するのが困難な部分が相当出てきたこと、第三に、数次の保管場所の移動により、との形態がわからなくなつてしまつたものが多くなつてゐることの三つの理由から、やむなく、「目録」に沿つて復元出来る部分は極力復元を試み、復元不可能な部分に関しては、その内容に従つて大分類を行うこととし、その結果、大分類項目は三一項目となり、内一よりXXIIまでは「目録」に沿つての復元、XXIIよりXXXIまでは内容に従つての分類となつた（尚一からXXIIまでの内で復元できなかつたものの大部分はXXIIよりXXXIまでの中に入つてゐると考へてよい）。整理の基本は一点毎に番号を付し、文書継目の糊付・裏打をはじめとする史料の修補をおこなつた上で封筒に入れる作業であった。

以下その全体を左に示してみよう。

I 総裁局記

もとの型態は総裁局記と題した表紙を付して文書を綴つたものである。全部で六綴。各綴は一号・二号と号数がつけられている。整理に当つて表紙には〇番号を付した(各項共同じ)。

第一号

II
内國事務局叢書

ものとの形態は内、国事務局叢書と題した表紙を付して文書を綴つたものである。綴が大部となつたためか、「目録」では全体の綴を「一から一〇号までに分けてい。各綴の中には通し番号が付されているものとないものがあるので、ここでは前者を〔〇〕で、後者を〔〕で区別しておく。尚現存しない綴に関しては欠と記した。

① 慶応二年一月～慶応三年二月二六日（王政復古布告への請書がおもなもの）

② 慶応三年一二月一七日～二二日（王政復古布告への請書がおもなもの）

③ 慶応三年一二月二三日～一二月三〇日

という形となる（部分もすべて○表示で可）。

三
弁事局叢書

もとの型態は弁事局叢書と題した表紙を付して文書を綴つたものである。綴が大部となつたためか、「目録」では全体の綴を一から一号（但し一号の部分は完全に散らばつてここには復元できなかつた）までに分けられている。各綴の中には通し番号が付されているものとないものがあるので、ここでは前者を〇で、後者を〔〕で区別しておく。尚一～一〇号までの間で現存しない綴に関しては欠と記した。

第一号

- | | |
|---|----------------|
| ② | 慶応四年二月～四月達并届書 |
| ③ | 慶応四年四月一日～四月七日 |
| ③ | 二之部 慶応四年四月七日 |
| ③ | 呂之部 慶応四年一月中 |
| ④ | 慶応四年四月八日～四月一二 |
| ⑤ | 慶応四年四月一二日～四月一 |
| ⑥ | 慶応四年四月一四日～四月一 |
| ⑦ | 慶応四年四月一七日 |
| ⑧ | 慶応四年四月一八日～四月一 |
| ⑨ | 慶応四年四月二〇日～四月一 |
| ⑩ | 慶応四年四月二三日 |
| ⑪ | 慶応四年四月二三日～四月一 |
| ⑫ | 乙 慶応四年四月二三日発令知 |
| ⑬ | 慶応四年四月二六日～四月一 |

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 65 欠 欠 81 51 79 81 79 98 35 58 151 82 66

第三号

IV
無題名叢書

「目録」では「弁事局叢書の内か」と記されてある。もとの型態は題名をつけないまま表紙を付して文書を綴つたものである。綴が大部となつたため、「目録」では全体の綴を一から一〇号までに分けている。ここでは通し番号が付されていないので、各号毎に①から番号を付しておいた。また現存しない綴に関しては欠と記した。

慶応四年四月五日届書	0	0	0	0
慶応四年四月一四日願伺届書	0	0	0	0
慶応四年四月七日願伺届書	0	0	0	0
慶応四年四月五日願伺届書	0	0	0	0
慶応四年四月三日願書	0	0	0	0
〔III〕の総点数四八九八点。出納番号を例示すれば、III—第三号— 〔部分もすべて○表示で可。〕	20	0	0	0
	98	8	38	16

	北陸道總督府ヨリ御沙汰ノ件々届書										書
調	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
大坂	大坂	長崎	大津	横浜	裁判所						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	9	34	7	19	23	18	22	11	16	6	3

$$\begin{array}{ccccccccc}
 ③ & ② & ① & & & & & & \\
 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\
 \{ & \{ & \{ & \{ & \{ & \{ & \{ & \{ & \} \\
 29 & 22 & 9 & 12 & 5 & 21 & 11 & 17 & 15 & 16 & 13 & 7 & 12 & 12 & 17 & 24 & 26 & 13 & 11 & 26 & 16 & 42 & 20 & 11
 \end{array}$$

⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
慶応四年閏四月二日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月七日調届書	慶応四年閏四月九日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月五日届書	慶応四年閏四月四日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月七日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月九日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月四日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月七日 <small>一</small> 〇日	慶応四年閏四月九日 <small>一</small> 〇日
慶応四年五月三日届書	慶応四年五月四日届書	慶応四年五月七日届書	慶応四年五月八日届書	慶応四年五月一二日 <small>一</small> 〇日	慶応四年五月一七日届書	慶応四年五月一八日願届書	慶応四年五月二〇日届書	慶応四年五月二三日願届書	慶応四年五月二四日願届書
慶応四年五月三日届書	慶応四年五月四日届書	慶応四年五月七日届書	慶応四年五月八日届書	慶応四年五月一二日 <small>一</small> 〇日	慶応四年五月一七日届書	慶応四年五月一八日願届書	慶応四年五月二〇日届書	慶応四年五月二三日願届書	慶応四年五月二四日願届書
慶応四年五月三日届書	慶応四年五月四日届書	慶応四年五月七日届書	慶応四年五月八日届書	慶応四年五月一二日 <small>一</small> 〇日	慶応四年五月一七日届書	慶応四年五月一八日願届書	慶応四年五月二〇日届書	慶応四年五月二三日願届書	慶応四年五月二四日願届書

第三号

$$\begin{array}{ccccccccccccc}
 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\
 \swarrow & \swarrow \\
 7 & 18 & 9 & 9 & 26 & 6 & 10 & 8 & 4 & 23 & 16 & 20 & 19 & 19 & 12 & 10 & 17 & 18 & 17 & 8 & 8 & 8 & 16 & 28
 \end{array}$$

①	慶応四年五月二日届書
②	慶応四年六月五日届書
③	慶応四年六月七日届書
④	慶応四年六月八日願伺届書
⑤	慶応四年六月一〇日届書
⑥	慶応四年六月一二日届書
⑦	慶応四年六月一四日届書
⑧	慶応四年六月一五日届書
⑨	慶応四年六月一七日願届書
⑩	慶応四年六月一八日届書
⑪	慶応四年六月一九日届書
⑫	慶応四年六月二二日願届書
⑬	慶応四年六月二三日届書
⑭	慶応四年六月二三日願届書
⑮	慶応四年六月二十四日届書
⑯	慶応四年六月二七日届書
⑰	慶応四年六月二三日届書
⑱	慶応四年六月二九日届書
⑲	慶応四年六月五日(六月二〇日)届書
⑳	慶応四年五月三〇日届書
㉑	旗本朱印之儀ニ付届書
㉒	慶応四年五月
㉓	第五号

① 慶応四年七月一日～七月五
慶応四年七月二日願届書
慶応四年七月三日届書
慶応四年七月八日届書
慶応四年七月九日届書
慶応四年七月一〇日届書
慶応四年七月一二日届書
慶応四年七月一三日願届書
慶応四年七月一四日届書
慶応四年七月一五日届書
慶応四年七月一八日届書
慶応四年七月一九日願届書
慶応四年七月二〇日届書
慶応四年七月二二日届書
慶応四年七月二二日願届書
慶応四年七月二八日届書
慶応四年七月二八日願届書
慶応四年七月布達書

大納言領知復旧願書 慶応四年六月
金御沙汰書 慶応四年六月二七日
天機伺書 慶応四年六月

①	慶応四年八月四日届書
②	慶応四年八月五日～八月七日届書
③	明治二年八月五日～八月八日届書
④	慶応四年八月一〇日届書
⑤	慶応四年八月一二日届書
⑥	慶応四年八月一四日届書
⑦	慶応四年八月一七日届書
⑧	慶応四年八月一九日届書
⑨	慶応四年八月二〇日届書
⑩	慶応四年八月二三日願伺届書
⑪	慶応四年八月二九日届書
⑫	慶応四年八月二五日届書
⑬	旧旗本川勝驥之輔願書
⑭	慶応四年八月二九日届書
⑮	旧旗下願届書
⑯	奥越戦争及死傷届書
⑰	慶応四年八月四日届書
⑱	慶応四年八月三日届書
⑲	慶応四年八月二三日届書
⑳	第八号
㉑	慶応四年九月一日届書
㉒	慶応四年九月三日届書
㉓	諸侯下大夫届書
㉔	慶応四年九月四日
㉕	慶応四年九月五日届書
㉖	慶応四年九月七日届書
㉗	諸侯ヨリ届書
㉘	明治元年九月一二日
㉙	明治元年九月一三日届書

明治元年九月一七日届書
明治元年九月一九日届書
明治元年九月二七日届書
明治元年九月二八日届書
諸侯公議人公用人届書 明治元年九月
明治元年九月願届書
明治元年九月願届書 明治元年九月
明治元年一〇月二日諸侯下大夫願届書
明治元年一〇月五日願届書
明治元年一〇月七日願届書
明治元年一〇月一二日一〇月一三日届書
明治元年一〇月一五日届書
明治元年一〇月一七日届書
明治元年一〇月二〇日届書
明治元年一〇月二三日届書
明治元年一〇月二四日届書
明治元年一〇月二八日届書
明治元年一〇月二九日届書
明治元年一〇月二八日肥州藩盛岡謝罪一件届書
明治元年一一月三日届書
明治元年一月五日届書
明治元年一月二七日諸藩届書
明治元年一一月三日届書
明治元年一月五日届書
明治元年一一月八日届書
明治元年一一月八日届書

欠 欠 19 欠 29 欠 次 10 8 17 8 15 次 13 次 次 37 欠 次 次 次 次 次 次 次

⑩ 戰國四年五月～八月御沙汰書
慶應四年五月～六月御沙汰書
慶應四年五月～六月手簡
慶應四年五月二七日願伺届書
慶應四年六月二五日届書
慶應四年五月一九日願届書
慶應四年四月以後貢士
慶應四年四月以下届書
慶應四年五月一〇日届書
慶應四年一月達書
① 慶應四年一月達書
② 慶應四年五月一九日願届書
③ 慶應四年五月二二日届書
④ 慶應四年五月二七日願伺届書
⑤ 慶應四年六月二五日届書
⑥ 慶應四年五月～六月御沙汰書
⑦ 慶應四年五月～六月手簡
⑧ 慶應四年五月二七日願伺届書
⑨ 慶應四年六月二五日届書
⑩ 戰國四年五月～八月御沙汰書文案
戊辰御沙汰書
戊辰達書類
戊辰達書草案付雜文
御沙汰書文案
明治二年三月八日届書
明治二年三月一五日届書
明治二年三月二九日願伺届書
IVの総点数二九九六点。出納番号
という形となる。

行政官叢書

明治二年三月二十五日辰書
明治二年三月二九日願伺届書
IVの總点数二九九六点。出納番号を例示すれば、IV—第三号—
という形となる。

もとの型態は行政官叢書と題した表紙を付した一三綴の小規模のものである。ここでは通し番号が付されていないので①から⑯までの番号を付しておいた。

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ① 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 41 13 7 12 15 11 6 15 25 5 10 29 15 21 30 32 21 11 25 45

「目録」では一号から三十一号まで記載され、そのまとまりが失われ、元しめたものを左に示す。

Vの総点数二一五点。出立する。

現 在 で うじて復 いう形と 0 0 0 0 0 0 52 7 6 6

由緒書 座光寺右
の総点数一三三点
いう形となる。

「目録」では一〇冊八綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまつたため、ここに復元するのは今のところ不可能である。整理の今後の進捗を考えて大分類番号のみをつくっておくこととする。

VIII
行政官記錄

VI
弁事局記録
「目録」では一号から三号に大分類された文書群であつたが、現在ではそのまゝまりが失われ、ほとんど復元不可能である。かろうじて復元したものを見左に示す。

弁事局記録

④ ③ ② ① 御預所租稅錄加藤遠江守御預所
諸藩願同届請書 慶応四年一月ヨリ (一綴)
津輕少將兵隊松前表戰爭届覺
松前藩届書写

— — 0
冊 冊 } 119 冊

内國事務局記

「目録」では一冊二綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまったため、復元することができたのは左の一点のみである。

① 国郡会計事件慶応四年閏四月

一冊

X 無題名文書

「目録」では「三冊一綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまつたため、復元することができたのは左の史料のみである。諸侯旗下并代官等誓請書

XI
弁事局書類
(袋詰の分)

もとの型態は弁事局関係の文書を袋詰にし、表に弁事局書類と題して

通し番号を付したものである。全体で二六袋あるが、内第一三袋は袋のみが残っている。推測するに、XIからXXIまでは内容分類までおこなつたものの、年月日順に整理する処までは及ばなかつたものか。

第一袋
第二袋

第三袋
第四袋

第五袋
第六袋

第七袋
第八袋

第九袋
第一〇袋

第一一袋
第一二袋

第一三袋
第一四袋

第一五袋
第一六袋

第一七袋
第一八袋

第一九袋
第一〇袋

第二一袋
第二二袋

第二三袋
第二三袋
第二三袋

0 / 93	0 / 109	0 / 87	0 / 63	0 / 81	0 / 178	0 / 58	0 / 88	0 / 71	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 106	0 / 62	0 / 77	0 / 114
--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	---------	--------	--------	---------

第二四袋
第二五袋

第二六袋

XIの総点数二〇三七点。出納番号を例示すれば、XI—第一〇袋—37と
いう形となる。

XII 太政官書類（袋詰の分）

もとの型態は太政官関係の文書を袋詰にし、表に太政官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で八袋ある。

第一袋
第二袋

第三袋
第四袋

第五袋
第六袋

第七袋
第八袋

第九袋
第一〇袋

第一一袋
第一二袋

第一三袋
第一四袋

第一五袋
第一六袋

第一七袋
第一八袋

第一九袋
第一〇袋

第二一袋
第二二袋

第二三袋
第二三袋
第二三袋

0 / 85	0 / 62	0 / 99	0 / 22	0 / 54	0 / 37	0 / 41	0 / 45	0 / 40	0 / 60	0 / 41	0 / 0	0 / 33	0 / 51	0 / 72
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

XIII 留守官書類（袋詰の分）

もとの型態は留守官関係の文書を袋詰にし、表に留守官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で八袋ある。

第七袋	第六袋	第五袋	第四袋
0 ~ 53	0 ~ 71	0 ~ 52	0 ~ 44

第八袋 第九袋

XXの総点数四六一点。出納番号を例示すれば、XX—第九袋—62という

形となる。

XXI 無題名書類（袋詰の分）

もとの型態は分類不能のものを袋詰にし、表に無題名書類と題して、通し番号を付したものである。但し通し番号は朱で認められたものが

一から一〇迄（内3と8欠）、墨で認められたものが一から八迄あるので、ここでは赤番号と黒番号の二つに袋を分類しておく。

XXII 所属不明一括史料
ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、ヨリ又は紙片でたばねられていたものを、一たばね毎に①から②までの番号を付しておいた。

第六袋
第七袋
第八袋
XXI の総点数九五六点、出納番号を例示すれば、
第四袋 6 と、う形となる。
XXI ——アカ（又はクロ） 0 0 0 45
0 78 64

XXの総点数九五六点、出納番号
—第四袋—56という形となる。

所属不明一括史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、ヨミ又は紙片でたばねられていたものを、一たばね毎に①から②までの番号を付しておいた。

(留守官・宮内省のもの)

締紐付札に「明治二十三年十二月調 二十三号 征長事件」とあり、幕末期の文書

(戊辰戦争届書がほとんどである)

第一〇袋	第九袋	第八袋	第七袋	第六袋	第五袋	第四袋	第三袋	第二袋
0 38	0 26	0 欠	0 75	0 55	0 58	0 76	0 欠	0 44

黒番号の部（クロ）

(12) 包紙の表に「宝相心院宮理宮御事」とあり、文久二年八月一〇日
に死去した孝明天皇第四皇女葬式関係書類である。
0 / 33

(13) 包紙の表に「雑書翰」とあり、中味は仙台藩士伊藤十郎兵衛旧蔵の
戊辰戦争関係文書である。
1 / 100

(14) 包紙の表に「宝相心院宮理宮御事」とあり、文久二年八月一〇日
に死去した孝明天皇第四皇女葬式関係書類である。
0 / 33

(15) 包紙の表に「宝相心院宮理宮御事」とあり、文久二年八月一〇日
に死去した孝明天皇第四皇女葬式関係書類である。
1 / 100

(16) 包紙の表に「宝相心院宮理宮御事」とあり、文久二年八月一〇日
に死去した孝明天皇第四皇女葬式関係書類である。
1 / 100

(17) 包紙には「旧幕旗下願書」二号とある。
0 / 33

(18) (戊辰戦争届書がほとんどである)
1 / 20

(19) (年月日不明文書がまとめられたもの)
0 / 9

(20) (幕末期のものが多い)
0 / 21

(21) (幕末期のもの)
0 / 21

(22) (慶応四年六月八坂社臨時祭関係のもの)
0 / 21

(23) (旧旗本曾我大三郎に関するもの)
0 / 21

(24) (明治二年八月熊本藩の桂御所警衛に関するもの)
0 / 21

(25) (一二月とわかる文書を集めたもので、中は慶応三年と明治元年に
わかかる)
0 / 21

(26) (幕末期のもの)
0 / 21

(27) (幕末期のもの)
0 / 21

(28) (幕末期のもの)
0 / 21

(29) (幕末期のもの)
0 / 21

(30) (幕末期のもの)
0 / 21

(31) (幕末期のもの)
0 / 21

(32) (幕末期のもの)
0 / 21

(33) (幕末期のもの)
0 / 21

(34) (幕末期のもの)
0 / 21

(35) (幕末期のもの)
0 / 21

(36) (幕末期のもの)
0 / 21

(37) (幕末期のもの)
0 / 21

(38) (幕末期のもの)
0 / 21

(39) (幕末期のもの)
0 / 21

(40) (幕末期のもの)
0 / 21

(41) (幕末期のもの)
0 / 21

(42) (幕末期のもの)
0 / 21

(43) (幕末期のもの)
0 / 21

(44) (幕末期のもの)
0 / 21

(45) (幕末期のもの)
0 / 21

(46) (幕末期のもの)
0 / 21

(47) (幕末期のもの)
0 / 21

(48) (幕末期のもの)
0 / 21

(49) (幕末期のもの)
0 / 21

(50) (幕末期のもの)
0 / 21

(51) (幕末期のもの)
0 / 21

(52) (幕末期のもの)
0 / 21

(53) (幕末期のもの)
0 / 21

(54) (幕末期のもの)
0 / 21

(55) (幕末期のもの)
0 / 21

(56) (幕末期のもの)
0 / 21

(57) (幕末期のもの)
0 / 21

(58) (幕末期のもの)
0 / 21

(59) (幕末期のもの)
0 / 21

(60) (幕末期のもの)
0 / 21

(61) (幕末期のもの)
0 / 21

(62) (幕末期のもの)
0 / 21

(63) (幕末期のもの)
0 / 21

(64) (幕末期のもの)
0 / 21

(65) (幕末期のもの)
0 / 21

(66) (幕末期のもの)
0 / 21

(67) (幕末期のもの)
0 / 21

(68) (幕末期のもの)
0 / 21

(69) (幕末期のもの)
0 / 21

(70) (幕末期のもの)
0 / 21

(71) (幕末期のもの)
0 / 21

(72) (幕末期のもの)
0 / 21

(73) (幕末期のもの)
0 / 21

(74) (幕末期のもの)
0 / 21

(75) (幕末期のもの)
0 / 21

(76) (幕末期のもの)
0 / 21

(77) (幕末期のもの)
0 / 21

(78) (幕末期のもの)
0 / 21

(79) (幕末期のもの)
0 / 21

(80) (幕末期のもの)
0 / 21

(81) (幕末期のもの)
0 / 21

(82) (幕末期のもの)
0 / 21

(83) (幕末期のもの)
0 / 21

(84) (幕末期のもの)
0 / 21

(85) (幕末期のもの)
0 / 21

(86) (幕末期のもの)
0 / 21

(87) (幕末期のもの)
0 / 21

(88) (幕末期のもの)
0 / 21

(89) (幕末期のもの)
0 / 21

(90) (幕末期のもの)
0 / 21

(91) (幕末期のもの)
0 / 21

(92) (幕末期のもの)
0 / 21

(93) (幕末期のもの)
0 / 21

(94) (幕末期のもの)
0 / 21

(95) (幕末期のもの)
0 / 21

(96) (幕末期のもの)
0 / 21

(97) (幕末期のもの)
0 / 21

(98) (幕末期のもの)
0 / 21

(99) (幕末期のもの)
0 / 21

(100) (幕末期のもの)
0 / 21

(101) (幕末期のもの)
0 / 21

(102) (幕末期のもの)
0 / 21

(103) (幕末期のもの)
0 / 21

(104) (幕末期のもの)
0 / 21

(105) (幕末期のもの)
0 / 21

(106) (幕末期のもの)
0 / 21

(107) (幕末期のもの)
0 / 21

(108) (幕末期のもの)
0 / 21

(109) (幕末期のもの)
0 / 21

(110) (幕末期のもの)
0 / 21

(111) (幕末期のもの)
0 / 21

(112) (幕末期のもの)
0 / 21

(113) (幕末期のもの)
0 / 21

(114) (幕末期のもの)
0 / 21

(115) (幕末期のもの)
0 / 21

(116) (幕末期のもの)
0 / 21

(117) (幕末期のもの)
0 / 21

(118) (幕末期のもの)
0 / 21

(119) (幕末期のもの)
0 / 21

(120) (幕末期のもの)
0 / 21

(121) (幕末期のもの)
0 / 21

(122) (幕末期のもの)
0 / 21

(123) (幕末期のもの)
0 / 21

(124) (幕末期のもの)
0 / 21

(125) (幕末期のもの)
0 / 21

(126) (幕末期のもの)
0 / 21

(127) (幕末期のもの)
0 / 21

(128) (幕末期のもの)
0 / 21

(129) (幕末期のもの)
0 / 21

(130) (幕末期のもの)
0 / 21

(131) (幕末期のもの)
0 / 21

(132) (幕末期のもの)
0 / 21

(133) (幕末期のもの)
0 / 21

(134) (幕末期のもの)
0 / 21

(135) (幕末期のもの)
0 / 21

(136) (幕末期のもの)
0 / 21

(137) (幕末期のもの)
0 / 21

(138) (幕末期のもの)
0 / 21

(139) (幕末期のもの)
0 / 21

(140) (幕末期のもの)
0 / 21

(141) (幕末期のもの)
0 / 21

(142) (幕末期のもの)
0 / 21

(143) (幕末期のもの)
0 / 21

(144) (幕末期のもの)
0 / 21

(145) (幕末期のもの)
0 / 21

(146) (幕末期のもの)
0 / 21

(147) (幕末期のもの)
0 / 21

(148) (幕末期のもの)
0 / 21

(149) (幕末期のもの)
0 / 21

(150) (幕末期のもの)
0 / 21

(151) (幕末期のもの)
0 / 21

(152) (幕末期のもの)
0 / 21

(153) (幕末期のもの)
0 / 21

(154) (幕末期のもの)
0 / 21

(155) (幕末期のもの)
0 / 21

(156) (幕末期のもの)
0 / 21

(157) (幕末期のもの)
0 / 21

(158) (幕末期のもの)
0 / 21

(159) (幕末期のもの)
0 / 21

(160) (幕末期のもの)
0 / 21

(161) (幕末期のもの)
0 / 21

(162) (幕末期のもの)
0 / 21

(163) (幕末期のもの)
0 / 21

(164) (幕末期のもの)
0 / 21

(165) (幕末期のもの)
0 / 21

(166) (幕末期のもの)
0 / 21

(167) (幕末期のもの)
0 / 21

(168) (幕末期のもの)
0 / 21

(169) (幕末期のもの)
0 / 21

(170) (幕末期のもの)
0 / 21

(171) (幕末期のもの)
0 / 21

(172) (幕末期のもの)
0 / 21

(173) (幕末期のもの)
0 / 21

(174) (幕末期のもの)
0 / 21

(175) (幕末期のもの)
0 / 21

(176) (幕末期のもの)
0 / 21

(177) (幕末期のもの)
0 / 21

(178) (幕末期のもの)
0 / 21

(179) (幕末期のもの)
0 / 21

(180) (幕末期のもの)
0 / 21

(181) (幕末期のもの)
0 / 21

(182) (幕末期のもの)
0 / 21

(183) (幕末期のもの)
0 / 21

(184) (幕末期のもの)
0 / 21

(185) (幕末期のもの)
0 / 21

(186) (幕末期のもの)
0 / 21

(187) (幕末期のもの)
0 / 21

(188) (幕末期のもの)
0 / 21

(189) (幕末期のもの)
0 / 21

(190) (幕末期のもの)
0 / 21

(191) (幕末期のもの)
0 / 21

(192) (幕末期のもの)
0 / 21

(193) (幕末期のもの)
0 / 21

(194) (幕末期のもの)
0 / 21

(195) (幕末期のもの)
0 / 21

(196) (幕末期のもの)
0 / 21

(197) (幕末期のもの)
0 / 21

(198) (幕末期のもの)
0 / 21

(199) (幕末期のもの)
0 / 21

(200) (幕末期のもの)
0 / 21

(201) (幕末期のもの)
0 / 21

(202) (幕末期のもの)
0 / 21

(203) (幕末期のもの)
0 / 21

(204) (幕末期のもの)
0 / 21

(205) (幕末期のもの)
0 / 21

(206) (幕末期のもの)
0 / 21

(207) (幕末期のもの)
0 / 21

(208) (幕末期のもの)
0 / 21

(209) (幕末期のもの)
0 / 21

(210) (幕末期のもの)
0 / 21

(211) (幕末期のもの)
0 / 21

(212) (幕末期のもの)
0 / 21

(213) (幕末期のもの)
0 / 21

(214) (幕末期のもの)
0 / 21

(215) (幕末期のもの)
0 / 21

(216) (幕末期のもの)
0 / 21

(217) (幕末期のもの)
0 / 21

(218) (幕末期のもの)
0 / 21

(219) (幕末期のもの)
0 / 21

(220) (幕末期のもの)
0 / 21

(221) (幕末期のもの)
0 / 21

(222) (幕末期のもの)
0 / 21

(223) (幕末期のもの)
0 / 21

(224) (幕末期のもの)
0 / 21

(225) (幕末期のもの)
0 / 21

(226) (幕末期のもの)
0 / 21

(227) (幕末期のもの)
0 / 21

(228) (幕末期のもの)
0 / 21

(229) (幕末期のもの)
0 / 21

(230) (幕末期のもの)
0 / 21

(231) (幕末期のもの)
0 / 21

(232) (幕末期のもの)
0 / 21

(233) (幕末期のもの)
0 / 21

(234) (幕末期のもの)
0 / 21

(235) (幕末期のもの)
0 / 21

(236) (幕末期のもの)
0 / 21

(237) (幕末期のもの)
0 / 21

(238) (幕末期のもの)
0 / 21

(239) (幕末期のもの)
0 / 21

(240) (幕末期のもの)
0 / 21

(241) (幕末期のもの)
0 / 21

(242) (幕末期のもの)
0 / 21

(243) (幕末期のもの)
0 / 21

(244) (幕末期のもの)
0 / 21

(245) (幕末期のもの)
0 / 21

(246) (幕末期のもの)
0 / 21

(247) (幕末期のもの)
0 / 21

(248) (幕末期のもの)
0 / 21

(249) (幕末期のもの)
0 / 21

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、幕末期朝廷関係史料と思われるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

維新史料編纂事務局借出史料

XXXVの総点数五〇六点となるが、このXXXVには修補等の関係で、封筒詰めの作業に至つていない部分があるため、最終的な総点数はこの数より増加することとなる。出納番号を例示すれば、
XXXV—(5)—6という形となる。

幕末期武家関係史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、幕末期武家関係史料と思われるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどまっている。

(1) ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、思われるものを大分類作業の時に選び出し整理の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100まで但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどめる。XXVII の総点数九七点。出納番号を例示すれば、
XXVII

「復古記」原史料を業務上の必要から戦前一部調査したのが文部省維新史料編纂事務局であった。史料編纂所に引継がれている同事務局の「大正九年分 借入物件明細録」によれば、大正九年一〇月八日、藤井編纂官が史料編纂掛から「修史局引継文書六百通」を借用している。返送は大震災直後の大正一二年一二月一二日、「先方ニテ整理ノ必要アリ、返還方申来リ候ニ付、藤井・土屋・佐々木・今村四人、出張返還ヲ了セリ、返遷ノ際六百通ノ外ニ十四通アリ、共ニ之ヲ返還セリ」と注記されている。現存するのは維新史料編纂事務局用封筒に詰められているものと袋詰めの二つに分けられている。

維新期民衆願書

XXVII
維新期民衆願書
ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、維新期民衆願書と思わ

封筒の部

れるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどまっている。

(1)

XXVIII の総点数七〇点。出納番号を例示すれば、
XXVIII—(1)—70という形となる。

1
1
70

維新期公家届書

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、維新期公家届書と思われるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどまっている。

1
1
89

XXIX の総点数八九点。出納番号を例示すれば、
XXIX—(1)—89という形となる。

XXX 太政官政府関係史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、太政官政府（留守官・京都府等府県史料も含む）関係史料と思われるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。その後の調査で性格が異なることが判明したものも若干混入している。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

※

※

断簡類等雑史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、能の断簡類等の雑史料をあつめた。今後の整理の進行に従い、それらのものの一部と判明するものも出てくると思われる。当面は出納出来ない。

XXX の総点数一〇三八点。出納番号を例示すれば、
XXX—(2)—38という形となる。

1
1
38

(1) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4)

以上、総点数はI一二五四点、II二三八八五点、III四八九八点、IV二九九六点、V二二五点、VI二二三三点、VII一点、IX二三六点、X二〇三七点、XI三四〇点、XII五五六点、XIII九四五点、XIV九四点、XV一三点、XVI六五点、XVII四七点、XVIII四八点、XIX一八八点、XX四六二点、XXI九五六点、XXII五五〇点、XXIII九八八点、XXIV一八五点、XXV五〇六点、XXVI五六六点、XXVII九七点、XXVIII七〇点、XXIX八九点、XXX一〇三八点を総計した二二三二三点となる。但しXは整理中、XXVは未整理部分があり、またXXXIは全体の整理まちの状況であるとともに、今後もし『復古記』原史料が新たに発見された場合は、三

一項目の大分類の該当部分につけ加えることになるので、いくらか総点数が増加するだらうことをことわっておく。

尚この番号は包紙毎に付したものなので、包紙内の別紙・添書状等の点数（これらには枝番号を付してある）を含めると文書総数は若干これより多めとなる。

三 『復古記』原史料の史料底本としての価値

『復古記』には『復古記』原史料および「家記」が隨處に利用されているが、史料学的な意味で問題となるのは、第一に、『復古記』は正確に『復古記』原史料を引用しているかどうか、第二に、「家記」自体華族が手持の差出願伺届書控等を編纂したものだが、「家記」から『復古記』が引用した諸史料は實際に差出された諸願伺届書等の忠実な復元であるかどうかの二点である。ここではこの二点について少しく検討を加えてみたい（但し漢字の字体に関しては除外しておく）。

(1) 『復古記』の原史料引用の特徴

まず最初にI「總裁局記」に収められている原史料の引用の例を示してみよう。

徳川慶喜处分に対する慶応四年四月二五日付西園寺公望意見書(I-1号)は次の通りである。
「徳川家名相続人体之義、更存付無之候、秩禄之義者西国ニ而十万石斗賜候而可然歟ニ奉存候事

四月廿五日

公 望

『復古記』第四冊一四頁には、右の史料が出典を「總裁局記」として次の通りに引かれている。

「徳川家名相続人体之義、更存付無之候、秩禄之義ハ西国ニテ十万石計賜候テ可然歟ニ奉存候事

四月廿五日 公 望
總裁局記

相違点は変体仮名がすべて片仮名を用いた旧仮名遣いに改められている处にある。

次にIII「弁事局叢書」に収められている原史料の引用の例を示してみよう。

菊池氏及び加藤清正の勲功を表彰することを請うた慶応四年五月一三日付長岡左京亮（護美、軍務官副知事）願書(III-1第四号-33-7)は次の通りである。

「今般

王事ニ身を没シ候者、於東山招魂祭被

仰出難有、往々勤

王ニ志シ候者益興起可仕、且楠中将之精忠、豊太閤之偉烈をも益御

表顕被為在

皇國之御美事無此上奉存候處、肥後国菊池氏代々者素より

勤

王第一之偉忠ニ而

皇室御急迫之間百々苦戦、其忠実赤誠今古ニ超越スル者ト可申、且又加藤清正茂豊太閤之先鋒トノ海外ニ御国威を輝し、其忠勇一世ニ卓絶、今日ニ至り而愚民迄茂大ニ仰慕、発星山之廟所參詣群を成シ候事ニ而、異域之青史等ニも鬼將等ニ威名照耀罷在候次第、別ニ論ヲ不待處ニ御坐候間、今日御一新之上者、早々御贈官等有之、其大動偉烈を御表顕被為在候ハヨ、益愚民之方向茂可相定、実ニ士風奮興之御一助ニ茂相成可申、至極之御美事ト奉存候間、臣多年之志願、

御沙汰ニ相成候様奉伏願候、誠恐誠惶頓首謹言

五月廿三日

長岡左京亮

『復古記』第六冊七八五頁には、右の史料が出典を弁事局叢書として次の通りに引用されている。

今般 王事ニ身ヲ没シ候者、於東山招魂祭被仰出難有、往々勤王ニ志シ候者益興起可仕、且撫中將之精忠、豊太閤之偉烈ヲモ益御表顯被為在、皇國之御美事無此上奉存候處、肥後国菊池氏代々勤王ニヨリ勸王第一之偉忠ニヲ、皇室御急迫之間百々苦戦、其忠実赤誠今古ニ超越スル者ト可申、且又加藤清正モ、豊太閤之先鋒トシテ海外ニ御国威ヲ輝シ、其忠一世ニ卓絶、今日ニ至リテハ愚民

迄モ大ニ仰慕、発星山之廟所參詣群ヲ成シ候事ニテ、異域之青史等

二七鬼將等之威名照耀龍石假次第別三論之不得處三御坐假問
日御一新之上ハ、早々御贈官等有之、其大勲偉烈ヲ御表願被為在候

益愚民之方向。可相定、實三士風奮興之御一助。ニモ相成可申、至極之御美事。ト奉存候間、臣多年之志願何卒。御沙汰ニ相成候様奉伏願候、誠恐誠惶頓首謹言

五月廿三日

長岡左京堂

弁事局叢書

本願書も西園寺公望意見書と同様、変体仮名がすべて片仮名を用いた。旧仮名遣いに改められており、また平出部分は一字あけに変えられている（尚勤王の箇所は一字あけにならず続けられている）。

第三例として三条家叢書の場合を取りあげてみよう。三質保丸破船後の旧幕兵の動向を報ずる慶応四年九月六日付總房知県事柴山文平書翰（XXX—(8)—62）は次の通りである。

「過日お水腐且民之疾苦を問申候為ニ巡村仕、常州河内郡龍ヶ崎へ入り申候處、同所東ニ当り、木原と申ニ、賊徒共凡三百四五十人、舟三千人斗りニ而支度、余ハ舟ニ居候而、皆々吉田七艘ニ而着致し、吉田屋と申ニ而支度、

可被下候、以上、

九月六日

三宅慎
藏様叢書
三条家

柴山文平

九月六日

柴山文平

『復古記』第一〇冊七〇二頁には、右の史料が岡田を三条家叢書として次の通りに引用されている。

過日ヨリ水腐且民之疾苦ヲ問申候為ニ巡村仕、常州河内郡龍ヶ崎ヘ到り申候処、同所東ニ当り、木原ト申ニ、賊徒共凡三百四五十人、舟七艘ニテ着致シ、吉田屋ト申ニテ、三十人計リ支度、余ハ舟ニ居候テ、皆々吉田屋ヨリ握リ飯ヲ送リ候段注進致シ候間、早速最寄之諸藩へ布告仕、出兵為致、四方へ分隊、擊取リ申候積リニ御座候、尤昨夕刻、賊徒一人搃捕、詰問仕候処、過月ヨリ東京小網町ヨリ、凡五百四五十人船ニ乗リ、廿二日歟ニ大風ニテ難船仕、銚子口ニテ破船、無拠高瀬船二艘、其外小船借り受、本月三日ニ木原へ上陸、只今人數凡三百五十人有之ヨン白状仕候、イツレ共不殘擊取可申覺悟ニ御座候間、右大略奉言上候、猶委細ハ肥後藩青木彦兵衛ヨリ可申上候、今朝未明発途ニ臨、勿々相認メ、前後御推覽、乱筆御用捨

本書翰も他の二史料と同じく、名をふくめ変体仮名がすべて片仮名を用いた旧仮名遣いに改められ、更におくりがなが補われている。また御坐候を御座候に、已上を以上に改めているように漢字表記自体も統一化が試みられている。

以上三史料をもとに、『復古記』原史料と『復古記』との異同を検討してみたが、やはり今後『復古記』から史料を引用しようとする場合には、原史料にさかのぼり仮名遣いや漢字表記等を正確に確認する作業が必要であると思われる。

(2) 「家記」と『復古記』原史料の異同

「家記」より引用された史料となると、問題は複雑になつてくる。実物は太政官政府が所持し、手許にあるものは控なのであり、更に差出した文書の控がすべてそろつっていたとは考えにくい。ここではいくつかのパターンに分類して検討を加えてみたい。

a 「家記」が不完全にしか史料を示していない場合
『復古記』第一冊六一八頁には近江国大溝藩主分部光貞の慶応四年一月一七日付届書が次のように「家記」から引かれている。

〔今般、國力相應人數差出候様、奉蒙仰候ニ付、士分三拾五人、足

輕四拾人、惣同勢參着仕候、此段御届申上候、以上

正月十七日

分 部 若狭守

分部光謙家記

しかし、實際の届書(XXIII—(4)—88)は、本文中の異同は除外するにしても、差出人は「分部若狭守名代 長野幸左衛門」となつてるのである。

同様のことは『復古記』第一冊六五八頁の大和芝村藩織田長易の慶応四年一月一九日付届書にもいうことが出来る。そこでは「家記」に從い、差出人を「織田撰津守家来 竹村貞一郎」としているが、實際の届

書(XXIII—(3)—25)は差出人が「織田撰津守家来 坂井権右衛門」となっている。

b 「家記」の史料内容が『復古記』原史料と異なる場合

『復古記』第二冊五一二頁には、天皇親征中止を求めた慶応四年一月二四日付蜂須賀茂韶の建議が、「家記」を出典として示されている。長文なので冒頭のみを実物(XXVI—封筒の部—183)と対比させてみよう。注記の部分が實際の建議書に書かれているものである(平出部分の指示は省略する)。

「先般以来、非常之御英断^(を)〔無シ〕王政復古被^(ヲ)仰出、万事 神武創業之始ニ被^(ル)為基、朝政御一新被遊候段奉謹畏候^(無シ)重曇不堪感激、皇國之洪福不過之奉存候、微臣儀、兼^(テ)勅召相蒙罷在、過日上著仕候、然^(無シ)ル處、未^(タ)喪中罷在、御廟議不奉^(テ)持承、都下之事情モ熟知不仕、差出^(ケ)間敷建言仕^(候)儀^(ハ)屹^(度)ト可^(テ)相憚之處、实以^(テ)当今之時会、臣子之分ニ於^(おあて)黙止難仕、鄙野愚衷左ニ奉吐露候(下略)」

ここに見るよう^(テ)に冒頭部分のみでも仮名遣いの他にかなりの相異があり、『復古記』の史料をそのまま蜂須賀茂韶建議書として引用することには問題があるだろう。尚『復古記』には差出人名が示されていないが、建議書そのものには「阿波少将」と認められている。

もう一つの事例は慶応四年三月二十四日付吉田藩主大河内信古家來の願書である。『復古記』第三冊一〇九頁には「家記」を出典として引かれているが、實際の願書(XXVI—第一〇袋—3)とはかなり違っている。實際の願書の相違部分を注記して左に示してみよう。

「今朝屋敷内中間部屋ヨリ手過仕候処、早速鎮火候得共、彼是及騒擾^{(行幸中何共奉恐入候依^(テ)未^(シ)元町^(シ))}行幸中之儀ニ付別^(テ)奉恐入候間、木之元町用場^(シ)へ謹慎罷在候^(無シ)、如何相心得候^(テ)宣御坐候哉、宜御沙汰被成下候様奉願候、

三月廿四日

大河内刑部大輔家来
沢田佐一郎

一 同

右の二史料の内、蜂須賀茂韶建議書は、「家記」の利用した控が不正確なものだったことが相違の理由と思われるが、大河内信古家来の願書

になると、文面が違いすぎて当惑してしまう。一つの可能性として、
第一〇袋—3の史料を三月二四日付で差出し、文面が不備なので書き改めさせられ、同月日付の「家記」の文面の願書を再提出したかも知れない。すると今後の調査の進展の中でその現物が出てくる可能性がある、しかし、書き直しの場合には文書を受けとらない筈であるし、今の処判断に苦しむ。

c 「家記」そのものには史料が記載されていない場合

華族各家は手許の願伺届書控をつなぎ合せたり、削除したりして「家記」を編纂していく。その際、既に手許には存在しなくなっていたのか、あるいは削除したのかの熟れかは不明なのが、実際に太政官政府宛に差出された書類を相当程度省略しているのである。一例を示すと、慶応四年七月一六日の奥州浅川村の戦闘は『復古記』第一三冊五五頁以下に詳細に記述されており、この戦闘に参加した彦根藩の戦いぶりは「家記」を引用して記されている。この部分を七月一七日付で政府宛に報告した「井伊掃部頭内河手主水」の届書(XXII—18—21)並に同別紙XXII—19—17)と比較検討すると、戦闘経過の部分は完全に同一であり、後半の「討取分捕、味方之死傷別紙之通御座候趣、出先ヨリ申越条件、此段御届申上候、以上」の部分が当然のことながら削除され、また、別紙に記載されている彦根藩士死傷人の名前が「家記」の末尾に付されているが、

但仙台藩佐藤兵左衛門ト記有之

一 級

但姓名不分

一 生 捕

但仙台藩大野良平

右討取之分ニ御坐候

一 大 砲

但線条加農二門、白砲二門

四 門

右分捕之分ニ御坐候

五 箱

の部分は「家記」には記されていない。

右の事例は、井伊家が「家記」を編纂した當時、完全な控を所持していたかも知れないと推定できる場合なのだが、次の事例は、「家記」編纂当时既に控そのものが存在していなかつたと考えられるケースである。即ち『復古記』第一冊七〇五頁にある慶応四年一月二三日、宮津藩老臣勤王証書差出しの件がその例である。ここでは「西園寺公望家記」に従い、「其老臣沼野某(夫)等奉命他無キノ証書ヲ呈ス」と事実のみを記し、証書の内容にはなんら言及していない。また「家記」にも内容の記載はない。しかし實際にはこの日沼野等は勤王証書(XIII—7—95)と血判起請文(XXX—10—66)の一通を差出しているのである。前者は左の通りである。

「今般奉

朝廷毫髮茂ニ心無之勤

王之志第一ニ相立、躉身粉骨、飽迄尽赤心候者申上候迄茂無之別

紙誓書ニ記載候条々、天地ニ誓ひ決而相違仕間敷候、若於相背者如何様之頤誅を被加候共、甘心奉

命可仕候、為後日証書奉差上候、

慶応四戊辰年正月廿三日

また後者は次の如きものである。

「敬白起請文之事」

一專奉

朝命異心無之事、

一報國尽忠不失大義候事、

一於彈正忠万一異儀有之節者庶子之内を以可便社稷事、

右之条々堅相守可申、若於相背者可蒙

日本大小之神祇顯蒙者也

慶応四戊辰年正月廿三日

沼野半太夫

政道

(花押)

森義介

(花押)

左兵衛

(花押)

十郎左衛門

(花押)

関左門

(花押)

清熙

(花押)

盛

(不明)

仰出候趣奉拝承候上者、迅速上京可仕之處、持病之疵邪不相勝、何分差向旅行難仕候、依之忤下野守儀近々上京為仕儀御座候、此段申上候、以上、

正月廿三日

黒田美濃守

尚、「家記」には記載されながら、復古記には採用されなかつたケースもある。『復古記』第一冊七八〇頁に言及されている慶応四年二月一日付松江藩主子松平瑠彩磨の勤王誓約書翰がその例である。『復古記』では「池田輝知家記」に従い「定安ノ子直応瑠彩及ヒ老臣等、書ヲ呈ジテ他ナキヲ矢フ」と事實のみを記し、書翰の内容にはなんらふれていな

いが、「家記」には不十分な写がのつてゐる。この松平瑠彩磨の実際の書翰(XXIII—(7)—31)は次のようなものであつた。

「兼々出羽守ら申聞置候儀茂有之、挙国

王命奉戴致し、効微衷度旨趣ニ有之、末家共茂同様申合候、此段宜

敷御承知可被下候、以上

松平瑠彩磨

二月朔日

松平因幡殿

d 「家記」の日時推定が誤つてゐる場合

「家記」には間々日付を間違えているものがある。筑前藩主黒田斉溥の、自分が病氣なので、其子下野守をして上京させたい旨の届書は、

『復古記』第一冊七二〇頁に「家記」を引くかたちで慶応四年一月二十五日の条に收められているが、實際の上申書(XXX—(1)—32)は一月三三日付の次の如きものである。

」

この両者共に、「家記」編纂時に月日推定を誤つたか、再度同一文書

を提出したとすれば、手許の諸史料が既に不十分なものになっていたかの孰れかであろう。

e 「家記」が編纂物であるが故の場合

これまで a から d までの諸点を史料を示しながら検討してきたが、「家記」を利用する際の最大の留意点はそれが編纂物であり、編纂時のさまざまな配慮（言葉遣いも含め）がなされた上で完成したものだという点にある。ここでは榎本軍の蝦夷地上陸と松前藩の対応を例にとりあげてみよう。『復古記』第一四冊の後半部分は「蝦夷戦記」に宛てられ、松前藩の行動は「松前修広家記」から引かれているが、現実には松前藩は、藩主が奥州平館に逃れた直後の明治元年一二月一二日、松前志摩守家来石河七郎の名で弁事御役所宛に長文（折紙九枚）の経過報告書（XXVI—封筒の部—228）を差出している。この両者を比較すると相当部分が相違している。二箇所のみ示してみよう。その第一は明治元年一月一日、蟠龍艦の福山城砲撃の箇所である。報告書には次のように認められている。

「十一月朔日何国之船ニ候哉、軍艦毫艘福山ヲ東南白神津ニ相見得候ニ付、煩台ノ号砲相発候処、右軍艦忽然津輕藩旗章を指立候故、発砲暫差居候処、右軍艦次第ニ漕寄、港内一周二十丁程之距離ニ而福山城江一声砲発、又忽然旭日之旗章指立候ニ付、右旭日之旗章ニ対シ砲発如何与遲疑仕候得共、定而賊徒之黠計与見切候間、則城外三煩台より一時打出候処、賊艦も打出、双方砲戦中、敵藩十八斤長煩、賊之艦腹を貫き火炎忽漲起、四十八斤長煩、賊之艦軸ニ中、賊艦殆傾覆、困厄之体ニ而遁逃、白神岬を過ル時、僅ニ一声砲発、其佩遠洋ニ去、夫ガ右賊艦、同日未之上刻、福山ヲ五里福島村海岸江又々相迫候ニ付、此所兼々出張居敵藩陣代礪崎民部、總隊長鈴木織太郎兩人尽力防戦、申之下刻頃賊艦竟ニ敗走ニ及ひ候事、」

ところで「家記」のこの部分では、「七八町程」の距離で発砲となり、また十八斤ではなく「十二斤碁」と書かれている。更に報告書では旭日旗章にためらったとあるも、「家記」では「赤玉の旗章ヲ立替ヒ、福山城ニ向テ大砲連發」とされるのみである（その他の箇所の言及は省略）。

あと一箇所は一月五日福山城落城の箇所である。報告書には次のように認められている。

「同五日、賊脱艦一艘、福山港ニ相逼、陸地迄福島村る山道を経て女山ニ出、野越並及部兩道より絡繹侵入候ニ付、連鬪苦戦之折柄、城中号令肅然上下一致社稷与存亡を与ニセント決定有之候処、隊長安田拙造父子なる者有り、妄ニ賊兵之強大ニ仮托天朝恩賜之封土を捨、祖先万難之城地を忘れて、於江刺之志摩守江懲憲、他境江移遷之事件相計、紛々相唱候ニ付、激昂死憤之勢ニ而防戰罷在候士氣も之か為ニ一時怠惰、反て瓦解土崩之勢を醸成ニ至候ニ付、城中勤

王有志之長鈴木織太郎・田崎東等数人、江刺江趣、拙造父子を誅戮仕

候隙、賊徒則是虚ニ乗し切迫攻撃候ニ付、空敷敗軍ニ及び、其節賊徒小舟ニ而及部村海辺江漕寄候処、此所ニ備置候野戰迦農六門を以打出候初彈、賊之小舟ニ中り覆没、舟中の賊残無く溺死仕候、右様償勵相勵候得共、人疲弊屈、遂ニ自焼落城ニ及候段奉恐入候仕合、私共於ても遺憾難尽奉存候、」

ところが「家記」のこの部分では、戦闘の具体的記述は詳細をきわめてはいるものの、安田拙造父子事件や城中の志氣問題に関しては奇妙にも等の言及もなされてはいないのである。

以上、「家記」記述の問題点につき、五項目にわけて『復古記』原史料と対比させながら検討してみた。これらの問題点は、修史局当時、京

都太政官政府文書を完全に整理した上で『復古記』編纂に臨んでいたならば回避したといえないことはない。しかし期限付で外部からも又内部からも編纂をせきたてられていた客観的状況や、近代歴史学の鉄則である原史料基本の考え方が未確立で、近世以来の差出史料を基とした編纂技術がまだ疑わていなかつた時代であつたことを考えあわせる時、あまり的を得た批判にはなりえないだろう。但し、今後においては、「家記」を利用する際には、それと関連する原史料があるかどうか、「家記」と異同があるかどうかの確認・点検作業はどうしても必要になつてくると思われる。

四 『復古記』原史料の史料内容

『復古記』原史料の大分類・修補・番号付け・封筒詰めの作業と並行して一点毎の史料カード作成作業をおこなつた。史料の全体が膨大なものであるため、目録によつてその内容や時期がある程度しづらうことのできるものはあとに廻し、原型が崩壊してしまつてあるXXII（所属不明一括史料）以下の大分類項目の部分を優先させ、あわせてI（総裁局記）の冒頭から若干部分の内容を研究した。この結果、年月日・差出人・受取人の確定、内容摘要、復古記との対比等の必要事項記入を終了したカードは現在I（総裁局記）二五四枚、II（内国事務局叢書）第一号の①②部分二一八枚、XXII（所属不明一括史料）五五〇枚、XXIII（諸藩旗本届書）九八八枚、XXIV（社寺関係史料）一八五枚、XXVI（維新史料編纂事務局借出史料）五六六枚、XXVIII（維新期民衆願書）七〇枚、XXIX（維新期公家届書）八九枚、XXX（太政官政府関係史料）一〇三八枚の総数三九五八枚となつてゐる。また以前、赤門倉庫から搬出することが可能だつた一部分の袋詰

め史料に関しては、内容研究はきわめて不十分なものが、その一点毎の概要を墨紙に記したものがある（この部分の史料群も、今回の整理で全体の中に編入した）。それはX（弁事局書類）第三袋（六二点）、第四袋（一〇六点）、第六袋（六五点）、第一〇袋（一四二点）、第一九袋（八一点）、第二〇袋（六三点）、XII（太政官書類）第四袋（四五点）、第五袋（四一点）、第七袋（五四点）、XIII（留守官書類）第一袋（九九点）、第二袋（六二点）、第六袋（六五点）、XIX（軍務官書類）第一袋（四七点）、XX（行政官書類）第一袋（四四点）、第二袋（四一点）、第四袋（四四点）、第七袋（五三点）、第八袋（四九点）、第九袋（六五点）、XXI（無題名書類）クロ第二袋（八九点）の部分であり、点数にして一三一七点である。従つて、なんらかの形で一点毎の内容をつかむことの出来る点数は現時点で五二七五点であり、総点数二一三一三点の二五パーセントにあることとなる。今後史料カードの蓄積にともない、『復古記』原史料への理解度は益々深まっていくことになるだろうが、ここでは、とりあえずこれまでの調査研究によつて判明した史料で『復古記』に收められていないものの中からいくつか特徴的なものを選び出し、少しく検討を加えてみることとする。

(1) 幕末期史料

a 慶応二年の第二次征長に対する諸藩の対応は極めて多様であり、その中でも鹿児島藩の強硬な反対意見は周知の事実である。この問題に關しては広島・岡山・徳島三藩主も積極的に動いており、『維新史料綱要』慶応二年七月一八日の条には、「広島藩主浅野茂長・岡山藩主池田茂政・徳島藩主蜂須賀齊裕、連署シテ、書ヲ朝廷幕府ニ呈シ、征長ノ不可ヲ説キ、速ニ弭兵センコトヲ請フ」との綱文が立てられ、「中山忠能履歴資料」以下一一点の史料名が挙げられている。ところが、XXI—(7)—

「今度長防

御裁許被仰出候所、御請書不差出旨、右も全両國士民共不服之趣

ニ伝聞仕候、依而三末家吉川監物等々歎願書差出候得共、御採用不

被仰附、違背之罪ヲ以引統御討入之義御布告ニ相成候ニ付而モ、天

下之人心洞察仕候処、何分物議区々ニ而團結之場ニ至リ不申、彼是

心痛仕居候、既ニ追々戦争有之趣、此上弥大乱与相成候時モ、其虛

ニ乗シ常々潛匿致居候浮浪之徒蜂起之程茂難計、万々一乍恐

輦轂之下ニ此件相発候ニ於而モ無此上茂奉恐入、畿内近国中国四国

九州諸藩之軍勢、過半長征ニ取掛居孰茂自國寡兵与相成、何ヲ以可

奉守護歟、甚奉心配、一時余国ニ事起リ候得モ、所々ニ伝染可仕也

必定之勢ニ而、内地之紛乱ニ國力疲弊仕、此機ニ臨ミ外寇指迫候時

モ、実以

皇國之御大事ニ被為在、長征ニ暫差置、

皇居奉守護候外無之、申上候茂恐入候得共、時変ニ寄

鳳輦ヲ被為動候様被為至候而モ誠ニ以無勿体、且

御安危ニ被為係、深々奉恐入苦慮仕候、此上ニ茂時世一二層茂擾

乱ニ陷候様ニ而モ、於幕府、第一対

朝廷不被堪恐懼義与奉存候、

公武之御モ則

皇國之御為ニ有之、長征之義、今更被遊方不被為在候事与モ奉存候得共、猶此之上ニ茂

公武御熟慮御再議被仰付、廓大之

御所置被為施、方今之形勢一ト先御取鎮、而后篤与衆議被為

召、諸藩ヲ始士民奉仰

御徳候万全之策被為建候様奉伏冀候、

皇國之浮沈今日ニ相窮、一同杞憂之余リ、不顧忌憚微志奉白上候、
宣執 奏願入存候、誠恐誠惶頓首謹言

七月十四日

茂 長 獻
茂 茂 茂 韶
齊 裕

飛鳥井中納言殿
野 宮中納言殿

飛鳥井中納言殿

」

この史料は、七月一四日、広島藩主、同世子、岡山藩主、徳島藩主、同世子の五名が連署して武家伝奏を介して朝廷へ建白した建白書の現物である。また岡山大学池田家文庫所蔵「史料草按」一五では慶応二年七月

一八日の条に「我公及阿州侯御父子芸州侯御父子御連署之御建白阿州年寄仁尾内膳奉持 朝幕へ被差出」として朝幕宛建白書なるものを引用しているが、冒頭部分が「今度長防 御裁許被仰出候処、御請書不差出

旨、右も全奇兵隊之徒相拒候趣ニモ伝聞仕候」となっているのを始めとして相当程度文言が違っている。これらのこととふまると、七月一四日に彼等は朝廷に建白し、同日一八日、文言をかなり変えて「史料草案」が引用する建白書を幕府に提出したというのが事実であろう。薩長とは異なる路線をとる因備阿芸グループの政治行動の解明は、幕末期の重要な興味深いテーマの一つであり、今後共注意深い検討が求められている。

b 慶應二年七月二〇日、第二次征長のため大坂城滯在中の将軍徳川家茂が病死、征長の処置はもとより、徳川家相続や將軍職後継者問題に關し一橋慶喜を中心で種々な思惑が交錯するが、八月八日、將軍職を継ぐのを固辞したまま征長出兵のため慶喜は参内、ここで孝明天皇から優詔を賜ることになる。XXII—②—5の次の史料はこの時

の優詔草案である。

」

大樹先達以来所勞之処、追々差重候ニ付、危篤之節者相続之義達命
之趣相請、猶又。防長之義著至急付為名代近々出陣之事、大儀ニ
思召候、「將軍職之義者兼而御断申上候旨申立之次第難被
「聞食筋候得共、段々申願候趣も有之」無余義被
聞食候、乍去猶又大樹同様厚被

御倚頼候間、
朝家之御為謁力、速奏追討之功、愈可励誠忠、依之御効一腰賜之候
事、

實際に慶喜に出されたものは、第一次案のものである。草案の推考過程は第一段階で「」印部分の削除が検討されたが撤回され、第二段階で「」印部分を削除し、かわって「茂有之」と「猶又」が書き加えられたが、これもまた撤回され、結局第一次案にもどったと筆者は推定する。第一段階の意見は將軍職後継者への言及部分のすべての削除を狙つたものであり、第二段階の意見は將軍職後継者を慶喜としたいとした孝明天皇の意志表明部分の削除を狙つたものである。この時期は既に第二次征長の完敗が誰の目にも明かになってしまった危機的な時期であり、將軍職を誰が受け継ぐかが極度に重要性を増していた時であった。優詔起草参加者とその審議プロセスを示す好史料があれば、この草案史料はより微細な真実を語り始めてくれるであろう。

c 朝廷の叙位任官の機能とその具体的手続とは近世国家史の中でも

興味あるテーマの一つである。最近の研究では今江広道氏の「江戸時代の武家官位と公家の家計」(『栃木史学』第四号、一九九〇年三月刊)など、こまかにニュアンスを明かにした好論がある。『復古記』原史料の

中にも幕末期段階の関係史料が豊富に存在する。

ところで、叙位任官は形式的には天皇の大権であり、武家を除いては、申請者一人一人の申文(「官位小折紙」)に天皇が「御爪点」を加えることで裁可される形をとっていた(下橋敬長『幕末の宮廷』)。但しこの際にいくつかの必要書類があり、その一つが、申文と家例書・勘例書を一まとめに書きなおした文書である。恐らくこれは後述の勅問等における審議の際の必要性からであろう。ここでは元治元年一月二三日に従二位に叙せられた久世通熙の場合のもの(XXII-②-11-⑦)を例にとろう。

「上包」

申

従二位

中八年通
四十七才
熙

正三位 源 通 熙

岩倉
具

起
卿

叙従三位
五十七才

熙

正保四年十二月七日
去正月五日分
中三年

承応元年十月十一日
去正月五日分

同
秉

叙従三位
四十三才

宝永五年後正月十七日

中四年

正徳三年十二月二十三日

叙従二位
四十八才

なお本文書の端裏には「職事勝長」とある。申請者一人毎に職事がつくが、久世通熙の場合には蔵人頭甘露寺勝長が担当したのである。

必要書類が天皇の前にもつてこられる前に、申請通り許可していいか
どうかの勅問が五摂家に下る。五摂家は叙位任官に関しては勅問衆として特別の権限を有していたのである。従ってここに勅答書が必要となつてくる。それは申請者の名前を列記した後に意見を記した形式をとるが、公卿とそれ以外とは同一文書には書かれてはない。また常に意見がある訳ではないから、あらかじめ勅答書だけ書いてしまつてあるものの中にある。XXII—②—11—⑨がその例である。つまり

「 関白

鷹司前関白

内大臣

一条大納言

九条大納言

鷹司大納言

各無子細存候、宜在天氣矣、

というものである。ここに關白は二条齊敬、以下鷹司輔熙、近衛忠房、一条実良、九条道孝、鷹司輔政の面々である。

右にとりあげた久世通熙他三名に関する勅答書 XXII—②—11—⑪の場合も、四名の名と申請位階を記した紙に、このような勅答書の紙を貼り継いだ形をとっている。

但し、もし勅問を受けた者が意見を出した場合には多少手数がかかることとなる。次の例 XXII—②—10—④は申請者名・申請位階官職と勅

答書をあらかじめ一枚の紙に認めておいたものだが、関白から予期せぬ意見が出てきたのである。ではどう処置するのか?

「申

駿河守

史生

式部大丞 宗岡 経

成兼

佐渡介

美濃守

従六位下

正親町三条家諸大夫平 千葉
近衛府 左近衛將監

大炊御門家諸大夫 大江 泰

中七年 従五位下 大江 成 廿三善全兼

上召使左兵衛權大夫 小原 洪 廿五才

宗岡經成兼国之事、家例茂無之、傍例古候得共、四十二箇年之勤勞且自催願書茂有之間、以不可為後例之旨被任候哉、自余申文各無存候、宜在天氣矣、
(ここに紙貼りあり)

鷹司前關白

内大臣

一条大納言

九条大納言

鷹司大納言

各無存意候、宜在天氣矣、

とあるように、関白と鷹司前關白との間を切斷して、そこに二条齊敬の意見を貼り継いでいるのである。

叙位任官關係文書検討のおわりに、勅答書がすべての申文に例外なく作成された例証として次の文書 XXII—②—11—⑯—②を示しておこう。

「申

出羽守

陸奥国会津正一位諭訪神社祝 神 廿三才
(朱書) 「勝長」

従五位下

加賀守

美作國久米南条郡天神神主 神 廿三才
(朱書) 「勝長」

従五位下

菅原

利 廿三才
(朱書) 「勝長」

行

「勝長」
恭兼

丹後守	甲斐国巨摩郡宇波刀神社神主	藤原 正 (朱書)	廿三才	鷹司前関白
從五位下	越前国蒲原郡住吉大明神神主	藤原 定 (朱書)	廿四才	内大臣
長門守	(イマニ) 豊後國速見郡若宮八幡宮社司	藤原 泰 (朱書)	廿四才	一条大納言
從五位下	近衛府府生	身人部清秀 (朱書)	勝長	九条大納言
對馬守	京都方染人加賀介	多忠克 (朱書)	「勝長」	鷹司大納言
從五位下	左兵衛少尉	宇佐公久 (朱書)	資生久	各無存意候、宜在天氣矣、
正六位下	中九年内侍六位右衛門權大尉	源光 (朱書)	「豊房」	」
從四位下	中六年正五位下宇佐明神八幡宮祠官	源謙 (朱書)	「豊房」	なお、朱書部分は担当職事名であり、甘露寺勝長、清閑寺豊房（藏人頭）、勘解由小路資生（藏人）の面々である。
正五位下	典藥寮醫師 中六年	源平 (朱書)	「勝長」	叙位任官は神職・僧侶等の出國から京都での種々の手続、朝廷の審議、口宣案作成、叙任者氏名の公卿間の廻状等さまざまの段階とそこで
從五位上	中十四年從五位下中陸奥国会津郡田出字賀大明神社司平	源親 (朱書)	「勝長」	の作成書類が存在するが、それらを史料学的に整備する作業も、幕末期
從六位下	中六年同典藥寮醫師	源義 (朱書)	「勝長」	に関してはまだ十分とはいえないものである。
正六位下	中六年同中菊亭家譜大夫	源道 (朱書)	「勝長」	a ここで第一に問題になるのは一二月九日、富堂上方に対してもこ
從六位下	中六年從六位上	源義 (朱書)	「勝長」	なわれた王政復古布告（列藩宛布告は一二月一四日のこと）のテキスト
法眼	同侍七年同	藤原命 (朱書)	「豊房」	正文である。『復古記』第一冊二三七～八頁にあるものは典拠を「嵯峨実愛手記」並びに『二条斎敬家記』としているが良質のものではなく、
關白	近衛府左近衛將曹藤原武職男	藤原武 (朱書)	「豊房」	諸本を比較してそれぞれ異同がある。ここでテキスト正文作成に使用す
	右近衛將監泰武分男	泰武 (朱書)	「豊房」	るはA宮・堂上方への布告（折紙、XXII—16—48）とB「慶応三年 武
	仁和寺院家督提院	実譽 (朱書)	「十六才」	家江遣書翰留」（横半帳、XXXX—10—90）所収の戸田大和守宛議奏加勢中院中納言申入書（一二月一〇日付）の二点である。Aそのものを正文としたいのだが、Bと比較すると助詞が三ヶ所抜けており、かといってBは後半部分少しく述べていて、そのまま利用することは出来ない。
			従つてここではAに欠けているのをBより「」で補うこととする。	従つてここではAに欠けているのをBより「」で補うこととする。
				（Bでは内府の次に公の字あり）
				「徳川内府從前御委任大政返上將軍職辞退之兩條、今般断然被聞食候、抑癸丑以来未曾有之国難、

先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知ニ候、依之被決

叡慮、王政復古國威挽回之御基被為立候間、自今撰閨幕府等廢絶、

即今先仮りニ總裁議定参与之三職ヲ置レ、万機可被為行、諸事

神武創業「ノ」始ニ原ツキ摺神武升堂上地下「ノ」別ナク至當ノ公

議ヲ謁シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊

(A Bとも處ではない)(Bでは行習とあり)

叡念ニ付、各勉礪、旧來驕惰之汙習ヲ洗ヒ、

尽忠報國之誠ヲ以テ可

致奉

公候事、

一内覽 勅問御人數国事御用掛議奏武家伝奏守護職所司代、總而被

廬候事、

一三職人体

總裁 有栖川帥宮

議定

仁和寺宮

山階宮

中山前大納言

正親町三条前大納言

中御門中納言

尾張大納言

(Bでは越前宰相とあり)

安芸少将

土佐前少将

薩摩少将

大原宰相

万里小路右大弁宰相

長谷三位
橋本少将

岩倉前中將

尾藩三人

越前藩三人

芸藩三人

土藩三人

薩藩三人

越前藩三人

芸藩三人

土藩三人

薩藩三人

(A Bとも處ではない)

一大政官始追々可被為興候間、其旨可心得居候事、

朝廷礼式追々御改正可被為在候得共、先撰籤門流之儀被止候事、

一旧弊御一洗ニ付、言語之道被洞開候間、見込有之向者不拘貴賤無

忌憚可致献言、且人材登庸第一之御急務ニ候故、心当ノ仁有之候

ハム早々可有 言上候事、

一近年物価格別騰貴、如何トモスヘカラサル勢、富者ハ益富ヲ累

ネ、貧者益窘急ニ至リ候趣、畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之

大宝、百事御一新之折柄旁被惱、宸衷候、智謀遠識救弊之策有之

候ハム無誰彼可申出候事、

一和宮御方、先年関東江降嫁被為在候得共、其後將軍薨去、且

先帝攘夷成功之叡願ヨリ被為許候處、始終奸吏之詐謀ニ出、

御無詮之上者旁一日モ早ク御還京被為促度、近日御迎公卿被差立

候間、其旨可心得居候事、

右之通御確定、以一紙被

仰出候事、

A文書と同一人筆跡による布告文はXXII—⑯—44にも存在し、複数の文書を宮・堂上各家に回達したと考えられるが、A文書が回達されたもの

と完全に同一かどうかは、回達先の現物と照合する作業が必要となる

う。

b 一二月九日の王政復古布告から一二日徳川慶喜の大坂下向までの

四日間は京都市中は正に一触即発の状況下にあつた。維新政権側の者も

二条城周辺の動向に全神経を集中していた。次の史料XXX—(5)—89—

①)は一二月一日夜半現在の探索書である。探索者は政権内部の相当

の地位にある人物と考えられる。

「二条城辺斥候ニ差越候處、風説与ハ存外穩而常ニ相變候儀者、越

前候御供廻挑灯沢山有之、且物見と見ヘ二条通、新町堀川、三条

堀川、下立売辺江三人計りソツ新撰組与相見得、鉄砲持而通行之

人ニ目を注キ居タリ、夜中之事故格別驚ニ不足ヘく候、

十二月廿二日

合田 左源次
寺 田金右衛門
森 甚作

書付 (XXIII) (7) 78 (3) を新政府に差出した人物がいる。

「 淡州稻田家来之事

家老 同 内 藤 弥兵衛
是ハ嚴敷押籠之由 鉄之丞

右三人之者、是非急々即日登京仕候様ニ相成候様奉願上度、吳々

も奉願上候事、

一乍恐可相成候ハヽ本藩ト稻田ト同時ニ双方江御 召状御下ケニ相

成候ハヽ至極都合宜敷難有仕合ニ御座候事、

一右三人之者登京仕候訳柄ニ相成候得モ稻田一統即日急度御用ニ相

立候儀ニ御座候事、

ここに言及されている三名に関し、一二月末に新政府は「去ル二十二

日、返書之趣、彼是御掛念之筋も有之候ニ付、思召之趣徹底候様可取計

候、尚又九郎兵衛家来三田昇馬、内藤弥兵衛、林轍之丞、右之輩早々上

京可有之御沙汰候事」(『復古記』第一冊、三九九頁)との沙汰書を徳島

藩の前記四名宛に達している。同處註記には「二十二日云々ノ事、之ヲ

蜂須賀茂韶ニ質スニ、原記ヲ失シテ事実詳ナラス」とあるが、実は前出

の二二日付徳島藩答書のことである。そして事態が更に切迫した慶応四年

一月三日、新政府は徳島藩の反対を押し切って稻田九郎兵衛宛沙汰書

を下すこととなる。明治三年の悲惨な庚午事件はここに端を発するのであつた。

e dにも見える如く、新政府は自己の基盤をかためる為に種々の手

をうつしていく。旧幕期処罰された人々の赦免指令もその一つだが、この件では文久三年等持院足利氏木像梶首事件で各藩に禁錮されていた三輪

田綱一郎等の釈放指示(慶応三年二月二六日)が有名である。『復古記』第一冊三七五頁には三輪田元綱等六人(三輪田の他に青柳健之助・建部建一郎・師岡節斎・大場恭平・野呂久左衛門)が是日宥免されたとあるが、この他にも勢州菰野藩に預けられていた宮和田勇太郎も当然そ

の対象となつており、即日、菰野藩は釈放方法について左の如き伺書を

提出する(XXII) (26) 44)。

「聟千代家來江御預ニ相成居候

宮和田 勇太郎

今度御一新ニ付被

免候旨被

仰渡候ニ付、右被

仰出候趣、於在所表申渡候上者何方ニ引渡可申哉、又モ當人之任意
何方成共為引私候而可然哉、此段為心得奉伺候、以上

土方聟千代家來

十二月廿六日

辻 惣右衛門

右の三輪田元綱等釈放された人々が、その後どのような軌跡をたどつたのか、このことは等持院事件そのものにまさるとも劣らない維新政治史の重要な一齣なのである。

(3) 年貢半減令と西国掌握

慶応四年一月三日の鳥羽伏見の戦闘、六日夜の徳川慶喜・松平容保以下の東帰によつて、新政府の次の課題は京都を中心軸とした西国の掌握に移つた。一日に官位を剥奪された旧幕府側大名は、奥州会津と上総大多喜を除けば、勢州桑名・讃州高松・予州松山・備中松山の面々だつ

たのであり、彼等を頂点とする譜代大名の处分と朝廷への帰順工作が具体的な目標となる。これが故に征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王は一〇日中國・四国をにらむ大坂の本願寺別院を本營としたのであり、また一四日に旧幕領並びに賊徒の所領における年貢半減令が発せられたのであった。

『復古記』には二二日の条に置かれているが日付の根拠がなく、備前藩の例を以てしても一四日発令と考えたい。この時点においては年貢半減令は西国における障害を除去し西国を完全に掌握するには必要不可欠の手段だと新政府は見做していたのである。しかし西国諸藩の朝廷帰順は新政府が当初考へていたより容易に進行した。

a 会津と並んで朝敵の筆頭とされた桑名藩においても、一月一九日には老臣酒井孫八郎等が闖藩伏罪の態度を表明、二三日には松平定敬の義弟万之助が四日市の東海道鎮撫總督の許に至つて降を乞うたのである。桑名藩は二七日城を開渡し、藩士全員は寺院に立退き謹慎する。翌二八日總督府は桑名城を接收、同日に津・尾張両藩にその取締りを命ずるが、左の史料（XXIII—(6)—36）は津藩宛達書の草案である。

「松平越中家来帶刀之者、輪崇寺・常信寺・海藏寺・正念寺江泰順寵在候人數一應被預置候、就而も尾張藩江申合、万端嚴重守衛可有之可相守候事、

辰正月

藤堂和泉守殿

御名

正文は『復古記』第九冊一五五頁にあるが、訂正文から又少し変化している。推敲の過程がよくわかる史料である。

b 従つて新政府は西国旧幕領部分の直接支配が早くも可能となつたのであり、ここに年貢半減令の撤回が必然化する。「内國事務諸達留」

XXX—(10—92) の慶応四年一月二七日の条に次の史料がある。

將軍宮井所々出張物督江

今般御復古王政御一新ニ付、

是迄天領与称シ來候德川之采地及賊徒之所領等

之趣も相聞、患難疾病相救之道も相立兼候ニ付、

先無告

從前苛酷之弊政ニ苦候哉ニ付、

之貧民天災罹り、因難之者江も夫々御取糾之上御救助入取調可致、右之旨申論、

仰付、去年未納之分も可為同様、來已年以後之処も取調之上御沙汰可被為在儀ニ候間、右之旨、別紙之通夫々取締被仰付候間、

尚亦申論、兆民王化ニ服シ候様精々尽力可仕

御沙汰候事、
但代官支配地處石數人數頃地圖面等携へ早々上京可被教候、若代官立去候地處最も最寄之國主當分御預り可申、尤石高地圖面等早々可差出候事

」

c 旧幕府側の西国諸藩に対しては、第一局面として城地接收、所領の他藩預、藩士全員の謹慎処分等の諸措置が採られたのだが、これはあくまで過渡的なものであり、第二局面では、関東・東北の情況をにらみあわせながら、处分宥免・領地復旧などの方策を以て新政府の下に確實に掌握することになる。aで見た桑名藩の場合では、四月九日藩士の歎願書が提出され、これをうけて閏四月三日、寺院謹慎者を居宅に帰し、

その妻子眷属を賑恤することを尾張・津両藩に命ずる達書が発せられる。史料（XXIII—(6)—36）は、内國事務局判事廣沢真臣の筆にかかるこの達書草案だが、その文末に広沢は次のような意見を付している。

「但右御決議之上者、右近将監謹慎指免、并々武万石程之地免御預ヶ被

仰付、上下且々糊口いたし候程無御座而も

御仁憲不相立事ニ付、旁刑法局等へも得斗御評議、其至當之趣御発
令哉之事、」

これによつても一藩への措置は必ず他藩を勘案しながら決定されてい
つたことが明白である。ちなみに右近将監とは旧浜田藩主松平武聰のこ
と、浜田落城後美作の飛地に移つたがもとより藩士共々窮迫の極にあ
り、しかも鳥羽伏見の戦によつて謹慎待罪の身となつてゐるのである。
武聰謹慎免除は閏四月二五日、美作鶴田二万七千石下賜は五月一〇日の
ことである。

d 桑名藩とならんで西国大名処罰問題で興味深いのは丹後宮津藩前
藩主本荘伯耆守宗秀のケースであろう。丹後宮津は一月一〇日、「御不
審之次第」有りとして入京差止めとなり、その後も当主彈正忠宗武が上
京せず（かわつて宗秀が上京）、四月一三日新政府は責問書を宗秀に達
している（『復古記』第三冊七五四頁）。これに対し四月一四日付で宗秀
は謝罪書を提出、病氣を理由に宗武を「廢棄」し、老体ながら自分が再
勤したいと申出る（同上七五五頁）。同月一九日この出願を新政府は却
下するが、次の史料（XXX—10—27）はその草案である。

本荘 伯耆守

其方同姓彈正忠病氣ニ付上京遲緩、且於関東茂勤王之景跡無之御不
審之廉、過日御付札ヲ以御尋有之候處、右申分無之趣を以、〔訳〕彈正忠 同人儀
今日限廃棄いたし、其方乍老体再勤いたし度願之趣「全く恭順之体
ニ無之候、勿論彈正忠反跡顯然たるニおゆてハ、一家之興廢

朝廷之御所置ニ有之、若又景跡曖昧ニ涉候とも、上京之上申訳〔訳〕條理 候案
明亮、勤 王之心底相違無之ニ於而そ品ニより寛厚ニ可被處、彼是

始終景跡〔猶差扣可有之候事〕被判然いたし候迄も、其方願達之趣」不及御沙汰、追而彈正忠上京御

取糾之上、何分之〔申訳〕條理 明亮勤王之心底相違無之ニ於而ハ

御沙汰可被
仰出候事、

これが正文（同上七五七頁）では、「」内が削除され、細字の「」
：心底相違無之ニ於而ハ」の次に「」内の「品ニより寛厚」云々の文
章がつながるようにされている。草案の「全く恭順之体ニ無之候」とい
つた強圧的な詰問調の語調が修正案によつてかなり緩和されたのであ
る。全国的に譜代大名の受け取り方を勘考しての削除・訂正ではなか
つたらうか？ 尚本荘父子の赦宥は五月二三日に下り、宗武は廢藩置県迄
其地位を保つこととなる。

a 関東における戊辰戦争

西国掌握の目途が立つた一月二七日、年貢半減令は撤回され、大坂本
營に滞在していた仁和寺宮征討大將軍は、東征を議するため京都に呼び
戻される。熾仁親王が東征大総督に任せられるのが二月九日のことであ
る。

a ところで、旧幕府との全面対決にむけ二月三日には関東親征の令
が発せられている。そしてこれを期に大坂遷都を実現させようとしたグ
ループがあつたことは周知の事実である。だが朝廷内の反対が強く、二
月二六日、来月五日大坂へ親征行幸の布告が出されるのと同日、「今度
御親征 行幸 被仰出候ニ付テハ種々浮説等申説人心疑惑及動搖候趣、
如何之事ニ候、固ヨリ関東平定之上ハ、還幸被為在候儀ニ付、心得違
無之様安堵生業ヲ相励可申事」（『法令全書』）との布告をおこなつて
いる。ところが、この二月二六日付の来月五日大坂行幸との布告草案
(XXII—16—29)の中では実際に大坂遷都がうたわれていたのである。

御巡覽之上、大坂江

行幸、西本願寺江一応

行在被^{ニ相成}召居、海軍

御点檢^{之上}被為

命を四方ニ降下せられ、速ニ追討之功を被為

聞食、万民塗炭之苦を

御救濟之

觀慮ニ被為

在候条、一同厚奉服受、邦内一致之衆力を以鞅掌いたし、可奉安

宸襟候、末々ニ至り候而も不容易

御仁恤之

御趣意聊心得違無之、各可安職業候様

御沙汰候事、

但

海軍

興張等之

御便宜旁を以、大政官之儀も同地江被召移候条、可奉得其

意候

これがどのよきな激論の中で抹殺され、同日二つの布告になつたのか、興味のひかる所である。

る。

c 古屋作左衛門等旧幕脱走歩兵と新政府軍が信州飯山で戦闘したの

与え、上野・下野・武藏においては二月より世直し一揆の様相を呈し始め、三月一日東山道総督府は右三ヶ國の諸大名に一揆鎮圧方を厳達せざるを得なくなつた(『復古記』第一二冊三四一頁以下)。貢士差出延期方を求める左記の四月七日付上州吉井藩願書(XXI—封筒の部—120)もその間の事情を如実に物語つてゐる。

「貢士差出候様、先達而被仰出候趣、即時鉄丸江申遣候處、右御触面三月七日相達、於在所表候、就而者不取敢鎮靜方手当仕候得共、其辺一領ニ無之、小給所等打交り候場所ニ而、領分之儀飛地多く御座候ニ付、所々江家來差出、一旦相静候処、再度隣郷の相発候而未鎮撫ニ至り不申候、畢竟悪徒之誘引を以集合致し候蒙昧不便之土民共故銃刀を以無下ニ取鎮候儀ニも相成兼、專遂教諭及鎮撫候之様仕度強々勉励仕候折柄ニ候間、貢士之儀早速差出可申処、人少且前顧之次第ニ而、家来共散仕候、旁被仰出候日限迄上京為仕候義、少々延日ニ茂可相成心痛仕候、奉恐入候得共、右之処御猶予奉願上度旨申越候、此段宜御闇済之程偏奉願上候、以上、

四月七日
吉井 鉄丸家来
佐藤 七郎兵衛」

権力の真空地帯と民衆蜂起の関連問題は、信州の赤報隊事件とも、また東北戦争時の会津大一揆とも密接につながっていくテーマであり、権力のそれへの対応も含め戊辰戦争研究の重要な課題の一つでありつづける。

極めて困難をきたしていた。その実態は左の史料
に示されている。

五月四日
XIII—(8)—56) に如実

徳川元千代内
尾崎 将曹

弁事
御役所

「賊徒信州路江侵入之趣ニ付、兼而協力討賊之儀、勿論之儀、然ル
處、飯山・川浦等ニ而解散と相成、就而モ弊藩共解兵之儀追々申立
候得共、猶此上御進軍之儀御達之趣、其段モ一同奉畏候、素モ兵力
茂無之、其上追々滯留茂永々ニ而疲弊切迫仕候間、何分兵食之賄方
被仰付被下置候様奉願上候、以上

閏四月十九日

諫訪因幡守家来

内藤若狭守家来

堀美濃守家来

大給縫殿頭家来

梅村周治

内藤志摩守家来

田中万治

堀澤保次郎

内藤志摩守家来

田中万治

堀澤保次郎

内藤志摩守家来

田中万治

嘆願諸藩は名前の順だと高島藩・高遠藩・飯田藩・田野口藩・岩村田
藩の五藩である。差出し先は信州諸藩を統轄する立場にあつた尾張藩で
あり、同藩はこの嘆願をうけ、五月四日、京都の弁事役所に次のよう
に処置方を伺うのであつた(XIII—(8)—57)。

「今度越後国江出張之官軍兵食之儀ニ付、別紙之通趣諫訪因幡守初之
家来より彼地江出張罷在候弊藩隊長之者まで差出申候、右ハ遠征之
儀ニ付軍費日々多ク、諸藩共疲弊ニ及ひ候而、兵食欠乏軍機を失
ひ、自然兵士之心怠慢壊敗を生し候而者、不容易次第ニ御座候付、
右之趣東山道鎮撫惣督府軍監岩村精一郎江具ニ申達候処、至極尤之
筋ニ付、早々御達申上候様申聞候、付而モ今度出張之諸藩一同并弊
藩出張之者江茂

朝廷より兵食被下置候様仕度、此段早速

御沙汰被成下候様可申上旨、大納言より申越候付、此段申上候、

七月十七日
弁事
御役所

森川内膳正家来
市原百次郎

但し五月晦日川崎港を出港して七月一日に下総の生糞陣屋に到着した

この伺書は会計官と軍務官にすぐ廻される(XIII—(8)—54・55)が、そ
のものではあるが、戊辰戦争と軍事費との関係は各藩の具体的な実態を
も含め、より実証的な研究が望まれる。

d 古屋作左衛門隊の動きとともに林昌之助グループの動きも閑東で

の戊辰戦争を考える上で重要である。同勢は上野彰義隊の蜂起と呼応し
て五月下旬箱根戦争を開き、小田原藩を含め近隣諸藩や東征諸隊がさま
ざまな形でこれに係ることになるが、次の史料
XIII—(9)—74) も箱根戦
争の緊迫度を側面から物語っている。

「内膳正儀、在所江之御暇願之通被

仰出、去ル五月六日当御地出立仕、東海道筋旅行仕候処、雨天続等
ニ而故障之儀御坐候而、同月二十八日漸掛川宿迄罷越候処、箱根辺
來兼候趣ニ付、無拵同所海手川崎宿江相廻り、同月晦日同港より乗船
仕、上総国五井沖江碇泊、七月二日領分下総国浜野村海岸江着仕、
夫より上陸同國生糞陣屋江着仕候段、昨夕申越候ニ付、此段御届申上
候、以上

とは少し時間がかかりすぎてはいないか。しかも五井と浜野とは目と鼻の先である。上陸を躊躇させるなにかが存在したのだろうか？

(5) 東北における戊辰戦争

a 慶応四年三月二日、奥羽鎮撫総督九条道孝・同副総督沢為量・同参謀醍醐忠敬等が仙台に向い京都を出発するが、この時には奥州の戦闘(『復古記』第一二冊一九七頁以下)には、附属の兵隊は薩・長・筑前・仙台(上京中の藩兵)四藩各百名づづとあるが、次の史料によれば人数はかなり相違している。

XXIX—(1)—46

「人數書」	一 御守衛兵隊	九条家供	沢家供	醍醐家供	参謀会計人數
	凡三百人	百五拾人	凡六拾人	凡四拾人	上下凡式拾人

九条家使

藤井駒太郎

平坂信八郎様

世良修蔵

弁事御役所

仮に仙台藩兵(隊長は大越文五郎と伊藤十郎兵衛)百名が沢・醍醐両家供とされたとしても一五〇名が過剰である。どう計算を合せるかだが、あるいは三公卿共、かなりの人数を堂上家来として召連れていくのはいいだろか。この時期の草莽層の動向を考えあわせても十分ありうることではある。

b 奥羽鎮撫総督府参謀世良修蔵は閏四月一〇日、仙台藩士によつて殺害される。参謀の地位を傘にきて極めて横暴だった為とするのが通常の説明である。その真偽はさておき、参謀の任にあるものにとつては、

まず第一に関東の戦局との関係で会津と東北諸藩の動向を考えなければならなかつた筈である。次の史料 XXII—(13)—8—①は、四月二六日、元山陵奉行で当時会計事務局判事の地位にあつた戸田忠至の家臣で、奥羽鎮撫総督府会計方として九条等に従つて奥州に來ていた平坂信八郎に宛てた世良の書翰である。

「二十三日出之御紙面、前夜到来拝誦候、御本藩異変ニ付而ハ御配慮之程奉察候、然者彼地之模様承り候ニ城内ハ焼失不致、町も少々ハ残り居候由、江戸表官軍十七日夕々薩土因三藩、壬生・結城二手ニ分ケ相進み、二十二日宇都宮・壬生之間ニ而戦争、官軍勝利之由ニ付、引続キ薩兵も操詰可申、左候へモ賊兵も追々敗走と相察申候、右之次第ニ付、当境ハ何も彼方ニ懸念なく、日々会境進撃之手段致居候、中村小次郎白川より引返し、彼地之様子少も不相分、先達而五軒茶屋ニ而御面会之坊主江岡崎賢守相添、宇津宮焼失ニ付、知音之寺見舞ニ托し差越申候、此仁帰り候ハヨ巨細ニ相分り可申存候、兎角少し之賊兵決而御懸念ハ無之方宜奉存候、先ハ貴酬耳、早々不二

辰四月二十六日朝

世良修蔵

平坂にとって宇都宮藩は主人の本藩であり、四月一九日の大鳥圭介や会津藩兵による宇都宮城奪取の報は極度に氣懸りであったに違ひない。二三日には旧幕勢と因・土・松本・壬生・吹上五藩の間で壬生近郊の安塚において激戦があり、翌二三日新政府軍は宇都宮城を回復するが、その後も下野の地においては依然として混沌たる情況の中にあつたのである。世良としてはやつきとならざるを得ない心境であつたろう。

c 世良とならんで奥羽鎮撫総督府参謀の地位にあつた大山格之助は四月一四日沢副総督を奉じて仙台から出羽に進軍し、同月下旬新庄より

薩長二藩兵を発して庄内藩と交戦状態に入っていた。次の史料

XII—⑬

—5—③は仙台藩使役として総督府に所属していた伊藤十郎兵衛宛の
閏四月三日付大山格之助書翰である。

「今日兩士々被差越貴報辱拝見仕候、
陳も過日来追々染雲も拝領仕候得共、百般多忙ニ有之、夫故不辱
之至平ニ御海容奉希候、乍恐於其御地

御両卿様無御別儀被遙御 在陣之段拝承仕、御同慶奉存候、於爰
許御同前今以当地江 御滞陣、そろそろ軍之間似共相始送日罷在
候間、尊慮易被思召可被下候、

扱亦白川・米沢之両口追々御討入、数万之御軍勢段々御功名も被
為在候筈与奉推候得共、一向巨細之情実も拝承不仕候、寒河江・

柴橋江も四五百人賊徒押出、一昨々廿九日始て小戦争有之、小生
ニも両日彼方江出張、昨夕帰庄いたし候、佐竹之攻口、生駒大蔵

及津軽等既ニ、一昨朔日閥門迄押詰候段ハ昨夕良藏申来候得共、

未如何様之消息も不相分候、彼方も隨分盛大ニ奮立、先ツ大賀之
至御坐候、当地ニ至而人少、僅山形・上山・新庄合して三百ニ不

足、薩長之弱兵も相応之戰死手負等いたし、別而人少ニ相成、御
憐察奉希候、過日荒井君・太田君細々御聞取相成候間、細答不仕
候

一松山使者之一条、世良方江申越候、相達候半、被方本藩同様防戦
いたし、無紛朝敵ニ御坐候、先々甚草卒之書中恐入候得共不取敢
御報答迄如此御坐候、尚期後音候、恐々頑首

閏四月三日

大 山 格之助

伊 藤 十郎兵衛様

二白、末筆乍失敬大越君江宣布御執成奉願候、

」

諸藩よりの援兵も来らず焦愚している大山の苦境は、『復古記』第一

二冊三三三頁にある四月一日付世良修蔵宛大山書翰と併せ読む時、よく
理解されよう。

d 会津藩だけではない、奥羽諸藩の予測出来なかつた動向にいらだ
つてたのは世良や大山ばかりではなかつた。江戸の大総督府も然りで
あつた。東征大総督府参謀で當時江戸にいた宇和島藩土林玖十郎は京都
の広沢兵助・吉井幸助宛に四月二一日付で次の書翰

XXX—⑩—60—①
を送つてゐる。

「一筆致啓上候、時候愈御勇猛御勤繁奉存候、

然者水野真次郎義、今般上京致候ニ付、直印誓書差出申候ニ付、直
様上京之都合御座候、当主真次郎ハ未弱冠ニ候得共、中々志操宜
敷、君臣共能勤 王憤振之藩ニ御座候、尤此節俄頃ニ勤

王相唱候ニハ無之、近來四五以前も京師へも重臣・留守居拵も始
終詰申候、臣藩・小藩等ニテハ多分留守居さへ不差置候處、随分右
藩者尊

王之道相心得居候處、此度上京段々延引ニ相成候故、君臣共深恐縮
心配仕居候、何卒一藩君臣勤

王一途之至誠上達致候様懇願申出候、右ニ付參謀御両卿様も右至
誠之趣私も添書致置候様被仰聞候、元來右國ハ出羽山形ニて纔之小
藩微力ニテ、会津・庄内之両大賊ニ被挾ながら、中々議論確乎致
居、方向ニ不迷、誓書之趣一見致候ても実ニ感心致候、真次郎君、
志操ハ此度上京之上ハ、京師ニても力一杯之御奉公致、又於國元も
國力一抔之御奉公致し、從來之

天恩、此時ニ万分之一奉報度旨、懇切ニ申出候、乍併上京延引ニ相
成、漸此節發途致候事故、万ニ方向迷亂之御疑惑等を受候てハ実ニ
苦痛無此上事故、右之情実打貫、一廉御奉公被
仰付度旨、孰レヘ願候而可然哉、又誓書等も迅速上達致候様被成下

度旨ニ付、夫故先生迄添書仕候、上京仕候ハ、何分可然様御配慮可
被下候、尤小藩微力ニテ格別ニ御奉公も難出来候得共、志操を御取
被成候義ニ御座候、此段如此御座候、以上

四月廿一日

吉井幸助様
廣沢兵助様

林玖十郎

二白、佐竹・上杉・丹羽杯大藩ながら迷乱致し、憤振致兼候中ニ確
乎たる故、特ニ見ヘ申候、右三藩も追々実行相運候様ニハ相聞申
候、

右文中の山形藩主水野真次郎は閏四月一二日入京、戊辰戦争中京都に
滞在しつづけるが、国元では重臣が列藩同盟に加担、戊辰の戦争に参加
することになる。但し藩主自らの判断で加わったのではなかつたため五
万石の石高は削減されず、更に明治三年七月近江朝日山に転封されてい
る。尚文中の「御両卿」とは東海道先鋒総督橋本実梁と同副総督柳原前
光のことである。

e 閏四月二〇日の世良修蔵暗殺事件は、列藩同盟形成にとつて越え
なければならなかつた決定的事件であった。これ以降同盟諸藩は新政府
軍と軍事的対決に進むほか途がなくなつた。暗殺が個人的怨恨ではまつ
たくなかつた（閏四月二一日薩藩士鮫島金兵衛、同二二日同藩士内山伊
右衛門も仙台藩によつて殺害）以上、参謀周辺の人物は抹殺されざるを
得なくなる。その象徴的人物を我々は長州出身の名取郡大年寺の僧良完
(還俗して萩野省一)に見い出しが出来る。bの世良書翰中に言及
のある「御面会之坊主」とは彼のことである。良完は幕末仙台藩の尊攘
派儒者岡千仞と交友があり、慶応四年三月二三日奥羽總督府が仙台に入
つた時は大いによろこんだ一人であった。彼は三月末伊藤十郎兵衛の紹
介で同國の世良と面会、還俗して戦争に従軍することを決意し仙台藩に

働きかける。次の四月一六日付伊藤宛書翰 (XX—(7) 81) はその間の事
情をよく物語つてゐる。

「殊以飛檄呈啓仕候、南薰微動之候、伏以足下御堅勝被成御守衛奉
恭賀候、陳者過夕々拝眉伸本懷欣幸之至ニ奉存候、其後至今日如何
之模様無御座候故、若哉其向被係御吟味候而、小心之俗吏私意之愚
察ヲ以、拙子等にも被

召遣候ハ、是迄本藩之墮弊致囁説候哉杯と致疑惑、例之因循ニ趁
候哉と致愚察候、併於其段モ、十年來蒙
本藩之渥恩之身、元より順天之見込ニ而治平ヲ希求する上モ何そ瑣細
之小短を説て

大藩之邦憲ヲ故障せんや、只願も臨此時節袖手戸位素餐消光陰候
儀、実ニ満面之慚惶ニ御座候間、此旨篤と參謀閣下始へ御通曉被
下、速ニ降命寵成候様御周旋、伏而奉願候、拙者近日奉願拝面
候、頓首敬白

麦秋望後一日

痴元

桐外君閣下

二白

兵糧方ニモ屈竟之人物撰置候間、御召次第兩人召連可申候、

本藩より御貸上之身ニ而被召遣度奉願上候、萬一其方ニ而モ論決着不
致時モ、長藩參謀より直ニ被引上候而もよろしく候、何れにももはや
支度も少敷調候故、早々御まねき可被下奉願候、以上

そして、ようやく仙台藩から許可が下り、還俗するのが閏四月上旬、
しかし既に彼に対する同藩の嫌疑は厳しいものがあり、世良の暗殺後彼
が進退にきわめて苦慮したことは『復古記』第一二冊四〇二頁の伊藤宛
五月四日付萩野省一書翰が我々に教えてくれる。同冊四〇三頁には「省
一處分ノ事、諸書見ル所ナシ」とあるが、実は身の危険を察知して汽船

をつかまえ、箱館経由で秋田に逃亡¹、九条道孝のもとで総督書記を務め、乱軍の中で戦死したのである（岡千仞『藏名山房雜著第一集』）。またに言及のある平坂信八郎は閏四月二〇日頃福島で捕縛、殺害は免れたものの涌谷の牢に投獄され、釈放は仙台藩降伏の時をまたねばならなかつた。奇しくも同所において平坂は岡千仞の投獄された隣牢に収容されていたのである。

尚 b・c・e の史料は伊藤十郎兵衛旧蔵史料で、実弟の岡千仞が修史局に奉職していた関係で修史局に納められたものの如くである（内閣文庫所蔵「伊藤十郎平私記」）については田中正弘氏の御教示を得た）。

f 東北の戊辰戦争は将兵の動向のみならず輜重問題にも目を配る必要がある。戦争の民衆負担は戦火の問題と共にこの侧面において集中的に表現されるからである。次の史料（XXIII-（5）-36）は野州三万石の小藩鳥山藩の閏四月から一〇月迄の輜重活動の実態を明治二年一月に報告したものである。

「去閏四月中下野国宇都宮ニ而鎮撫府より依御達、佐渡守在所同國鳥山領分より軍夫差出、六月廿九日迄為相勤候調書左之通
一人足メ千武百廿老人勤、
一人足メ壹万九千五百五拾五人
右も日光道中大沢宿江閏四月五日より五月朔日迄五箇村ニ而相勤、
一人足メ六千四百拾七人
右白川宿江式百廿武人ツツ中五日交代、往返四日ツツ潰日有之候共メ外ニ宰領共閏四月廿八日より六月廿九日迄四拾武箇村ニ而相勤、
捨五箇村ニ而相勤、

一人足八百七拾武人	興野村
一同 八百五拾武人	大沢村
一同 三百三拾九人	横杭村
一同 千四百八拾武人	大木須村
一同 千八百三拾八人	小木須村
一同 九百拾武人	上境村
一同 千八百四拾人	下境村
一同 三百四拾五人	小原沢村
一同 百武拾人	大瀬村
一同 四百八拾四人	鳥生田村
一同 三百八拾老人	竹原村
一同 三百七拾五人	生井村
一同 三百武拾八人	宮原村
一同 千四百八拾武人	滝田村
一同 百拾三人	八ヶ平村
一同 九百武拾人	中山村
一同 千三拾五人	谷浅見村
一同 千八百拾五人	大桶村
一同 三百五拾九人	白久村
一同 百三拾人	高岡村

一同 武百武拾八人
一同 百三拾人
一同 百拾四人
一同 武千六百拾人
一同 千武百五拾六人
一同 六百拾五人
一同 千九百拾四人
一同 武百武拾八人
一同 武百三拾人
一同 武千百八拾五人
一同 五百三拾武人
一同 四百五拾六人
一同 八百拾武人
一同 三百四拾武人
一同 五百七拾人
一同 四百五拾六人
一同 七百六拾八人
一同 四百八拾人
一同 九百三拾四人
一同 千四拾人
一同 武百四拾三人
一同 三百拾五人
一同 武百三拾人
一同 四百六拾人
一同 八百五人
五百七拾人

谷田村 千七百拾人
吉田村 三百四拾武人
小川村 同百拾三人
神長村 月次村
中井上村
熊田村
上川井村
下川井村
志鳥村
熊田村
大和久村
小倉村
滝村
片平村
戸田村
三輪村
野上村
向田村
八ツ木村
竹内村
刈生田村
芳志戸村
兩芳志戸村
大谷高根沢村
大谷鎧山村

右之通差出為相勤候旨申越候間、此段御届申上候、以上
三九郎事大久保佐渡守公用人
正月八日
水野庸八郎

軍務所

御役所

下籠谷村
長田村
龜山村

この六万五六一九人分の人足手当の内、その大半は村落内部で高割で賦課される。農民にとって戊辰戦争は決して大名間の争いといった他人事で済まされることではなかつたのである。

g 第三章第二節eで既に触れたように、そのもの 자체が一定の期間を経た上で編纂物である「家記」の史料的取扱いに関しては十分に配慮しておく必要がある。東北戊辰戦争において戦況を左右する上で大きな役割りを果した三春藩の場合もこの例に該当する。三春藩旧藩主秋田映季が太政官歴史課に「秋田映季家記」を提出するのは明治七年二月二八日のことであるが、彼は前書で「書類焼失且戊辰之際混乱之折柄ニテ他ニ手留等モ無之、甚以不取調恐入奉存候得トモ、相分ル丈ノ廉々大略別冊ニ取調、指上申候」と史料の乏しさを断つてゐる。実際記述は簡単で、数字等も明確ではない。しかしながら明治元年一二月二〇日、同藩は戊辰戦争に対する自藩のかかわりを長文の報告書XXIII(9)——12——(2)にまとめ、政府に提出している。紙幅の関係上戦死者届の部分のみを比較してみよう。「家記」では、「九月廿五日会津御追討ニ付、当藩ヨリ差出候人数ノ内、士分老人夫人拾人討死仕候段、御届仕候事」とあるのみだが、報告書では次のように記されている。

一九月廿五日

今般会津御追討ニ付、弊藩より差出置候人数之内土分壱人討死、夫人拾人即死仕候旨、別紙之通若松出張之者共々申越候ニ付、左之通

右

官軍為嚮導出張罷在候處、八月晦日戰爭之節、於若松城下討死仕候、

園部終朔

夫人 武人

右薩州四番隊金穀方江差出置候處、八月廿三日即死

夫人 七人

右薩州拾武番隊江指出置候處、八月廿四日朝即死

夫人 壱人

右同断差出置候處、八月廿四日朝手負、其後死去

夫人 壱人

右之通ニ御座候、此外之儀モ尚申來次第、御届申上候旨、參謀御

」

局江御届申上置候事、

戦争終結後、どれだけの藩が従軍報告書を政府に提出したかは、今後の調査を俟たなければならぬが、それらと「家記」との比較対照作業はどうしても必要なことになつてくるだろう。

h 東北戊辰戦争の最大の激戦はいうまでもなく会津攻略戦であつた。ほゞ会津攻撃の見通しがかたまつた慶応四年八月一〇日、大総督府参謀伊地知正治は大久保利通に宛てて次のように戦局を報じている(XIX第一袋—46)。

「当月二日之尊書并

詔書等數通被贈下、難有拝見仕候、先以不相替御在勤大慶奉存候、次ニ當所ニ茂一同無事在陣仕居候間、乍余事御放意可被下候、然も

其後廿九日ニモ一本松城攻落し候處、福島ハ城主落失し、三春・守山

ハ弥為官軍尽力、先モ仕合之至御坐候、又此中より越後表江差出置候もの、昨日吉井之書状持參ニ而帰陣仕候處、彼地茂海軍を以て松崎より上陸候處、新発田・村松之両藩降伏、嚮導相勉候故、当月四日方より海陸之惣軍合併、会津口ノ要地・津川宿より巢窟へ進発之段相知候處、当日川辺ニ而茂会賊の勢日ニおとろへ、今ハ僅ニ遠く国境を堅候計ニ御坐候故、旁吟味仕候處、最早賊徒伏誅之機会到来ニ付、是より茂巢窟進取之致手配筈ニ御坐候、就ハ朝敵之張本さへ打取候得モ、其余ハ不戦候而降伏之勢可罷成儀と奉存候、尤当方茂此中より段々御尽力被下候故を以て追々人數茂相重、今ハ攻守ニ不足茂無御坐候得共、尚近日肥前兵着ニ茂相成候ハゝ、直ニ大挙之賦ニ相決申候間、追付吉左右可申上御待可被下候、恐惶敬白

辰八月十日
大久保 一 藏様
侍史中
尚々浜手之官軍未確說ハ相知不申候得共、三春より探索之趣ニ而モ、中村茂既ニ降伏候由ニ承及候、先達而茂申上候通、出羽表ニ而官軍大ニ振立候故、國中ノ騒動不大方由、聞取も差出候故、尚事柄相知候ハゝ可申上候、

このようない判断の上に立つて政府軍は八月二一日本宮から猪苗代に通じる関門母成峠を突破、二四日には若松城の外郭を焼却して天寧寺口等の諸口を堅め、後続の援軍を待つ態勢に入り、二六日夜からは若松城東南の小田山に薩摩・肥前両藩が大砲を据えつけ城に猛砲撃を開始する。ここに示す写真1(XIX第一袋—47)は八月二五日から二七日にかけての自軍(肥前藩)の行動を政府に報告した際の地図である。説明文は次のようになつてゐる。

「一八月廿五日暮頃ヨリ翌朝迄薩州責口之内印之場所我藩請取候

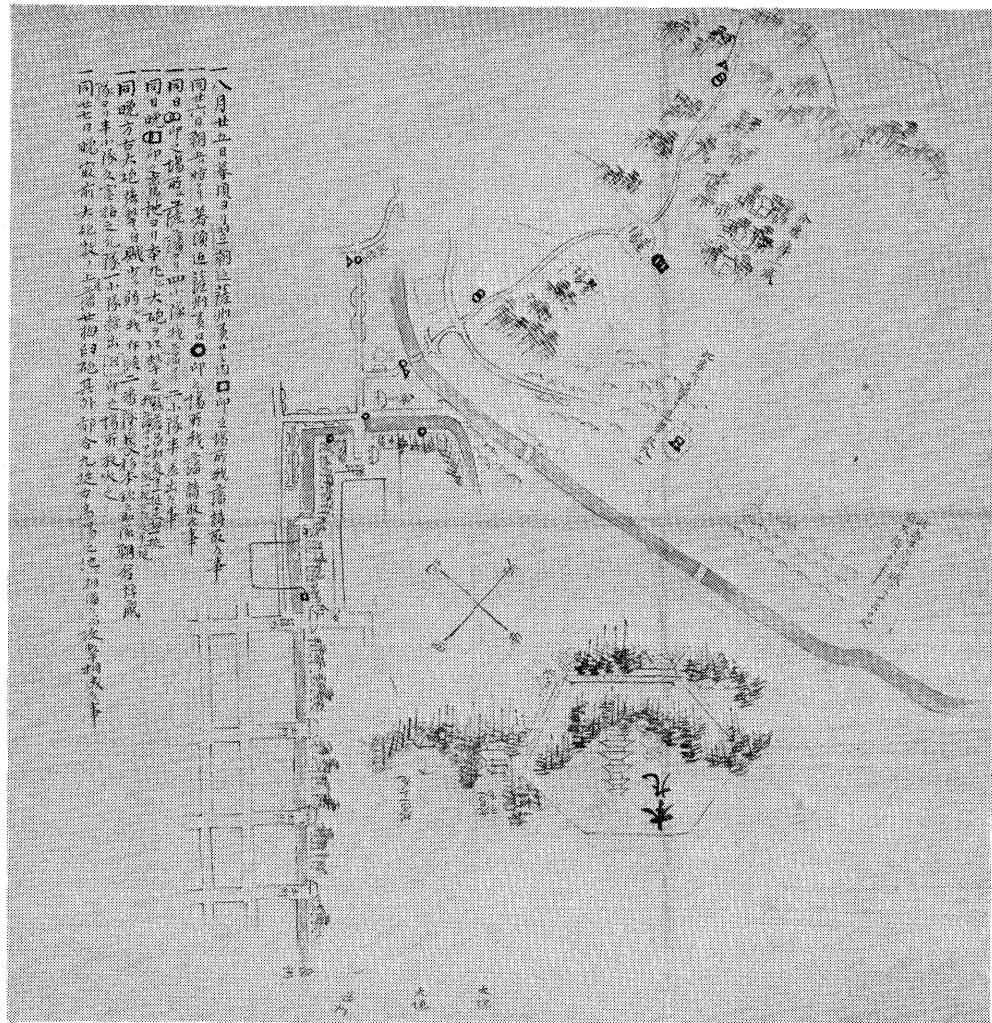


写真1

事、

一同廿六日朝五ツ時ヨリ暮頃迄薩州責口

○印之場所我藩請取候事、

一同日○印之場所江薩藩ヨリ四小隊、我

藩ヨリ二小隊半差出候事、

一同日晚○印之高陽地ヨリ本丸江大砲ヲ
以擊之薩藩ヨリ封度半一挺十三母一挺我藩ヨリ
アルム統一挺封度半一挺

一同晚方右大砲強撃ニ付、賊少ク弱ル、

我斥候二番隊長杉本欽之助隊・朝倉彈

藏隊ヨリ半小隊久富梅之允隊一小隊繰
出、四印之場所放火之、

一同廿七日晚最前大砲數ノ上、薩藩廿母
臼砲其外都合九挺、右高陽之地ニ相備
候而攻撃相成候事、

この中でも肥前藩のアームストロング砲は
猛威をふるつたのであった。

i しかしながら会津に攻め入った政府軍
の軍規がみだれていたことは諸本の指摘する
通りであった。その中でも白河口政府軍の規
律の乱れが甚しかったようで、九月一六日、
会津征討越後口総督府大參謀西園寺公望と同
參謀壬生基修は連名で大總督府參謀に宛て、
次のような訴状 XXX-(2)-49 を送つてい
る。

「追日嚴寒之節、督府益御安泰恐悦奉存

ある。

候、貴卿方御壯健御勤役珍重存候、然者追々官軍御勝利、畢賊徒根
拠ニ相迫り、各隊之尽力不日若松落城之義与御互ニ恐悦奉存候、掇
去日白川口より操込之諸兵如何之次第ニ候哉、無状之所業不少、日
々城下市在ニ横行し、猥ニ金銀衣類其外諸具を掠奪し、公然分捕を
口実に惨酷を相極候事ニ候、尤城中賊徒之与党ニも候ハゝ、公然決
議之上臨機之所置勿論ニ候得共、畢竟無告之賤民數日兵燹を避、其
方向未定處、豈図や堂々天兵右等之醜態却て賊徒之所業に彷彿
し、是カ為ニ塗炭之苦を受候段、誠以奉対
聖旨恐入候而已ならず、實ニ諸軍之羞辱不過之候、何卒早々可然御
所置被安民心候様希望候、

右等之始末、於も

兵部卿宮深御高配有之、則軍鑑^(ママ)三宮耕齋為御使御差出候条、委御聞
取迅速御糺之上嚴明御制令有之候様祈入候、右概略可申入
兵部卿宮御沙汰ニ付如是候、委細御使者付口頭候、軍務多忙中乱書
御推可給候也、

九月十六日

基 修

公 望

謀同様之御处置有之可然歟、尤も同論 刑官

j 文中の兵部卿宮とは慶応四年三月一七日兵部卿に任せられ、閏四月二
二日軍務官知事に任命、六月一四日軍務官知事のまま会津征討越後口總
督となつた仁和寺宮嘉彰親王を指す。

結、同年一二月七日には松平容保を始めとする諸藩主の処分、諸藩の削
封・転封が発表され、残るは「主謀者」の確定が課題となつてくる。
次の史料 XXXI-(6)-94) は、その審議内容の一端をかいま見せるもので

附

箋(1)

松平容保家來

家老

田 中 士 佐

同 神 保

内蔵助

菅 野 権兵衛

既死

外方ヨリ承候所ニ而者、手代木直右衛門・秋月悌次郎等、專主
謀之由

附箋(4)

レトモ、其余ハ向々へ取調へ被仰付候得ハ、其申出候処ヲ以テ断然タル御处分有之、天
下後世ヲシテ肅然タラシムルコト御至当ト存候、他説ニ拠テ斟酌スルトキハ際限無之、
遂ニ私言曲論其向ニ行ハ、措置当ラ失スルノ弊害ヲ生可申事、」

。附箋(2)「首謀ヲ除クノ外、是迄御預ノ人体精選之上、相当御所置之事、」

。附箋(3)「寛典ヲ以諸藩首謀ノ者一統自刃賜リ可然事、但簡所ハ大寺院可撰事、刑法官」
。附箋(4)「手代木直右衛門 永禁罷」

。附箋(5)「容保ハ賊中之魁首ニ候得ハ、從臣手代木・秋月輩ニ至ナハ一般之所知、首

附箋(5)

附箋(3)

既死

伊達慶邦家來

家老

石原 倉右衛門

附箋(6)

酒井忠篤家來

但木

坂英力

附箋(5)

。附箋(6)「此已下外聞之人体ハ一切御見捨可然歟」

。附箋(7)「右付紙同論」

。附箋(1)「首謀無之旨言之申出ニ候得ハ、當時主人を輔佐セシ家老大臣之上席之もの申出候様被仰付可然歟」（附箋(1)に更に「至当 中島」との附箋あり）

内藤信思家 来

堀直賀家 来
家老 来

鳥 井 三十郎

既死

堀 右衛門 三郎
軍事方 来

上杉 齊憲家 来
色 部 長 門
家老 来

南部 利剛家 来
家老 檀

丹羽 長國家 来
丹羽 一 学
山 佐 渡

水野 和泉守家 来
水野 三郎 右衛門

既死

久世 広文家 来
家老 木村 正右衛門

用人 丹 羽 新十郎

外藩ヨリ承り候所ニ而者丹羽丹波ト申者首謀之由

元中老 嶋 弥兵衛
中老 小 嶋 弥兵衛

丹羽十郎 右衛門

行衛不知

其他数名アリト雖除ク

。附箋(4)「首謀數名有之ラハ同罪タルヘシ、但シ首ト云ハ多人數ニ渡ル議ニ無之」

事、」

可然

水野 勝知家 来

既死

家老 水 野 又兵衛

既死

同 水 野 甚四郎

行末不知之趣申出候得共、是ハ藤原口ニ而薩州藩中村半次郎指図

茂 野 喜 内

牧野 忠訓家 来

家老 河 井 繼之助

同 山 本 帯 刀

右之藩ハ首謀ト申者別段無之趣歎願書差出ス、

尤其節之隊長共、専従事候得共、悉皆白川口ニ而戦死致候趣申出ル

。附箋(10)「阿部闘藩首謀無之ハ、主人正静ヲ以テ刑ニ當ツヘシ、但再調再考之事、」

主謀者の断罪が降つたのが明治二年五月一四日なので、本史料は明治二年前半のものと思われる。文中の中島は前年から刑法官判事の地位にあつた中島錫胤のことである。断罪はほぼこの通りになり、外聞によつて上げられた手代木・丹羽丹波の三名は永預とされたが、庄内藩の松平権十郎は無処分にとどまつていることが興味を引くところである。棚倉藩主阿部正静については、結局既に死亡している阿部内膳が斬

に擬せられるだけで済ませている。

(6) 蝦夷地と箱館戦争

a 箱館裁判所総督に清水谷公考を任命したのが慶応四年閏四月五日のことで、同人は同月一〇日京地を発足、敦賀から長州華陽艦に乗つて箱館に到着するのが二五日、翌二六日には最後の箱館奉行杉浦兵庫より事務を引継ぐのであった。

ところで清水谷が箱館裁判所総督に就任するに当たり、内国事務督徳大寺実則は事務心得を彼に渡しており、正文は『復古記』第四冊二一九頁に示されている。しかしながら、この正文はその草案(XXX—10—37)に相当手を入れたものとなっている。草案では次の如くである。

「御趣意書

一今度箱館江裁判所被建置候義ハ賊徒尚兎賊姿越恣にし、奥羽之民將ニ塗炭之苦ニ陥らむとする段、深ク被

歎思召候、何卒皇化越皇張し賊徒之勢越減殺し、奥羽之民越して生業安堵せしむるの処置肝要候事。

一開拓之儀ハ素も當今之急と雖、其下手之処ニ至而モ實以不容易

義、議論理窟之能ク功越成すへきに非す、依之実地之形状越察

し、時之宜ニ隨ひ、其處理可有之、不取敢井上石見被差添遣候

間、諸事後害越不生様相謀り、尚重大難決之件も候ハ」朝廷江

相窺候儀可然候事、

この草案が内国事務局判事広沢真臣の筆になる修正案(XXX—10—47)によつて大幅に書き変えられ、更に若干訂正されて先の正文になつていく。

この草案では奥羽の戦局が箱館裁判所を機能させる第一の原因である

ことが前面に押し出されているが、正文では「蝦夷地開拓」が国家的課題であるという点に力点が移動し、「賊徒」云々は末尾に移しかえられ

ている。またこの草案では、難決問題の窺先きが「朝廷」とされているのに対し、広沢修正案では「太政官」に、そして正文では「太政官代」と変化している点も注意していい箇所の一つである。

b 箱館戦争迄は電信が存在せず、情報の流れは幕末と同じく、汽船による急報が最も早い手段であった。五月一八日の榎本軍完全降伏の報も、同月二九日、軍艦の急報によつて東京でははじめて知ることが出来たのである。しかも政令の発する場所はこの当時は東京と京都の二ヶ所にあり、その調整も至難の業であった。次の史料(XXII—13—5)はその間の事情を物語る興味深い史料である。

「箱館賊艦對州表江襲来之趣相聞候ニ付、御地行政官おいて肥前少将江出兵御達相成候趣等今般報知有之候、因而者於當官別紙之通り軍艦并兵隊分配方取計候間、左様御承知、已來於行政官彼是江出兵之御達無之様厚御申入置可有之候、何分軍配両手ニ相成候而者却而不都合生し候間、万々御承知被置、異事も御座候節者急々御報知、御同策ニ出度候、此段以應飛得御意候也、

五月廿九日

西京

軍務官

東京
軍務官

箱館降伏の報知と同日の五月二九日付だから、その直前の手紙ではないだろうか？ 陸上の戦闘と異り、海軍の場合には東国・西国の区別は

存在せず、その戦闘は日本をめぐる全海域が舞台となりうるのである。しかも政府軍は榎本軍の優秀な艦隊を知悉しており、宮古の海戦という苦い経験もなめている。このような判断がなされても不思議ではない。なお別紙はXXII—13—9にある。

(7)

東西両京と留守官問題

a (6)の箱館戦争においてもその片鱗があらわれているよう、京都・東京の二都体制は政府の政策決定に多大の不都合と不便宜を生じさせていた。明治元年九月から一二月にかけての東幸の際には、従つて東西両京の弁事間で書翰を往復させながら諸件を処理している。左の史料

XXII

(19)-38)

はその雰囲気をよく我々に伝えている。

「一筆啓上仕候、先以

聖上益御機嫌克被遊御発輦恐悦之御儀奉存候、隨而各位愈御清穆奉

賀上候、然も今般清水家より願之筋有之、委細之情実ハ書記尾崎將曹

江申含メ差出候間、可然御評決可被下候、外ニ去月廿三日之御用
翰、田中ヲ可及 貴答之處、今日同人出足帰國候ニ付、左ニ申述

候、桑名宿

御通輦之節一應御处置之儀も別紙之通、下太夫岡田鑒之助伺出候ニ付紙を以及御答候也、井上河内守領分百姓共ニ歎願之義、紙面慥ニ落手、御取用之儀も甚六ヶ敷儀ト被存候、紛忙中貴報迄草々如此御坐候、頓首、

十二月十日

土方五位

矢野半兵衛

神山五位殿
斎藤素軒殿
門脇五位殿

」

候也、

御留守
弁

八月六日

差出人の弁事土方久元、権弁事矢野半兵衛は當時東京で執務、宛先は在京都の弁事神山郡廉、同門脇重綾、そして録事斎藤素軒の面々である。本書翰端裏には読了を示す議定徳大寺実則、松平慶永・伊達宗城の朱印が左から一列に捺されており、この列の下に参与福岡孝弟の朱印がある。

文中の清水家云々は当主徳川昭武が水戸藩主となつたため、その後嗣決定を清水家家臣が求めたもの、田中は弁事の田中不二磨のことである。人は一月三〇日「老母所勞」の名目で帰省の許可を得ていた。岡田鑒之助伺書云々とは所領を濃州にもつ同人が京都と東京鎮将府の両方の下命を受け「東西奔命」、疲弊甚しいが、今後如何にしたらいいかとの一〇月一三日付同人伺書(XXIII-(7)-30)を指す。別紙云々と井上河内守領分百姓歎願書については今の処不明である。

b 結局東西両京体制は、明治二年七月の留守官設置によって一応の決着がついたが、両者の間がしつくりいかなかつたことは、次の史料(XXX-(1)-16)からも伺うことが出来よう。

「来ル十月迄賄金惣員數取調云々之御布令御發表無之旨致承知候、然処於当地ハ既ニ去月廿三日御布令ニ付而者天下一般流布顯然候間、一日も早く御發表無之而者奸商其虚ニ乘し不容易弊害を釀候故、至急御發令可有之候、委曲之儀ハ伊藤大蔵少輔ニ其地大蔵省江可申越候、且

御留守之儀ニ付而ハ固より人心動靜を顧み万事御取捨可有之候得共、金弊之儀ニ至而ハ殊更区々ニ相成候而者不容易沸騰を釀候故、向後ハ当地御布令無遲緩御布告有之度候、殊ニ此節賄金御嚴禁も外國御應接之折柄、内地少々之沸騰を不顧、此上蔓延不致様断然御布令相成候付、此旨得与御汲取、至急御布令可有之候、右御答迄如此

候也、

御留守
弁

八月六日

弁 官

文中の七月二三日発令布告とは、「下方所持之賄金夫々取糾シ総員數來十月中可申出候事」との太政官布告を指す。但し『法令全書』では七

月二三日の条に収められている。留守官は人心動搖を理由にその布告を保留して東京に処置方を糾しているのである。東西の意識の差はそう簡単には消滅してはいない。

c 箱館戦争終了後は、政局の不安定さは西国において増大していきつた。東京の変事がどのように増幅されて伝わるか。東京の太政官政府は神經をとがらざるを得なくなる。次の史料（XII—第一九袋—79）はその内情を問わずがたりに洩らしているのである。

「昨十九日夜途中虎ノ御門前ニ於而江藤中弁江及狼藉候趣、別紙之通佐賀藩より届出候付而モ、右懷中書面之通、全ク同藩之卒私怨ニ出、朝政ニ關係之筋ニ而及狼藉義ニハ無之候、且又江藤手疵之義茂別而之浅疵ニ而為差義無之候、當節柄府下之浮説も可有之ニ付、為心得至急申入候也。」

十二月廿日

留守官

御中
猶長崎浦上村邪宗門之輩、断然御所置画、各所江相移申候、尤只今外國公使各種々情態申立、談判最中ニ有之候得共、十二七八ハ政府確定見込通り行届可申与存候、此段浮説如何与存申入候也。」

これによると、東京では江藤襲撃事件が反政府集団によって決行されたこと、また外國政府の圧力によって浦上キリシタン処分が腰くだけになつたこと、という浮説が西国に流布するのを極度に恐れていたことが判明する。明治二年末の政局を考える上でも興味ある史料となるだろう。

d 留守官としては府下民衆の動向に注目せざるを得ない。特に遷都

問題は深刻なものとなっていた。従つて次の史料（XXX—(2)—82—②）のように、京都府庁が激怒することになるのである。

「還幸御延引御布告之儀ニ就而者、過日來段々申出置候儀有之候處、

此度東京より御差廻しニ相成候太政官日誌ニハ既ニ御書載有之候、然も天下江御弘メニ相成、書林ニ而も売出し候事与相考候、府より未発之内下民既ニ悉知候様ニ而ハ當府ハ何を以相立可申哉、全体昨秋説諭之節ハ全ク其御官より之御書翰之旨を以説諭ニ及び候儀ハ明瞭之儀ニ候處、当年ニ到り候而京都府ニ於テと被仰出既ニ日誌ニも被書出候ハ如何之御次第ニ候哉、旁早々御答承り度候也、

三月十五日

京都府庁

留守官

御中

明治二年一〇月中宮東京行啓に際し、府民は沸騰し阻止方に動いたが、京都府は留守官の指示を得たとして、明年京都にて大嘗祭挙行につき還幸と説得したのであった。然るに『太政官日誌』明治三年第一三号には、「当年 還幸之上 大嘗会被為執行候筈ニ候處」、未だ綏撫の道が立たないからと、還幸延期の旨を布告すべき旨の留守官宛達書が掲載されていたのである。留守官はこの達書を受領したのに違ひはなかつたらうが、京都府にその旨を伝達しないまま、京都府庁は『太政官日誌』を入手したのであつた。昨年九・一〇月の府民の沸騰を考えた時、留守官はこれを達することが出来なかつたのか？

(8) 草莽諸隊

戊辰戦争には畿内近国を始め、全国各所に草莽隊が組織され、京都守衛にまた東征軍にとさまざま活動を展開する。

a 山国郷士隊は十津川郷士隊とともに草莽隊の代表的なものであるが、同隊は慶応四年一月山陰班と大坂班にわかれ朝廷に勤王奉仕を出願する。水口民次郎『丹波山国隊史』四一八頁によれば、大坂班は一月二三日、「鳥居、河原林と共に西山彦市、河原林恵次郎が同伴して参与役所へ出頭して、出願の手続を終了した」云々とあり、この願書の内容は、今日伝わっていないとされている。次の史料（XXIV—(2)—11）がこの

大坂班の願書だと考えられる。

奉願口上覚

夏越御祓製作人及
國産献上寵在候郷士并社司

一丹州桑田郡山国庄式内 山国神社之義ハ

三条天皇様長和五年八月、依

勅願御宇山御領山国庄江名田
武年中

光嚴天皇様御宇兵乱銘々奉守護、

正親町天皇

様永禄三庚申年 後醍醐天皇様御宇兵乱御味方奉仕、建

下、各如元任五位六位受領を被下、警衛使長頭家ニ被仰付候、

右等之御由緒兼々奉心得候處、今般騒乱之由奉伺、直様社司共人

數召連上京仕候途中、丹波路

將軍様御下り之由奉伺、引返シ將軍様御陣江駆付候得共、最早奥

路江御立越ニ付、夫々無拋大坂表

將軍宮様御陣中江罷出候

而御披露被成下候處、格別御由緒之私共義ニ付、浪花ニ可被召置

仕候、乍恐前段之御由緒柄被為

聽召、右社司共之義ニ御座

候得

内侍所様之辺ニ被召置、御警衛之義相勤候様被仰付候ハ、難有

仕合ニ可奉存候、若其儀難相叶義ニ候ハ、相応之御役被仰付

下置候ハ、重大之規模相立、難有仕合ニ可奉存候、尚又大嘗会

之節、往古之通五十三尋木奉貢獻度候、且当庄者抜穂良地茂御

座候、旁先段惣御復古ニ相成候半ハ万世之法則茂相立、冥加之至

ニ奉存候間、何卒今度之御直御用辺被仰付ハ、難有仕合ニ奉存

候、此段宜敷御執成御沙汰之程奉願上候、恐惶謹言

丹州山国
式内山国神社五社大明神社司

鳥居 河内守印
河原林 大和守印

中之条 中野 御影 飯嶋
御影支配落合村神主
水野丹波事

「信濃国陣屋

水口氏によれば、この大坂班は因州藩に属させられた山陰班とことなり戦争には出兵せず、あくまで内侍所守衛を願出で、京都において明治二年まで親兵組織を維持しつづけていたとのことである。
b 赤報隊に参加しながら処刑をまぬがれた者の一人に佐久郡落合村神主水野丹波がいる。彼の伝記は長谷川伸『相樂總三とその同志』の「相樂總三の刑死」の章に詳しいが、それによれば、水野は追手をのがれて上京、沢為量・沢宣嘉父子が不在のため已無く自訴し五〇日余の入牢の上放免され、その後奥羽の為量の許で活動、京都に凱旋後に落合村に帰省した処を御影陣屋の者が御尋ね者だとして投獄する。親族で岩村田若水八幡神職柏原重禧がこのことを沢家に出訴し、沢家から書面を貰つて引返し、やっと水野は出牢となつた、とある。次の史料^(XXIII-10-79)は、形式が少し気になるが、沢家がその際政府宛に認めた書付だと思われる。

参与御役所
御役人中

」

同社司三十六名主八十八家物代
西山 彦市郎印
河原林 栄次郎印
小畠 主殿大夫印
野尻 彦七郎印
河原林 栄次郎印
河原林 小源太印

大助

「乍恐奉歎願上候口上覺

御守衛士多田家勤士之内

西村 扇太郎

宍戸 九郎

中山 幸次郎

梁瀬祐齋
奥西唯右衛門家来

メ五人
庄兵衛

同人義、昨年春右陣屋詰之者共旧幕人収納金等持去候様子相見え候ニ付、右之者共へ金子不相渡候様、大助タケル村々説得致し候處、其義御不審有之候様、於京師承り候ニ付、京都府へ自訴仕候處、同年八月中御疑惑相晴れ、御差戻ニ相成候ニ付、当家へ罷出、聊為御國家尽力仕度様申ニ付、則召抱ハグ、奥羽御陣へ差遣し申候、尤勤勞も有之、帰京致し候後、当家用向も有之候ニ付、暫時暇差遣し、同人旧國へ差下し候處、二月廿八日御影陣屋カサグサ呼寄、理不尽ニ無宿牢へ下し候事、右陣屋詰役人 綿貫昌之進、

長谷川氏によれば、水野は明治一四年九月七日、佐久郡前山村の金持ち剣客佐藤源太郎方に寄食していて、淋しく死んだ、とある。享年五四歳。

c 草莽隊の転機は明治二年五月に到来した。太政官が東京に移り、

軍務官支配下の京都屯集草莽諸隊に不満がみなぎり、「浮浪」の徒が彼等と接触する。この月政府は和州宇知郡野原村郷土小和野監物が押小路実潔のもとに組織した集義隊を解散させ、十津川郷を奈良府所轄から軍務官管下に移して十津川郷士への統轄を強め、そして「即今攘夷」を主張して多田隊と接触した八条家家来河合縫殿介、元新選組神崎一二三（府内浪人、元治元年近藤勇の徵募により上京、鳥羽伏見の戦い後の隊員名簿にもあり）、主殿寮下司田中長三郎、御医師湯浅内記等と、彼等と交っていた多田隊士岡本斎宮・青山大助・安藤軍司・山下七郎・湯浅十太郎・野呂瀬三郎・中小路織之助を捕縛・糾問する。その狙いは弘化三年村を出奔した多田院御家人奥西唯右衛門が組織していた多田隊そのものを解散に追い込むことであった。五月二九日大坂府下の多田隊士が逮捕されるのである。次の史料（X—第二〇袋—6）はその間の事情を明かにしている。

右五人之者、病氣ニ付大坂表旅宿迄罷下り出、養生為致罷在候處、五月廿九日大坂御府より右五人之者不残御召捕ニ相成候趣意伝承仕、尤京都御政府より被仰出候御趣意承り候ニ付、一昨二日京都御政府江罷出奉伺上候處、全當御府ニおゆてハ右様之御沙汰無之趣被仰之聞候ニ付而者 參与為御支配と 御守衛士奉蒙居候身分ニ付有之候處、一応之御沙汰も無之縄目ニ御掛被遊、浜方四ヶ所トカ申非人同様之者より召捕ニ相成候儀歎ケ敷次第ニ御坐候處、尚御支配江も奉重々恐入候、乍恐此段一統恐縮仕候得共、出養生之節々御支配江御届ケ可申上答之處、不行届ニ付、右様之次第ニ相成候段、幾重ニも奉恐入候ニ付、以別紙を御詫奉歎願上候間、格別之御憐愍を以、大坂御府江御廻達之儀奉願上候、右願之通御聞済被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

御守衛士多田家

明治二年

巳六月四日

頭取 刑部 次 朔印

同 同 森 本 左 近印
長役 吉 村 雅樂介印
奥西 唯右衛門印

文中の別紙は XI—第二〇袋—8 にあるが紙数の関係上省略する。大坂府が捕縛した五人の内西村（一八才）は西成郡戎之町美濃屋円次郎地借越中屋寅吉、宍戸（三二・三才）は大坂玉屋町奈良屋伊兵衛借家大和屋徳次郎方立入、中山（四二才）は西成郡難波村自安寺立入、梁瀬（六八才）は大坂平野町二丁目米屋宇兵衛借家和泉屋喜助と他の史料に肩書があるようだ、大坂周辺の商人が草莽隊に入っていたのであり、多田院御家人は存在していなかった。多田隊は結局七月解散させられる（多田隊の軌跡に関しては宮川秀一『戊辰戦争と多田郷士』を参照のこと）。

(9) 百姓一揆

a 東国において世直し一揆が旧幕領や旗本領といった権力の真空地帯に頻発していくとすれば、西国において類似の地域を我々は九州の日田とともに中国の作州に見い出すことが出来るだろう。いずれも旧幕府と密接な関係をもった地帯であるとともに幕領・小藩の交錯した地域であり、維新後の民衆の動きに対し統一的に対処する経験を有せず、またその組織も存在しなかった。次の津山藩史料（XXIII—(9)—14）は本文のみ『復古記』第七冊三一五—六頁に掲載されているものであるが、附箋部分も重要である。

〔美作國敝藩領知ヲ始メ三浦玄蕃頭殿 松平右近將監殿・土岐山城守殿・内藤金一郎殿・土居大炊頭殿・脇坂淡路守殿・松平・兵部大輔殿・土屋采女正殿等領知之外、敝藩并右近將監殿兩御預り所并倉敷・生野等御支配所、全国都而武拾六万石余之地、今般 御一新ニ付而そ速ニ人民服 王化安堵可仕管之処、根元僻遠之地頑固之風俗難教化候処、右様所々ガ入組支配ニ相成、政令一途ニ不出、彼是疑惑ヲ生シ、且右近將監殿御預り所之内ニ而新規之義ニモ候哉、間々心得違之者共ニ有之、旁以国内之義傍観仕候而モ不相済候得共、元來小藩之義

附箋(2) | 附箋(1)

ニ付指揮も行届兼、都而モ不束之次第等有之候而恐入候ニ付、默然拱手罷在候處、今以国内平穏之姿ニモ相見不申、此儘打過候内、万一兇賊之徒立入、頑民ヲ煽動シ惑乱ヲ釀シ候様之義出来候而モ、尚以恐入候次第、日夜苦心仕候、隨而右人民為鎮静、朝廷より御堂上方御下向被仰付、全國御支配、政令一途ニ出候様御所置ニ相成候得モ、敝藩始藩々申合、一同尽力仕、早々上下安堵、人民浴皇沢候様仕度、此段奉懇願候、

宣布

御沙汰被

仰付候様取成之程、偏ニ奉願上候、以上

八月廿五日

美作中将内

懸

寅一郎

同 鞍 棚 多 左 門

同

本

多

左

門

黒

田

彦

四

郎

弁事

○附箋(1)この箇所は白紙のみ、質問箇所を示したものか。

○附箋(2)「政令一途ニ不出、彼是疑惑ヲ生し候事申事、
〔虫食〕
□守 上京之義

朝廷江相伺候處、上京可仕旨

御沙汰ニ付、其心得罷在候處、出立当日ニ至、御取締備前藩より□何等

朝廷江御沙汰無之候間、上京不相成段指留ニ相成候ニ付、猶又其趣ヲ以朝廷江奉伺候處、速ニ上京可仕旨

御沙汰ニ付、其旨彼藩江居置上京仕候、且備前藩より御預り地之分ハ、昨年・當年之物成守も半分ハ御用捨可被仰付旨達有之ニ付、既ニ其旨百姓共江申渡候上、昨年收納過ニ相成居候分御下ヶ之義会計局江奉願候處、左様之義ハ難相成段御達し有之甚迷惑仕候旨、

」

。附箋(3)この箇所には附箋の跡があるが現存していない。附箋(1)と同一性格のものと考えられる。

。附箋(4)「今以国内平穏之姿ニも相見江不申事、

本文之如諸藩入込候場所之義 加之右近特許監御領地之義を新之事ニも有之、別而民

心一和不致、小前之百姓ニハ庄屋宅を取廻ミ或ハ捕江彼は徒党ケ間敷事件不少事、

一御一新之折柄 右様之次第ニも甚恐入候事ニ候處、是迄旧幕府之砌ハ何等ヲ以取

締出来居候哉相尋候處、答曰、徳川氏之砌を彼藩准國主与被仰付自ら近傍之藩々より相便り問合等も有之候間、乍不及夫々相談もいたし候得共、當節徳川氏恐入候次

第二も立至候ニ付而モ、一藩人心惕々、加之彼は嫌疑等も有之候間、仮令外藩々問

合有之とも殊更相談も相断、聊も他江口出しも出来不申、此傍覗いたし居候而自

然時変生し候事ニ恐入候事ニ存候旨、

本書端裏には議定の正親町三条実愛、同鍋島直止、同松平慶永、参与

阿野公誠、同木戸孝允、同岩下方平の朱印（慶永のみ墨書印）が捺され

ている。本願書を政府で審議し、より説明を求むべき二箇所に關し附箋

(1)(3)を附し、審問した担当者が三名の説明要旨を記したものが附箋(2)と
(4)に該当する。

その趣旨は、旧幕期に於ては津山藩が一国統御の任に當つていたが幕府瓦解と共にその地位を喪失、諸領交錯地帯のため百姓一揆や騒動の続発に対処しえないと訴えている。ここで年貢半減令が一つのきっかけになつていて、彼等が主張していることは我々の注意を引く。しかも京都政府と岡山藩の指令に違いがあり、政令二途に出ているため問題を益々複雑にしているとして、堂上の下向と同人による一国支配を歎願しているのである。この中には岡山藩に対する津山藩の反感も見えかくれしている。藩主上京に関する岡山藩の干渉については『復古記』第一冊六九五頁を参照されたい。

但し年貢半減令布告について岡山藩を責めるのは、いさざか筋が通らない。炯眼の鞍懸が加わっている以上、これはレトリックか、あるいは

政府批判を表面に立てず、その実政府批判を実行しているかも知れない

のである。

しかしながら堂上下向の件は政府の決定する処とならず、明治元年一月二一日津山藩は再び本多左門・山本双松の連名を以て堂上下向・國內鎮撫方を懇請することとなる（XXII—(7)—33—②）。

b

幕府瓦解が在地の不安定化を加速させた一例に江州蒲生郡のケースを挙げることが出来よう。川越藩（松井周防守）は蒲生郡を中心にして江州内に二万二千石余の飛地を有しており、同藩は武佐宿に役所を設け支配していた。しかし藩主松井周防守が徳川慶喜党与の者とされ、江州知行地が召上げられ、当分の内西大路藩主市橋下総守に同地取締が命ぜられる。慶應四年一月二七日のことである（『復古記』第一冊一一六頁参照のこと）。

その後川越藩の歎願が聞き届けられ、八月二九日東京で江州知行所返還の旨が達せられ、九月五日市橋下総守に引渡し方が命ぜられる。しかしながら、領民は旧幕期の苛政を厭い、九月・一〇月と執拗に返還反対運動を開いたことは『復古記』第七冊五六三頁以下に詳しい。左の一〇月二九日認めの大津県書翰（XXX—(1)—17）もその関連のものである。

「廿六日引渡之儀、双方へ御達後、松井ヨリ受取方懸合候所、市橋留主居他行之由ニ而出会不致、廿八日ニ到り手廻り兼候付、来晦日ニ可引渡旨、使を以申越候由

一兼而京地并大津駅郷宿ニ村々庄屋共出張罷在、廿六日御達、即刻

一昨廿八日武佐駅ヨリ十町程南蒲生野と申所へ八九十人屯集致し彼地へ報告致し候由、

一昨廿八日武佐駅ヨリ十町程南蒲生野と申所へ八九十人屯集致し居、猶追々三千ニ可及、先手之者ハ発途入京之手筋ニ相聞候事、右ハ昨夜八ツ時比、監察之者急行報知、猶今曉武佐宿ヨリも注進之

文章の調子からして、農民屯集の様子を刻々と報ずる急報の一つだと思われる。

このような農民の反対をなんとか説得して引渡事務が行われたのが一〇月三〇日のことであるが、この間の事態を川越藩側がどう見ていたかを示すものが左の史料（XXII—17—16）である。

XXII—17—16

」

以別紙御届奉申上置候

周防守江州領分復故被仰付候付、当分取締市橋下總守より九月十一日引渡可申候之處、鄉民共不居合候段、彼藩より奉伺候付、是迄猶予御聽済相成候處、余程日數茂相立候付、百姓共精々申諭シ、早々請取可申旨

御沙汰御座候、然ル處未タ領分之内民心動搖之村々茂御座候得共、

本文之通一昨晦日請取仕候、依而者精々申諭シ、鎮撫可仕奉存候、

且鄉村役場ハ請取渡相済候得共、其餘金穀書類其外共取始末方之儀、彼藩江掛合中ニ御座候□□而悉皆請取済之上、猶又御届可仕

候、此段奉申上置候、以上、

松井周防守公用人
津坂 七左衛門

十一月二日

弁事

御役所

XXII—1

（17—14）。

尚文中にある本紙は一〇月晦日引渡完了との簡単な届書である

XXII—1

この騒擾は西大路藩の思惑もからみ複雑且つ大規模なものとなつたため、『太政官日誌』第一七四号（明治元年一二月末）には、市橋下總守家来四名の処分と松井周防守への「平日示方之不行届」に関する叱責が掲載されるまでになつたのである。

c 百姓一揆の動きに関しては、政府は極力情報蒐集に力を入れてい

た。権力基盤そのものに直接関係するからである。美作一件では、その関係史料は『復古記』にも収められ、また明治元年一〇月には久米北条郡に五千石の飛地を持つ三州拳母藩にも探索を命じていて（XXX—9—16）。

（19）。

ところで、明治元年一二月、三州西尾藩で勃発した助郷負担がからむ

百姓一揆には政府は特別の注意をはらつた。何故ならば、この一揆は藩主が明治天皇の還幸を迎えるため一二月一五日出向の途次を狙つて蜂起した極めて戦術的に練られた行動であつたからである。その後には諸方に一揆の原因探索方が命ぜられる。左の史料（XXX—8—86）は尾張藩の報告である。

「三州西尾松平和泉守領民沸騰一件ニ付、過日於宮駅被

仰談之趣奉畏、即時出立、事実探索仕候、書取壱通奉指上候、尚見聞之情実委細演舌ニ而申上候様仕度候、以上、

尾張三位中將内

十二月

奥田 謙之介

還幸の行列が宮駅（熱田駅のこと）に到着したのは一二月一七日のことだから、その時尾張藩に探索方が命ぜられたのである。文中の書取とは次の史料（XXX—8—83）を指す。

（XXX—8—83）を指す。

「西尾領八十余ヶ村之農民蜂起仕候儀も、當年柄凶作之處、不当之租税申付候村里も有之候より一統之人心騒擾、且年來助郷出金方ニ付

郡中惣代_申者有之、不正なる取計ひに疑念を生シ罷在之上、今季之出金ニ付□□顕然相見へ候を以、弥混乱を生シ、終ニ徒党集合之場合ニ立至候趣ニ相聞へ申候、□□郡中之事件者惣代之者江委任有之、平常地方役場江立入、万事談合之上取扱候事ニ付、訴訟之筋等申出候共、言路雍蔽、不致徹底候付、今度領主出馬之途中江直訴可仕申合ニ而、平地山与申へ屯集仕候處、右藩目付役之者共罷越、説得を加へ、一旦夫々帰邑為仕候而平定之姿ニ候得共、猶曲直取調

中ニ而未タ四三人ツツ密会仕候風聞も御坐候、旁以於私共全く鎮静
之見留ミ申上兼候、此段

御聞置被成下候様仕度候、以上

十二月

尾張三位中將内
奥 田 謙之介

鬼 頭 重 蔦

吹 原 正 六

西尾藩からは当然事情を弁解する届書(XXX-8-84)が一二月二三日付で弁事役所宛に提出され、更に三河県からも極めて長文の探索書(XXX-9-14)が弁事宛に提出される(受取は明治二年一月五日)。

これらを踏え、明治二年一月、政府議定官内で方針が検討される。次の史料(XXX-8-85)が議定官某の意見書である。

「松平和泉守領分土民蜂起之一条、領主ヨリ之届書・三河県・刑法官・尾州藩之探索書照シ合候処、既ニ領主ヨリ惣代之者共免除し、尚曲直を取糺シ可申出趣相見得候付、先其藩ニ御任せ、此上早々処置相付、御届申上候様御達相成可然、乍去

御通輦之折柄、右柄土民動搖イタシ候儀、兼而民政ハ國之根本たる事候処、別而如何之至ニ候得共、此節迄ハ御沙汰ニ不被及候間、屹与公平之处置ヲ以土民安堵イタシ候様始末可取計旨之意味、御達書ニ相見得候而可然カ

付、一応見込御尋可然、且亦右処置相付候上、弥公平ニ出、
土民安堵之有無ハ三河県江探索イタシ候様可被仰付
」

附箋「異存無之候事

刑法官」

意見を出した人物は特定出来ないが、端裏に中山忠能と松平慶永の朱印があるので、両人のものかも知れない。本意見書の末尾には鍋島直正・徳大寺実則・中山忠能・松平慶永・鷹司輔熙・中御門経之(以上議定)、福岡孝弟・大久保利通・阿野公誠(以上参与)の朱印が捺されている。尚文中に言及のある刑法官探索書は今のところ不明である。

写真2

このような審議を経て松平和泉守に指示が下ったのが明治二年一月一八日のことである。

(10) 民衆願書

a 福沢諭吉が自著の偽版の多きに憤慨したことは有名な事実であり、實際にも明治元年一〇月、東京府に「翻訳書重版之義ニ付奉願候書付」を提出していたことは、『福沢諭吉全集』別巻所収の彼の願書写からも明かである。この願書は、同書注記によれば福沢の自筆ではないとある。

ところで『復古記』原史料のXXX—10—73には福沢諭吉自筆の右願書草稿が存在する（写真2）。美濃紙九枚のものである。文章が各處で推敲され、訂正後のものがほぼ全集所収史料と一致するが、それでも字句は若干異同がある。

東京府宛提出書類にもかかわらず、何故草稿が提出されたのかは、

〔増補和解西洋事情附録添中本四冊重版表通り〕の箇所に付せられた左の附箋から判明する。

〔和解西洋事情 附録共四冊〕

此書、校正人膳所ノ藩付、先生より同藩江掛合相成候由御ぬし有之候、済次第此願書指出候趣御座候、右相分り次等否早速可申上候、」つまり、正式の提出以前に、東京府へその草稿が提示されていたのである。諭吉の新政府に対する慎重な態度がうかがえる。従つて当然清書された願書そのものも提出されたであろうが、それに関しては今のところ不明である。また東京府宛書類が何故この史料群に入ったかも、もう少し調べる必要がある。

b 明治二年一〇月といえば、京都府民にとっては中宮が東京に行啓の時であり、政府の政策に対する不満も強まつていった時期に当るが、

そのような時、京都府が設けていた目安箱に左の上書 XXVIII—(1)—50 が投げ込まれる。差出人は「下京 裏借家之者」となっている。

「乍恐奉申上候、

御帝御上々様御守護御大名様方、天下泰平為万民之東京迄之御苦勞被遊、蒙御恩猶又市中之者江文道算用仁義忠孝之道ヲ為学小学校所ヲ給事、誠ニ有難蒙大恩事也、

上々様御留主中火之用心第一無怠可相守、唯家職ヲ大切ニ致し難義之者ヲ救イ御留主中堅ク可相守はづ之所、仁義忠孝之道ヲ亡、人々之難義ヲ不思、唯売買之欲ニ迷、惡節致事、大人非人之者也、我々者共深悲候得共、無言甲斐借家住居之者故、不止事得唯御苦勞按有心者共昼夜ぬし合、我々暮居候事ヲ乍恐申上候、猶又世乃風節ニ承利、先

將軍様世ニコウエキ場所所々外國者共ヘ日本之地ヲ賣給ふ由ヲ風節ニ承、若左様御事御座候得モ、誠ニ日本第一之誤利也、

抑人皇四十四代乍恐

元正天皇ト奉申御宝諱永高之皇女ト奉申、舍人親王唐土江以遣唐使ヲ、日本唐土之因被伝候ト聞伝え、猶又秀吉公高名ヲ願事アリト言共、外國ヘ日本之地ヲ賣事なし、古今來迄為

天下忠死輩多シト言共、外國ヨリ之ヲ助事不聞、左様者日本本地ニヨリ候而モ上様御苦勞被遊、泰平御世ニ相成候共、若又外國之者共必乱ヲ好事御座候得者、下々誠ニ難義致候間、色々我々も工夫致し候処、世ニ大切な金銀費多し、第一道具金物女カンザシ之類ニ多ク用入、万代相恩之君之忘御恩、仏法ニ垢離金銀ヲ費シ、無益之勵

構、日々増長致事堅ク被誠置可申候、猶又万民大切なる金銀ヲ費事、堅禁制被遊、日本村々町々之内より能物之理ヲ識者ヲ撰出し、一ヶ村老町内三人ヅ此役ヲ被申附、^(万民能此理忠不忠ヲ分別而万代相恩之君江御恩達る様申聞せ、是迄持所致所之金銀之金物道具女カンザシ之類、村役町役ヲもつて集メさせ、以金札壳あげ、以金銀道用金被遊、若又外国人江地面被壳候事実節ニ御座候得者、以此金地面ヲ買もどし、其上ニ而コウエキヲ被止被下候得、日本泰平誠ニ虫食)喜可申候、譬神社仏閣之金物ニ而も天下為泰平ニ相成候得者御咎無之様ニ相意得、譬寺々之ツリ金ニ而も通用錢ニ致し、何卒天下泰平之御世ヲ思候者也、

明治二己巳ノ十月

下京
裏借家之者

本史料は当時の作文作法に則っていない、というより文章を作る立場の人々では無かつた民衆が認めたものである。明治二年後半の最大の民衆の課題は物価騰貴と金札・金銀錢貨拵底だったのであり、それに対するストレートな方策がここにおいて主張されているが、そこには一町の総代制の構想が提起され、物価騰貴の背後にある交易問題と民族問題も視野に入っている。武士階級や知識人層なら、ここで当然「即今攘夷」の主張をもつてくるところなのだが、民衆は外国交易停止という旧幕以来の主張を依然示しながらも、富豪層から調達した金銀正貨を以て外国に売却した諸利権を買いもどせと民衆的倫理感にもとづいて提案するのである。また彼等が天皇以下の東京移動をあくまで一時的なものとらえ、京都を「御留守」中としていることも確認しておくべきであろう。

(11) 宗教政策

a 明治初年の仏教界はあらゆる面で多事多難であったが、具体的な政局との関連で大問題となつたものに高野山事件がある、その関係史料

は『復古記』第六冊四七九頁以下に豊富に收められているが、事の発端は大坂の慶喜勢力に対抗する狙いで慶応三年一二月一三日鷺尾隆聚一行が高野山に拠つた時にあつた。この時鷺尾勢を積極的に支持したのは学侶・総分・聖の高野山三派の内総分方だつたのである。これがため新政府は慶応四年三月三〇日、一山寺務総職に総分方の興山寺を任命、反対する学侶方は猛運動を展開し、一山は蜂の巣をつづいたような大騒動となつていつた。『復古記』第六冊五二二頁には鷺尾勢の一員として高野拳兵に尽力した土州の大橋慎三の陳述書が示されているが、次の史料(一一第5号—1)も高野拳兵組の立場からの事情説明書である。

「乍恐奉言上候

過日拝謁被仰付候節、高野山学侶方歎願仕候書付數通御渡之上、篤与反答可仕旨奉蒙、御意恐入候、早々総分方僧徒呼出シ、總而学侶方々申立候趣探索仕候處、御書附中江所々附紙等仕、其上手扣一通奉差上候、冤白之義ハ篤与御高覽奉希度奉存候、乍去以前之寺格・由緒等取調候得モ双方共無理ならざる事のミ候、就中総分方ハ昨冬驚殿御出張初登山之砌最早勤功も定候事、先般寺務総職被仰付候次第ニ御坐候得モ、是迄之規格由緒ニ関係仕筋更ニ無之与奉存候、國家大難之日ニ膺り尽力仕候事ハ実ニ不容易事候、御回復之大号令被仰出候後も何様学侶方も色々心配仕候得共、十二月十三日登山之節も総分方のミ投命シテ尽力仕候事も則我々其場ニ臨ミ承知仕候事故、何様学侶方々奉申上候共、御聞込等被為在候而未決而不相済事与奉存候、宜敷奉蒙御配慮度奉歎願候、尚委敷事ハ參殿、拝謁仕候上奉言上候、頓首謹言

四月二十八日

正親町三条公殿下

三宮耕庵
藤村四良

宛先の正親町三条実愛は当時三条岩倉両人の下で中山忠能とともに輔弼の大任を議定兼任で勤めていた。三宮・藤村とも幕末国事に尽力、生死の境をさまよい、鷺尾の高野拳兵に勇躍参加した面々である。この高野事件は容易に解決せず、明治二年に入りこむこととなる。

b 廃仏毀釈の大風は明治初年日本全国を荒れくるったが、中でもその程度がきわめて極端だったのが、当然のことながら伊勢神宮周辺であった。左の史料(XXIV—(1)—40)も同地の事情をよく伝えていている。尚文書は折紙一枚を綴った形をとっている。

「別紙歎願書、知恩院より願出候、勢州御神領内寺院共還俗願出候様御内諭嚴敷度会御府より御沙汰ニ付、血涙相歎候得共、願出不申候ハム如何様之御咎被

仰出候哉難計、恐縮之余り追々還俗願出、寺号御廃止、建物什具仏具迄、其儘還俗之者へ被下置候儀ニ付、忽廢仏廢寺ニ成行、一宗之僧侶悲歎無限折柄、相残候寺院

御参拜通輦御道筋ニ付、寺院仏閣仏像等急速取扱様嚴重被仰渡、当惑難渋仕候趣を以、知恩院江届出候ニ付、御多事之折柄奉恐入候得共、切迫之儀ニ付無拋愁奏仕候間、知恩院歎願之通、右相残り候寺院

御参拜通御被為遊候節、門前江板囲仕候而、勢州

還幸之上解開可申候間、出格之

御仁恤を以、歎願之通

御聞済被成下候ハム、一宗挙而難有可奉存旨申立候間、此段宜奉願上候、以上、

知恩院門跡内

大塚主膳

制度等へ得と打合、評議之上更可承候」

巳
一月廿七日

弁事
御役所

明治天皇の伊勢神宮参拝は三月一二日におこなわれているが、度会府ではこれを機会に、未だ還俗命令に抵抗している寺院の破却を狙つたのであった。東幸・再幸時における、見せたくない箇所への板囲指令は各地の史料に頻出するが、度会府ではそれとどまつてはいなかつたのである。本文中言及のある別紙歎願事は残念ながら今の処不明である。当時の度会府知府事は公卿の橋本実梁、判府事は杵築藩士の元田直、この両名が全國に類例を見ない極端な廢仏政策を押し進めていたのである。元田は国学系というよりは父竹溪以来の儒学の系統を引いている。このことも明治初年の廢仏毀釈問題を考える場合の一つの留意点である。

c 仏教界における恐慌・混迷の情況と対照的に神道関係者の意氣はいやがうえにも昂揚する。氏子改めは明治三年長崎県で試行され、明治四年に全国的に施行されることになるが、早くも慶応四年の初頭にその構想が政府部内で提起されることになる。次の史料(XXX—(5)—38)からもその一端が伺えよう。

「方今

王政復古神祇道御興起被 仰出候ニ付而天下之人民弥奉尊敬

神社

皇國之教令堅相守、邪法ニおいてハ益嚴禁之旨被仰出候、仍之以來諸國共產土之神社ニ誓ハセ候て邪法相糺、且人數改致し候而人

員帳神祇局相届可申候、右ニ付而者向後

神州之古典ニ基キ葬祭改革之儀勝手次第被免候事、

。附箋「可然筋ニハ候得共、大ニ吟味逐候而ハ即今却而混雜ヲ可生カ、猶内外國外國

」附箋

文中神祇局と述べているので、神祇事務局が設置された慶應四年二月三日より閏四月二一日の間のものであるが、更に「神祇道御興起」、「邪法」云々との語句から見て、王政復古・神祇官再興が布告された三月一三日、五榜の高札指示が指令された同月一五日の直後に本書が認められたと推定される。ここに氏子調帳を神祇事務局に集約する構想が既に提起されている。文末にある神葬祭指令は閏四月一九日に行われた。但し附箋からわかる通り、政府部内には相当強い反対論も存在していたのである。残念ながら筆者やその所属は不明である。

d 太政官政府における浦上キリシタン処罰問題は、箱館戦争が終結した明治二年後半の重要な課題の一つになつて、いた神道国教化政策からすれば放置不可能な問題であり、かといって処罰すれば前年の経験からシヴィヤーな外交問題になることも明白であった。その両者を如何に組みあわせるかの「苦慮」が左の史料 XXX—(9)—8 にはよくあらわれている。

「長崎ヨリ往復手次

一耶徒精詳取調ヘノ上、惣人員其他要件東京江報知スヘキ事、

但報知人、大忠ヨリノ添書持參スヘシ、

一前条報知ノ旨趣ニ依リ直ニ左之件々々諸藩江御達之事

一耶徒幾人御預ケノ事

但長崎ヨリ其藩江護送次第、故障ナク直ニ受取、諸賄等

差支リナク様心配致スヘキ旨ヲ達スヘシ

一蒸氣帆前等運輸艦御借揚之事

但何月何日迄着可致様、尤モ當時國元繫船ニ無之、摂

海辺碇泊ニモ可有之哉ニ付、此度國元報知ノ者氣ヲ附ケ

可申、只々右日限ヨリモ早ク着崎、御用ニ可相立旨ヲ要

スル段ハ格別ニ達スヘシ、

文中神祇局と述べているので、神祇事務局が設置された慶應四年二月三日より閏四月二一日の間のものであるが、更に「神祇道御興起」、「邪法」云々との語句から見て、王政復古・神祇官再興が布告された三月一三日、五榜の高札指示が指令された同月一五日の直後に本書が認められたと推定される。ここに氏子調帳を神祇事務局に集約する構想が既に提起されている。文末にある神葬祭指令は閏四月一九日に行われた。但し附箋からわかる通り、政府部内には相当強い反対論も存在していたのである。残念ながら筆者やその所属は不明である。

d 太政官政府における浦上キリシタン処罰問題は、箱館戦争が終結

した明治二年後半の重要な課題の一つになつて、いた神道国教化政策からすれば放置不可能な問題であり、かといって処罰すれば前年の経験からシヴィヤーな外交問題になることも明白であった。その両者を如何に組みあわせるかの「苦慮」が左の史料 XXX—(9)—8 にはよくあらわれている。

「長崎ヨリ往復手次

一耶徒精詳取調ヘノ上、惣人員其他要件東京江報知スヘキ事、

但報知人、大忠ヨリノ添書持參スヘシ、

一前条報知ノ旨趣ニ依リ直ニ左之件々々諸藩江御達之事

一耶徒幾人御預ケノ事

但長崎ヨリ其藩江護送次第、故障ナク直ニ受取、諸賄等

差支リナク様心配致スヘキ旨ヲ達スヘシ

一蒸氣帆前等運輸艦御借揚之事

但何月何日迄着可致様、尤モ當時國元繫船ニ無之、摂

海辺碇泊ニモ可有之哉ニ付、此度國元報知ノ者氣ヲ附ケ

可申、只々右日限ヨリモ早ク着崎、御用ニ可相立旨ヲ要

スル段ハ格別ニ達スヘシ、

附り、御用中運用ノ諸費ハ長崎ニ於テ御渡相成ル段ヲ達スヘシ

右兩条ハ諸藩公用人ヲ右府公御邸被為召、極密 御沙汰ノ上、
其藩ニ於テ即刻至急飛ヲ以テ國元報知致スヘキ様、旁嚴重御達
可相成、素ヨリ他漏洩ナキヲ固ク戒ム勿論タルヘシ
但此藩々多ハ大坂以西ニ付、長崎エ帰ル蒸氣艦便ヲ以テ
撰海辺同行ナレバ、藩ノ手都合尤モ速ニ運フヘシ

一前条諸藩ヘ御達シ済ニテ、先前報知人其旨趣篤ト申含メ、速ニ長
崎ニ帰スヘシ

一但追テ横浜ニ於テ外国人知達ノ時日ヲモ知セ帰置ク勿論タル
ヘシ、

一報知人帰崎セハ、前件御預御借船等ノ事、九州其外藩々役人自
然出崎有之節ハ尚出先ニ於テ便宜ノ所置ハ御委任ノ通タルヘシ、

一諸藩ノ艦長崎ニ廻着スヘキノ時日ヲ見合セ日限ヨリ横浜ニ於テ外
国人御達之事、

一神押式宣教大意等ハ至急精撰ノ上、前条外国人知達砌、天下ニ御
布令之事、

一浦上村耶徒転任一件相濟ミ都合鎮定ノ報告ヲ待テ宣教使差向ラル
ヘキ事、

一同村其他前途ノ取締リ目的相立チ宣教ニ取掛リ候後ニ至リ、先前
長州御預ケノ耶徒改心ノ者帰村之事、

一長州御預ケノ耶徒改心ノ者帰村之事、

一文中の右大臣は明治二年七月八日輔相より転じた三条実美、大忠とは

彈正大忠渡辺昇のことと、彼は同年八月一五日大忠となり、九月九州に

派遣されているので、九月から一〇月の文書と推定される。本史料から

我々は政府が諸藩への内密の示達から外国への報知、宣教使の派遣と宣

教大意の布告まで、内と外をにらみ合せながら綱渡り的に事を処理しよ

うと意図していたことを知ることが出来る。尚大教宣布は明治三年一月三日のことである。

(12) 政府部内史料

a 『復古記』原史料の中には、どのような理由で法令が発布されたのかを示す多数の史料があるが、次の史料(XXX—(4)—69)もそれに関連するものである。

「官堂上府藩県社寺等之家來、小者雇入之仲間篤体之者之内、間々町人之店ニおいて高価之品を纏之代錢を以押而買取、又煮売屋ニ而飲食之上、代料不相払立去り候ものも有之哉ニ相聞候付、向後右様之輩も即特擄取可申、逃去り候ハム仮令主家之門内たりとも付ヶ入可請取旨申付候之間、其筋々々ニおいても嚴重申聞せ置、万一右様之次第有之ハ速ニ引渡候様向々江御達有之度候、依而如斯候也、

十二月十五日

京都府

弁事

御中

これは、京都市中における諸家雇入小者の押買・無錢飲食行為の横行に手をやいた京都府が、政府に一二月一五日付でその取締方を申入れた書翰であるが、政府はこの書翰の文面を下敷きにして布告文に書きあらため、同月一八日行政官布告として発するのである。『法令全書』を見ただけでは、何故この布告が出されたのかは皆目見当がつかない。また布告文に書き改める時、どの箇所をどのように手を加えるのかも判明するおもしろい史料である。

b a では京都府から提出された書翰がどのように政府内で審議されたかは不明であるが、次の仁和寺宮願書一件になると、相当程度それがあきらかとなる。事は明治元年一二月二四日兵部卿官使木村右衛門の出願(折紙、XXIV—(2)—78—①)に始まる。

「當宮御復飭ニて將軍并軍務之事を被遊候上、又候ニ寺務僧職之事をも被遊、名実齟齬難相立ニ付、此辺何卒御評議有之度事、」

文末に参与福岡孝弟の朱印があり、筆跡も彼のものである。福岡の意

「當宮支配仁和寺伽藍惣代鎮守且本殿向等都而是迄旧幕府より修覆ニ相成候處、方今時勢ニ付旧冬復飭被仰出候後、右修覆等之儀被相伺候處、猶追而御沙汰可被為在段被仰出畏被存候、然ル處右伽藍其外共追々破損所相増、忽難被捨置場所も有之難渋被致候、其上去ル六月北越出軍ニ付、臨時入用夥敷、殆被致當惑、知行所不殘引当ニ差入、種々融通を以漸被及出兵候處、留守中ニ本殿雨漏所々出来、無拋場所而已仮縫致し候儀ニ御座候、且凱陣ニ付尚又多分入費有之候得共、逆茂融通難相成、剩前頃融通方之儀ニ付、當年収納米余程減少ニ相成候、旁以差当り必至難渋被致候、此儘ニ而ハ勤向等ニ茂差支、甚被致心配候、依之恐入被存候得とも、御金壹万両拝借被願度、尤返上之儀者仁和寺末寺諸國諸寺院より収納物其余等を以無相違返上被申候、實以恐入被存候得とも、無拋前件被願存候、何卒相協候様訳而宜御沙汰奉願上候、以上、

兵部卿宮使

木村右衛門

十二月廿四日
弁事

御役所

北越出兵が仁和寺宮に対しても多大の負担を強いた如くである。

この出願を受けた政府部内では、一万両の融通をするかどうかよりも、復飭した仁和寺宮を依然として仁和寺寺務に従事させていいかどうかの問題がとりあげられたことは、左の意見書(XXIV—(2)—78—⑥)に明かである。

見に同意として議定の鷹司輔熙・徳大寺実則・中御門經之・伊達宗城・鍋島直正・中山忠能・松平慶永、参与の阿野公誠・廣沢真臣、暗殺を前にした横井小楠が朱印をおしている。印の位置は輔熙を最上位として議定が上、参与が下である。

福岡の意見を受けて、仁和寺宮に千石を下賜し寺務僧職と完全に無関係にする次の案（XXIV—(2)—78—⑦）が作成される。筆者は判然としたい。

「仁和寺宮復飭ニ付

山階宮ノ如ク千石現米四百石下賜、寺務僧職之儀總而関係無之様被仰付可然歟、

但仁和寺伽藍惣代鎮守向等、是迄旧幕府ヲ復覆之儀者寺領を以可取計様被仰付可然歟、

本意見書には議定の鷹司輔熙・伊達宗城・中御門經之・徳大寺実則・松平慶永・鍋島直正と参議の大久保利通・福岡孝弟の朱印がある。大久保と福岡の印が下部に位置する。

このような審議を経て、明治二年一月八日弁事は輔相三条実美に審議書類を附して決裁を仰いでいる。三条はこの伺書（XXIV—(2)—78—④）に自筆で意見を書き入れる。

「別紙仁和寺宮之事件、山階宮ノ如ク云々ノ押紙評、其儘入貴覽候、御決定願入候也、

正月八日

輔相公惣而所存無之候、御尤御評議と存候、但シ寺務裁判ノ義何人ニ可被命哉、院家中ニも可有之哉、宜敷願候也。

三条も議定・参与の意見に異議はなかつたが、寺務の責任がどうなるのかが気になつたのである。この三条の指示をうけ、寺院掛（議定・

参与・弁事の分課を指すと思われる。『法令全事』明治二年一月一八日

達を参考のこと）が次のように立案（XXIV—(2)—78—⑤）する。

「仁和寺宮復飭ニ付、山階宮ノ如ク千石下賜り、寺務總職關係無之、

伽藍修覆等之義總而寺領ヲ以可取計旨被仰付候義可然歟、尤右院家幼年、少僧

都ニモ候得共、外五ヶ院惣而無住ニ付、不得止事、右之通り被仰付、當分之間ハ此迄寺務商量致居候出世住侶皆明寺僧正照道江後見被

仰付可然哉、尚乞 高評

寺院掛

但し後見を指名するかどうかについては、寺院掛担当参与だった阿野

公誠から「一先院家菩提院江被仰付、後見之御沙汰者彼より願書可上義与存候」と意見が出された（右史料への端裏附箋）ので、結局一月二四日、政府は菩提院に対し「今般兵部卿宮寺務總職之儀被免候、就テハ其方寺務總職被仰付候事」と達するとともに、兵部卿宮宛に「高千石但現米四百石」下賜と、「自今寺務總職之儀、一切不可関係之旨」を御沙汰書の形で示達するのである。

c 政府部内の審議は法令・布達だけではない。人事問題も当然重要な審議対象となる。人事関係史料もかなり存在するが、その一例を示すと左の如くである（XXX—(1)—24）。

〔 捲 〕

戸田大和守蕃
高橋 大三

行政官史官試補被

免度事

微士

依病氣願

川合左五郎
笠松判事被免

右跡江被

仰付如何之事

附箋「此通り被仰付可然候」

附箋には議定の正親町三条実愛、徳大寺実則、松平慶永、参与の副島種臣と阿野公誠が朱印をおしている。

この史料は職員録で推定する限りでは明治元年一〇月のものと思われ

藤堂藩
中川九稼
〔附〕

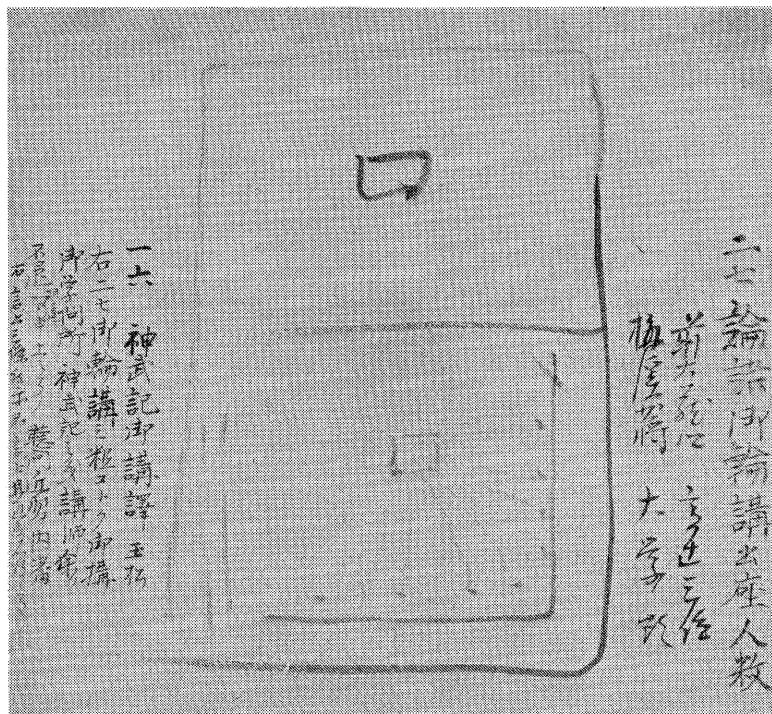


写真3

る。このようにして人事が決定されると、その伺書には本史料にもある通り、匱の朱角印が右上の部分におされることとなるのである。

d 明治天皇もまだ若年ながら政治の前面に出されるようになつてくる。特に慶応四年閏四月二一日からは毎日辰刻学問所へ出御、万機の政務を「被聞食候」に付、輔相が奏聞を開始する。帝王の政務教育の始動であった。そして明治二年一月二三日には玉松操が天皇の前で神武記の講義を開始する。写真3の史料(XXX—(3)—11)はその後に記されたものであるが、そこでの輔相三条実美のコメントなど、彼が相当こまかく見ていることがわかる。即ち次のようになつてている。

「二七論語御輪講、出席人数

前大蔵卿 高辻三位

梅渓少将 大学頭

一六神武記御講祝 玉松

右二七御輪講之粗コトク御構

御學問所 神武記之義、講師余り不退可申上之事、聽問近習内番、
右言上三条被示、即言上、且近習心得候事、

つまり玉松の講祝がすこしうる過ぎるので、もう少し前に進んでおこなわせるようになると三条が具体的に指示しているのである。

また明治天皇は諸侯や旧旗本もふくむ朝臣の忠誠の対象であらねばならなかつた。五ヶ条の誓文への諸侯・朝臣の誓約は慶応四年三月一四日一回限りのものではなく、明治四年に至るまでくり返しおこなわれたのである。明治天皇は玉松から講祝を受けた二日後の一月二十五日には小御所に出席して諸侯以下の誓約を受けている。史料XXX—(2)—89がその具体的な様子を示している(写真4)。彼等は膝行して「御誓詞」の前まで進み、玉坐に向つて拝礼、それから少し座を左に移動させて名簿に署名した上で膝行のまま退出する。図の左上には三条右大臣とならんで出役

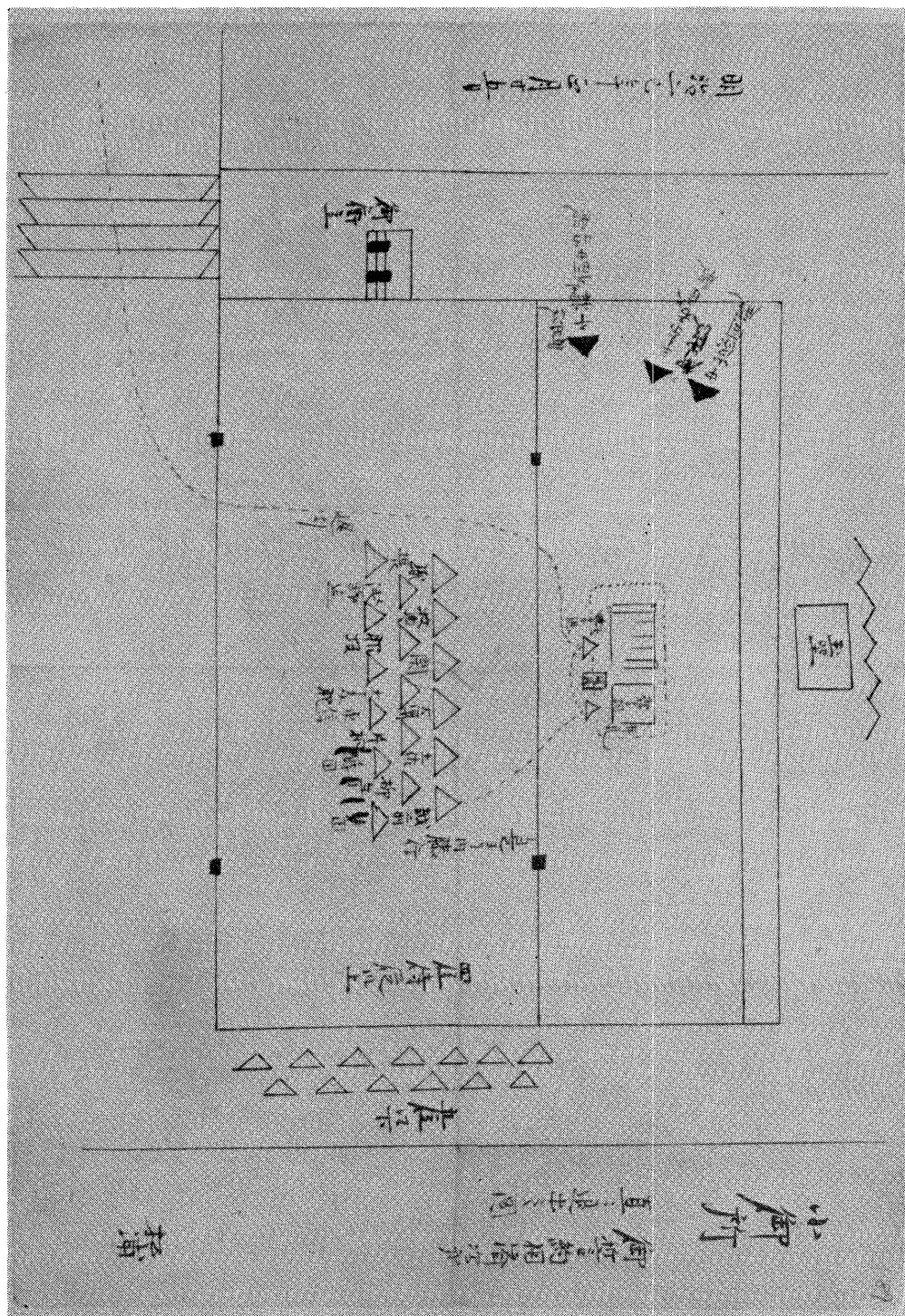


写真 4

として千種前中将と中山儀同の名が記されている。

e 『復古記』原史料の中にはかなりの政府印の史料があるので、ここにその一部を紹介しておこう。

写真5は慶応四年一月の参与役所黒印（タテ四・七五センチ×ヨコ四・五五センチ）である（XXIII—(8)—31）。返却された通行証なのだろうが抹消されている。印字を「参与役所」と読みたいが自信はない。写真6は同年二月の弁事伝達所黒印（タテ四・四センチ×ヨコ四・四センチ）である（XXX—(2)—18）。印字は「弁事局記」と読める。写真7は明治元年九月の弁事伝達所朱印（タテ四・五センチ×ヨコ四・五センチ）である（XXX—(2)—64）。印字は「弁官事記」と読める。写真8は慶応四年二

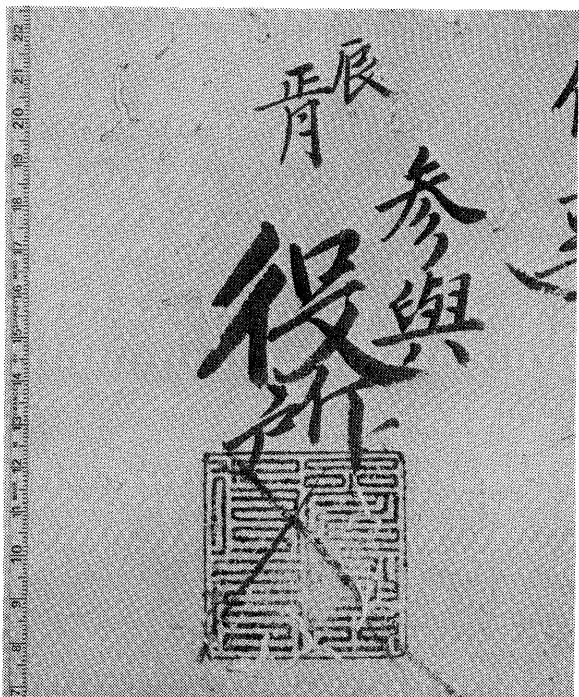


写真5

月の総裁朱印（タテ六・六センチ×ヨコ六・六センチ）である（XXX—(6)—20）。印字は「総裁之印」と読める。

f 紹介したい史料はまだ尽きないが、紙幅の都合上最早不可能であるので、最後に慶応四年四月段階の職員録（XXX—(6)—31）を活字にしておこう。但し閏四月の書き込みがなされている。横半帳で一枚のものである。

「総裁 副總裁 同 議定 有栖川 太宰帥東下
同 岩倉右兵衛督
輔弼 同 中山前大納言在坂
顧問 同 正親町三条前大納言
参与 在坂 小松 带刀

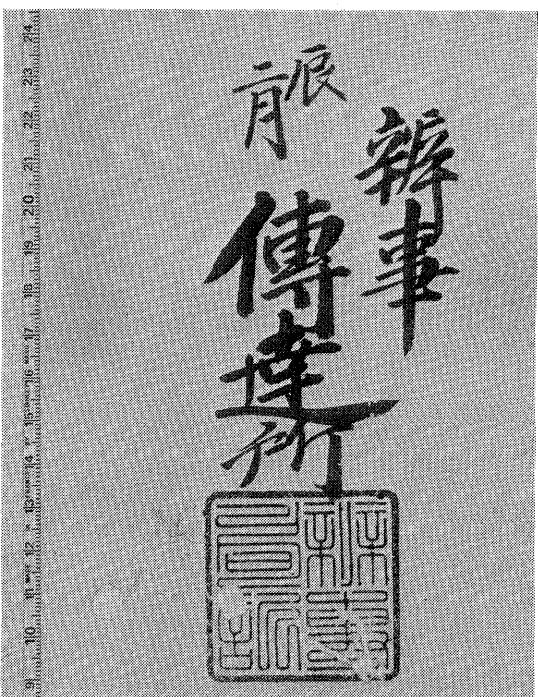


写真6

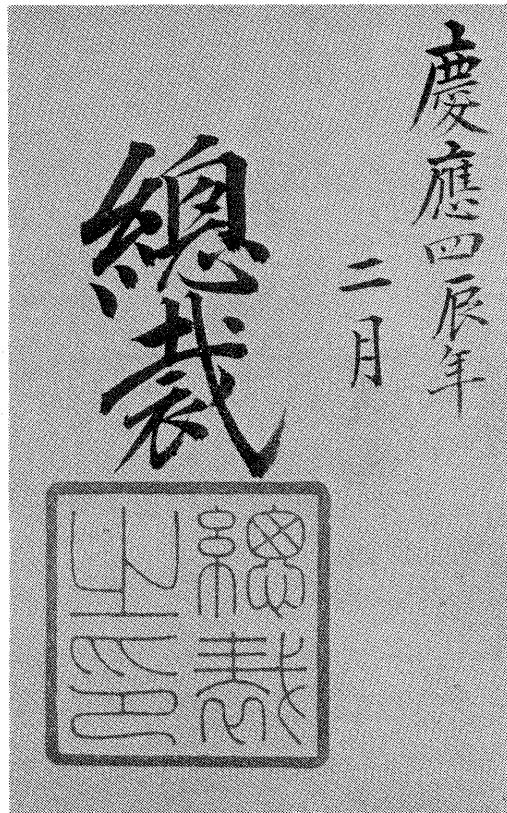


写真 8

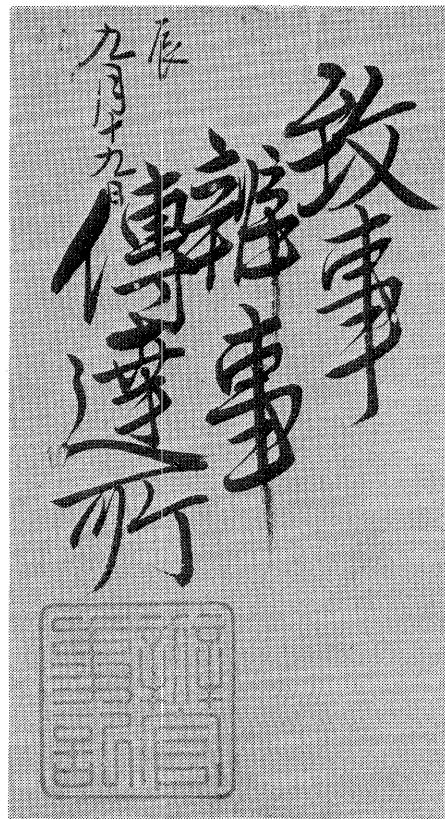


写真 7

筆生 同 史官 試補 同 挂 權弁事 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

官掌試補

官掌

筆生助役試補

内国局督

筆
生

神祇局 輔 督 判事 権

守辰

兵学教授方	当分諸浪士調掛	会計方	会計方	親兵掛	親兵會計方	輔權輔	督	會計局	判事	小原源太郎	安達幸之介	澤原源太郎	権判事
成瀬隼人正	辺藤左衛門	東市正	図書	左門	林多村	木城	沢尾上野	大坂供奉原	貨幣局	金穀取締	同上	同上	同上
辺藤左衛門	東市正	図書	左門	松尾上野	田雅楽大允	座田右衛門大尉	梶川徹介	内山介輔	久世治作	甲斐九郎	文藏	吉田久世	五十嵐初次郎
渡安	藤波	橋本二郎	幸之進	花房勝之進	檜山道左衛門	山道左衛門	山道左衛門	山道左衛門	久世治作	久世治作	久世治作	久世治作	久世治作
辺斎助	藤行藏	山辰次郎	山辰次郎	山辰次郎									
三月廿七日大坂在勤	三月廿八日大坂在勤	四月二日大坂在勤	四月三日大坂在勤	四月四日大坂在勤	四月五日大坂在勤	四月六日大坂在勤	四月七日大坂在勤	四月八日大坂在勤	四月九日大坂在勤	四月十日大坂在勤	四月十一日大坂在勤	四月十二日大坂在勤	四月十三日大坂在勤

長岡	渡辺	次郎吉	四月二日東下
北陸道発向	東山道発向	同	四月十一日下坂
同	同	同	同
二月	三月	二月	二月
喜兵衛	見	喜兵衛	喜兵衛
永	井元右衛門	永	井元右衛門
森	谷小右衛門	森	谷小右衛門
国	磯田	国	磯田
枝	谷田	枝	谷田
岩太郎	喜代三	岩太郎	喜代三
彦助	出信二郎	彦助	出信二郎
南	馬太郎九	南	馬太郎九
部	川彈正	部	川彈正
彦助	平坂信八郎	彦助	平坂信八郎
同	上田清兵衛	同	上田清兵衛
同	森治兵衛	同	森治兵衛
同	伊織	同	伊織
大坂在勤中	大坂在勤中	大坂在勤中	大坂在勤中
大坂	大坂	大坂	大坂
勤	勤	勤	勤
森	森	森	森
森	森	森	森
上	上	上	上
川	川	川	川
彈	彈	彈	彈
正	正	正	正
治兵衛	治兵衛	治兵衛	治兵衛
伊	伊	伊	伊
織	織	織	織
木村	木村	木村	木村
本村	本村	本村	本村
土倉	土倉	土倉	土倉
修理助	修理助	修理助	修理助
荒尾	荒尾	荒尾	荒尾
駿河	駿河	駿河	駿河
近衛新前左大臣	蜂須賀少將	五條少納言	五條少納言

中嶺永吉	橋本安芸	吉見三河	初川右兵衛大尉
鷹司前右大臣	肥前前中將	堤右京大夫	
福岡藤次	松室豊後		
寺嶋陶藏			
當分判事兼勤			
横浜裁判所在勤			
辰閏四十二	横井平四郎	副嶋二郎	
山田阿波介			
藤嶋常陸			
能勢撰津介			
速水左兵衛大尉			
赤尾左衛門権少尉			
三十月三日被仰付			
筆生試補			
この中には、本章(5)の b で述べておいた平坂信八郎が会計局奥羽両州 疏、開拓使出仕等、それぞれの場所で活動することとなる（維新史料編 纂事務局引継史料中「平坂重民願書並履歴書」を参照のこと）。			

おわりに

以上のべてきたことを、今後の見通しをも含めまとめる以下のように
になるだろう。

一、『復古記』は太政官歴史課、修史局、修史館、帝国大学臨時編年

史編纂掛等において継続的に編纂が進められ、その完成は明治二二一年一月のことであった。

二、「復古記」編纂に関しては、大名公卿華族から提出させた「家記」とともに、京都太政官（太政官が東京に移つてからは留守官）史料記が利用された。

三、右の京都太政官史料とは、修史局が明治八年七月から八月、京都御所で史料調査をおこない、紫宸殿西納殿辛戸にあつた関係史料を東京に廻送させたものである。

四、京都太政官史料（以下『復古記』原史料という）は、沢渡広孝等によつて整理がすすめられ、その一部は「総裁局記」、「内国事務局叢書」、「弁事局叢書」、「行政官叢書」と表題を付され、『復古記』編纂の際、随處で利用された。

五、『復古記』原史料は、今回の整理において、三一項に大分類され、総点数が約二万一千三百点であることが確認された。但し若干未整理部分があり、最終的な総点数はこれよりいくらか増加する。内一点毎に内容を点検し、カード等で内容の確認が可能となつたものは、今のところ五二七五点である。『復古記』原史料は平成三年四月より史料編纂所で一般に公開される。

六、『復古記』原史料は、『復古記』に引用された場合、旧仮名遣いに改変されるなど若干手が加えられているので、史料引用の際には原史料をチェックする必要がある。また編纂が急がれていたため、原史料が存在するにもかかわらず「家記」からの引用で済されている箇所も多いので、「家記」史料引用の場合には、原史料の有無を確認する作業が不可欠である。

七、『復古記』は戊辰戦争の展開を明かにする処に主眼がおかれていたため、『復古記』原史料が全体として有效地に利用されたとはいがた

い。『復古記』原史料は京都太政官政府史料を中核とし、幕末期から明治四年八月留守官廢止迄の史料を含んでおり、『復古記』に利用されている場合には史料底本として、また利用されていない圧倒的多数の未公開史料は、今後戊辰戦争と明治初年史研究の重要な史料となると考えられる。

八、史料編纂所としては、今後一点毎のカードを完成させ、それらを年代順、地域別、分類別に整理する作業を進めるとともに、将来的には『復古記』補遺史料集の形で史料集編纂を展望すべきだと思われる。

今回の史料整理・調査に当つて、赤門倉庫からの搬出を始めとして多大の援助をいただいた維新史料室のメンバー、ほこりまみれになりながら一点毎の修補・番号付け・封筒入れの作業に全面的に協力していただいた井上多恵子・上田菜津子・内山由美子・大岩亜由美・数野よし子・国原美佐子・窪田啓子・窪田理恵・坂井新二・鈴木一二三・高橋南海子・高橋麻理子・高山有紀・原田和美・松下幸子・三宅美智子・宮崎陽子・山田祥子・山本佐和子の各氏に心から御礼を述べたい。

ただ、本史料の存在を筆者に教え、その整理を力説していた河内八郎氏が、この整理の一段落を見ることなく平成二年五月一日急逝されたことは筆者の痛恨事である。

本作業は昭和六三年・平成元年・平成二年の三ヶ年にわたる文部省科学研究費補助金（一般研究c）の援助のもとにおこなわれたものである。